

第1回愛媛地方最低賃金審議会

資料

令和6年7月8日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第1回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和6年7月8日

1 愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）	1
2 愛媛地方最低賃金審議会各規程について	
(1) 愛媛地方最低賃金審議会運営規程	3
(2) 愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程	6
(3) 愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱	9
(4) 愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領	12
3 令和6年度愛媛地方最低賃金審議会運営申合せ事項	
(1) 専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について（案）	15
(2) 実地視察及びヒアリングについて（案）	16
4 中央最低賃金審議会への諮問文（写）	17
5 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版 (令和6年6月21日閣議決定)（関係部分抜粋）	19
6 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定） (関係部分抜粋)	31
7 愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表（案）	37
8 令和6年度愛媛地方最低賃金審議会 特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート（案）	39
9 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	41
11 物価高騰の影響が長期に及ぶなかで、地方からの若年者の流出を食い止める ことや人材確保の視点からも、物価を上回る賃金引き上げや男女賃金格差是正 等の取り組み強化を求める要請書（2024年5月13日） 日本共産党 愛媛県議会議員 田中克彦	47

11	要請書（最低賃金に関する5項目についての要請）（2024年5月23日） 全労連四国地区協議会	49
12	地域別最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明の送付について (2024年6月10日) 愛媛弁護士会 会長 和田資篤	51
13	JAL 不当解雇撤回と最賃1500円実現を求める申入れ (2024年6月21日) JAL 不当解雇撤回・最賃1500円実現 四国キャラバン実行委員会	57
14	愛媛県最低賃金の改正に関する資料	
(1)	愛媛県最低賃金	61
(2)	愛媛県最低賃金年次別推移	62
(3)	愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ	63
(4)	全国の地域別最低賃金時間額グラフ（令和5年審議後）	64
15	令和5年度地域別最低賃金の審議・決定状況	65
16	令和6年度 業務改善助成金のご案内	67
17	愛媛県内経済情勢報告（令和6年4月 松山財務事務所）	71
18	企業短期経済観測調査結果の概要（2024年6月）－愛媛県分－ (2024年7月1日 日本銀行松山支店)	83
19	法人企業景気予測調査結果 愛媛県の概要 (令和6年4～6月期調査 松山財務事務所)	91
20	愛媛県金融経済概況（2024年6月19日 日本銀行松山支店）	99
21	管内の雇用失業情勢（令和6年5月分）について (令和6年6月28日 愛媛労働局)	109

愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）

(任命年月日 令和5年4月1日)

区分	氏 名	現 職	備 考
公益代表	いの うえ ゆう き 井 上 雄 基	弁護士	
	その だい まさ え 園 田 雅 江	国立大学法人愛媛大学客員准教授	
	たけ い な お こ 武井 奈保子	弁護士	
	みや たに しのぶ 宮 谷 しのぶ	特定社会保険労務士	
	もり もと あき ひろ 森 本 明 宏	弁護士	
労働者代表	しら いし こう じ 白 石 浩 司	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	
	そ が かず き 曾 我 一 樹	UAゼンセン愛媛県支部支部長	
	たけ がなる きよたか 竹箇 平 貴隆	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	たけ もと りょうけん 竹 本 良 賢	日本基幹産業労働組合連合会愛媛県本部副委員長	
	の むら ま り こ 野 村 真理子	NTT労働組合四国総支部執行委員	
使用者代表	あ べ よう こ 阿 部 陽 子	三浦工業株式会社人事部人事課長	
	お の ゆう じ 小 野 雄 史	新居浜機械産業協同組合理事長	
	こ いけ ひさ し 小 池 久 志	浅川造船株式会社執行役員総務部長	
	たけ うち えい じ 武 内 英 治	伊予商工会議所副会頭	
	や つ づ か ひろし 八 塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	

(注) 各側委員の掲載順は50音順である。

愛媛地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の出席)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係労働者及び関係使用者の参会)

第6条 審議会は、会長が必要と認めるときは、関係労働者及び関係使用者（以下「オブザーバー」という。）の参会を求め、その者を会議に参加させ、審議会の求めに応じて意見を述べさせることができる。

2 オブザーバーは、労使委員から推薦された者の中から、審議会の合議のうえ愛媛労働局長が指名するものとし、労使各2名以下とする。
3 オブザーバーの参会の態様は、審議会の同意を得て、会長が決定する。
4 オブザーバーは、審議会の議決に加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会長が必要と認めるときは、前条の規定によるほか、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第9条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(答申書等の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度愛媛労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和34年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 愛媛地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(委員の出席)

第3条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適切な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適切な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(意見の聴取)

第5条 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛媛地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。

(議事及び運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和34年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、審議会の各小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、必要な事項について定める。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、審議会の審議事項にかかる特定の問題について審議を行う。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会は、審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々3人をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときのほか、委員からの開催の請求があったときに、委員長が招集する。

2 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

(会議の開催と議決)

第5条 会議の開催は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席を必要とする。

2 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(委員の出席)

第6条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、前条の会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けなければならない。

(意見の聴取)

第8条 小委員会は、必要に応じて委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第10条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議結果の報告)

第11条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(要綱の改廃)

第12条 この要綱の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この要綱は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領

(要領の目的)

第1条 この要領は、愛媛地方最低賃金審議会等（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会等の活動を広く一般に説明することができるようになるとともに、審議会等の円滑な運営に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この要領の対象とする審議会等は、次の会議とする。

- 一 愛媛地方最低賃金審議会
- 二 愛媛地方最低賃金審議会専門部会
- 三 愛媛地方最低賃金審議会小委員会

(審議会等の会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- 一 公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- 二 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- 三 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第2条各号の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の7日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続きその他必要な事項を記載した開催通知を、愛媛労働局掲示板に掲示するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月8日から施行する。

(案)

令和6年7月8日

専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について

令和6年度における専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議については下記のとおり合意する。

記

1 専門部会について

(1) 専門部会の審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

一つの専門部会の審議回数は、概ね3回（実地視察及びヒアリングを除く。）を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用の仕方について

専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

2 愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について

(1) 審議は、愛媛地方最低賃金審議会（本審）及び小委員会で行う。

(2) 審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

審議回数は、概ね3回を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(案)

令和6年7月8日

実地視察及びヒアリングについて

令和6年度における実地視察及びヒアリングについては、下記のとおり合意する。

記

1 実地視察及びヒアリングについて

実地視察及びヒアリングは、その実施について本審議会の委員から申出があった場合に行う。

(写)

厚生労働省発基 0625 第 2 号
令和 6 年 6 月 25 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 武見 敬三

令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版
(令和6年6月21日閣議決定)**

<関係部分抜粋>

I. 新しい資本主義の進捗と実現

1. 2024 年の改訂の考え方

「新しい資本主義」では、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環を実現することを目指してきた。

まず「賃金」が上がる。その結果、「消費」が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための「投資」を行うことで、「労働生産性」が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。これにより、「コストカット型の経済」から「成長型の新たな経済ステージ」へと移行することを目指してきた。

他方、これまでの30年間のデフレ経済下では、生産性が上がれば賃金が上がると言われていたものの、実際には企業収益が伸びたときですら、賃金は上がらなかった。

長年にわたり染み付いたデフレ心理を払拭し、「賃金が上がることは当たり前」という方向に、社会全体の意識を一気呵成に変えることが必要である。

当初から、新しい資本主義では、以下の3点をテーマとして掲げた。

- ① 「市場も国家も」「官も民も」による新たな官民連携
- ② 課題解決を通じての新たな市場の創造、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎の実現
- ③ 課題解決を通じての一人ひとりの国民の持続的な幸福の実現

また、基礎的条件としての経済安全保障の徹底。

これらの点は、2022年6月に閣議決定したグランドデザイン及び実行計画、2023年6月に閣議決定した2023年改訂版で一貫して主張してきた。

また、その実現に当たっては、分配の目詰まりの解消、官民連携による成長力の確保、民間も公的役割を担う社会の実現の3点に注力してきた。具体的には、官民連携による賃上げ、設備投資、スタートアップ育成、イノベーションの推進を同時に拡大するための施策を実施するとともに、新たな官民の連携を粘り強く呼び掛けてきた。

今般、2回目の実行計画の改訂に当たり、新しい資本主義実現会議において審議を繰り返したところ、こうしたこれまでの新しい資本主義の取組の方向性は正しかったこと、そして、デフレから完全に脱却する歴史的チャンスを手にするという合意に至った。

私たちは、昨年を大きく上回る春季労使交渉での賃上げ、史上最高水準の設備投資、史上最高値圏の株価といった成果を手にしている。しかしながら、我が国のデフレ脱却への道は、いまだ道半ばである。

年初来、対米ドル円レートは1割程度円安が進んでおり、その影響は半年から1年かけて物価上昇率に反映される可能性がある。政府と日本銀行には、緊密に連携し、経

済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていくことにより、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することが求められる。その際、年初来進行している円安の影響が、今後物価に反映されてくることも踏まえ、円安が今後の物価に与える影響についても十分に注視する必要がある。

デフレを抜け出すチャンスをつかみ取れるか、後戻りしてしまうかは、今回の実行計画の改訂に基づく、これから対応次第である。物価高を乗り越えるために、今年、物価上昇を上回る所得を必ず実現し、来年以降に、物価上昇を上回る賃上げを必ず定着させる。

物価上昇を上回る賃上げを「定着」させるためには、中小・小規模企業の賃上げの「定着」が必要であり、このため、中小・小規模企業の「稼ぐ力」の向上に全力を挙げる。我が国の生産年齢人口は減少しつつあることに鑑み、構造的な人手不足状況の中で、これを達成するためには、省力化投資の加速的促進・仕事をしたいシニア層のための環境整備等の人手不足対策、価格転嫁等の我が国の商慣行における定着が不可欠である。

これらを含め、今般の実行計画の改訂において、一層の取組の具体化が必要な項目を以下に明らかにするとともに、新しい資本主義の取組全体の加速を図るため、2024年改訂版の閣議決定を行うものである。

2. 経済構造改革の加速

人類は、従来の延長線上にない非連続な技術革新がもたらす歴史上大きなパラダイムシフトに直面している。テクノロジーの進化に伴う産業構造の変化が非常に速いスピードで進んでおり、テクノロジーを活用することで中小・小規模企業もグローバルに販路を広げることができる好機である。

また、社会課題の解決を通して、眠れる資産を活用しての新たな市場の創出、さらに、既存企業の事業の省力化や自動化、働き手のリ・スキリングによる労働生産性の向上、といった潜在能力を我が国は秘めている。

成長と分配の好循環を図り、賃金と物価の好循環をより実感の伴う形で本格化させたためには、大局的な視座の下、各産業分野の構造的課題を把握した上で、政策を組み合わせ、経済構造の改革を成し遂げなければならない。

世界でも人口減少・少子高齢化にいち早く直面する我が国においては、人材・資源・資金・データが円滑に循環することで、スパイラル状に付加価値を高め、継続的な所得向上を実現する成長戦略として、以下の3つの循環を作り出していく。

- ① 生産性を高め供給を増やす循環：人口減少を機会と捉え、産業の革新（スタートアップの成長、既存企業のイノベーション・事業承継・M&A）を促し、リ・スキリングと労働移動を通じて供給サイドを強化することで、継続的な所得向上を実現する。
- ② 需要を増やす循環：社会課題解決を通して需要を開拓し、対価を伴う付加価値の高い解決策を生み出すことで新たな市場を創出・拡大し、その成果を可視化していく。
- ③ 海外とつながる循環：海外との双方向のつながりによって、ソリューションの海外展開、投資や人材の流入を促し、市場拡大を加速させる。

社会課題はブルーオーシャンであり、コストは成長のための投資であるという考え方の下、更なる成長・生産性向上のために、関連する様々な産業において人材・資源・資金・データ等の循環を阻害する規制や商慣習等の「目詰まり」を解消し、構造改革につなげていくことが必要である。旧来の硬直的な規制や経済構造等の「壁」を改革すべく、従来の産業や分野の括りにとらわれることなく、政策を横断的かつ一体的に実行する。

これらによって、我が国が抱える社会課題の解決を通して、所得や幸福感（ウェルビーイング）が継続的に向上する状況を作り出すことで、一人ひとりが明日は今日よりも良くなると実感できる社会を目指す。

II. 人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着

1. 価格転嫁の商習慣化の徹底と中小・小規模企業の省力化投資の加速

労働生産性と一人当たり賃金の間には正の相関があり、労働生産性が高くなると賃金水準が上昇する蓋然性が高いが、OECD 加盟国 38 か国の中で、我が国は 32 位にとどまっている。

また、マークアップ率は、製造コストの何倍の価格で販売できているかを見るものであるが、1980 年時点から各国のマークアップ率が上昇する中で、日本の上昇率は低く、近年では国際的に低い水準となっている。他方で、マネージャーの給与の高さはマークアップ率の高さと相関しているとの分析がある。

我が国でも、この 20 年間で、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった、値段よりも付加価値を重視する消費行動が増加している。付加価値に対して、より多くの金額を支払う消費行動が我が国にも定着しつつあり、マークアップ率向上の余地が生まれている。

今年にとどまらず、来年も、再来年も、持続的な賃上げを定着させていくためには、春季労使交渉における労使の協力に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である。このため、労務費の価格転嫁に加え、人手不足の中で御苦勞をされている中小・小規模企業の皆さんのが労働生産性の引上げのため、省力化投資に官民で全力で取り組む。

(1) 労務費等の価格転嫁の推進

大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵の一つである。中小・小規模企業における十分な賃上げによって裾野の広い賃上げが実現していくことが大切であり、政府としては、あらゆる手を尽してきた。

この結果、民間の調査会社によると、多少なりとも価格転嫁ができている中小企業は、2022 年 12 月時点で 69.2% であったが、2024 年 2 月時点で 75.0% に上昇した。他方、価格転嫁が全くできないと回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（15.9%→12.7%）、残っており、転嫁対策の更なる徹底が必要である。中小・小規模企業の取引適正化のため、価格転嫁の基本的な法律である下請代金法の制度改革も含

め検討を進める。

①労務費転嫁指針の更なる周知（重点 22 業種での自主行動計画の策定等）

昨年末に、内閣官房と公正取引委員会連名の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を、発注者側・受注者側に公表し、違反行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示した。

この中では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、労務費の上昇分の転嫁方針の社長等の関与の必要性、交渉に当たり最低賃金や春季労使交渉の上昇率等を合理的な根拠があるものとして尊重すること、サプライチェーンの先の取引価格も適正化すべき立場にいることを意識して転嫁を認めること等を含め、発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめた。公正取引委員会において、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施する。

また、指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、適切な価格転嫁を、我が国新たな商習慣として、中小・小規模企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、合計 1,873 の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請した。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な 22 業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請し、フォローアップのため、内閣官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置した。

特に 22 業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等を加速する。具体的には、以下の 4 点について、特に、各省庁の進捗状況を確認する。

- i) 指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定について、今月末までに完了すること
- ii) 各業界で指針に沿った対応がなされているかについて、業界団体と連携し、実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討すること
- iii) 公正取引委員会の行う指針の遵守状況についての特別調査に、各省庁も積極的に協力すること
- iv) 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握すること

公正取引委員会・中小企業庁においては、調査結果を踏まえ、独占禁止法と下請代金法に基づき厳正に対処する。

②独占禁止法に基づく労務費転嫁指針の遵守の徹底

取組が不十分な事業者について独占禁止法に基づき 10 社の企業名を公表した。公正取引委員会において、これらの企業の今後の対応を含め、徹底状況について調査を実施し、取引改善を図る。

③下請代金法違反行為への厳正な対処

下請代金法違反行為については、本年1月以降で11件の勧告を実施するとともに、下請事業者への対価を引き下げた場合だけでなく、労務費等のコストが上昇する中で、下請事業者への対価を据え置く場合についても、下請代金法違反となり得る旨を、運用基準の中で明確化した。引き続き、強化された下請代金法の運用基準に基づき、公正取引委員会・中小企業庁において、厳正に対処していく。また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

また、下請代金法の実効性をより高めるため、下請代金法違反により勧告を受けた企業には、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討する。

さらに、賃金と物価の好循環に向けた懇談を開催し、中小企業からの意見を聴取した。ここで意見の出た官公需も含めた労務費等の価格転嫁の周知・徹底、労務費転嫁指針の価格交渉の申込様式の業種特性に応じた展開・活用、小規模企業も含む取引実態の把握の強化、下請Gメンや優越Gメンも活用した下請代金法の執行強化、手形等の支払サイト短縮の後押し等の取引適正化を徹底する。

④地方版政労使会議の開催

賃上げの地方への波及に向けて、地方版政労使会議の開催を実効的なものとするよう、フォローアップを行い、来春の実施に向けた準備を行い、その定着を図る。

⑤消費者に対する理解促進

価格転嫁率は、川下のBtoC事業では相対的に転嫁率が低い、といった課題がある。BtoBの独占禁止法・下請代金法に基づく労務費を中心とした転嫁促進を進めるとともに、消費者に対して、転嫁に理解を求めていく。

(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

①運輸業、宿泊業、飲食業を始めとした人手不足感の強い業種でのA I / ロボット等の自動化技術の利用拡大

データ上、一人当たり労働生産性は、近年大企業が急速な伸びを示しているのに対し、中小企業の伸びが停滞している。人手不足の中、中小・小規模企業の労働生産性向上と、成長の果実が中小・小規模企業に帰属するよう、取引関係について、大企業にも協力をお願いすることが、急務である。

A I、ロボットなど自動化技術を利用している企業は、利用していない企業と比べ、生産性・賃金が高いという相関がある。A Iツールの導入については、特にスキルの不足している労働者がその恩恵を受けやすいことが分かっており、中小・小規模企業の導入メリットは大きい。また、A I、ロボットの利用については、法律・会計士事務所、運輸業、宿泊・飲食等では、特に業務効率の向上が見込まれる。業務効率向上が高く見込まれる産業分野については、特にその利用促進を図る必要がある。

これらを踏まえ、人手不足の中小・小規模企業にA Iツール、ロボットの導入を加速する。

A I、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資について、各事業所管省庁で具体

的プランを検討し、政府を挙げて支援を加速する。

②各産業の自動化技術を用いる現場労働者の育成に向けたリ・スキリング

我が国では、人手不足と言いながら、それぞれの産業で基本的な自動化技術の利用を行うことができる労働者の割合が低い。リ・スキリングの対象として、これらの現場労働者の育成が重要である。

A I ツールは、OJT を補完し、従業員に学習効果をもたらすことも分かっている。

産業の現場の労働者のリ・スキリングに向けて、取組を進める。特に、人手不足感の強い、運輸業、宿泊業、飲食業については、重点的に自動化技術の利用促進を図る。

③中小・小規模企業に対する自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援

企業が予定している設備投資は、「設備の代替」が 57.0%、「既存設備の維持・補修」が 28.5%と多く、「省力化・合理化」、「情報化（I T 化）関連」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」はいまだ少ない。

また、人手不足への対応としても、過半の企業は採用増に頼っており、人手不足にもかかわらず省力化投資を行っている企業は増えつつあるが、いまだ 2 割未満で少ない。省力化投資、人材能力開発の支援策も利用し、中小・小規模企業自身が問題意識を持って省力化、デジタル/ロボットの実装に取り組むことが重要である。

この一環として、面倒な申請書類や、面倒な手続なしに、省力化効果の高い汎用製品をカタログから選ぶ、カタログ式の省力化投資補助金を、3 年で 5,000 億円規模で新設した。省力化投資補助金を通じて、中小・小規模企業の省力化投資を支援するため、申請受付を今月から開始する。また、現在 12 カテゴリ（無人搬送車、清掃ロボット、券売機、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分けシステム、スチームコンベクションオーブン、自動チェックイン機、自動精算機、タブレット型給油許可システム、オートラベラー（ラベルを商品に自動で貼り付ける機器）、飲料補充ロボット）で実施している登録機器等について、中小・小規模企業の声を踏まえ、対象を拡充する。

なお、中小・小規模企業向けの既存補助金についても、利便性を高める執行改善を行う。

④（略）

（3）（略）

2. 非正規雇用労働者の処遇改善

賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。

（1）最低賃金の引上げ

昨年の最低賃金の全国加重平均は 1,004 円と、目指していた「全国加重平均 1,000 円」を達成した。引上げ額は全国加重平均 43 円で、過去最高の引上げ額となった。

今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 非正規雇用労働者に対する同一労働・同一賃金制の施行強化

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の法施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、この差が合理的でないと結論はできないが、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在している。

非正規雇用労働者の処遇を上げていくためには、同一労働・同一賃金制の徹底した施行が不可欠である。この面においても、労働基準監督署が施行の徹底を図っていく。

昨年11月より法施行を強化し、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業のうち、都道府県労働局が指導・助言を実施していない企業については、一律で、労働基準監督署において点検要請書を対面で交付し、点検要請書において、経営者に報告の上、対応結果の報告を2か月以内に行うことを求めるなどしてきた。

また、非正規雇用労働者の正社員転換の際の受け皿となり得る、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員等の多様な正社員や、無期雇用フルタイム社員にも、同一労働同一賃金ガイドラインの考え方を波及させていくことも含め、パート・有期雇用労働法等の在り方の検討を進める。

(3) 非正規雇用労働者の正規化支援強化

昨年11月より、非正規雇用労働者の正規化を促進するキャリアアップ助成金について、助成額を拡充するとともに、助成金の対象となる有期雇用労働者の要件を緩和した。この活用状況についてフォローアップし、更なる正規化の促進策を検討する。こうした取組により、不本意非正規雇用（正規雇用を希望している不本意の非正規雇用）の解消を図る。

(4) 年収の壁への対応

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、昨年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」（①106万円の壁への対応（キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、②130万円の壁への対応（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、③配偶者手当への対応（企業の配偶者手当の見直し促進））を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直し

に取り組む。

III. (略)

IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. (略)

2. 経営者の意向に沿った参入退出

事業承継税制や中堅・中小グループ化税制等、予算・税制措置を最大限に活用することにより、中小・小規模企業の事業承継やM&A・グループ化を推し進め、成長・生産性向上を一層促進する

(1) M&A の円滑化

黒字企業であっても、後継者が不在であるがために、廃業に至る可能性がある。他の方に経営を任せたいと考える社長に対してはその意向に沿って機会を提供していくことが重要である。

M&Aは、従業員一人当たり売上高を伸ばすプラスの効果が確認されており、かつ、複数のM&Aによるグループ化は高い成果が得られることが確認されている。

M&Aの障壁を取り除き、環境整備を進めていく。

①仲介事業者の手数料体系の開示

中堅・中小企業の場合、第三者の紹介により買手を見つけることが大半である。加えて、民間仲介事業者については、売手とは1回限りのビジネスであるのに対して、買手とは複数回のビジネスであるため、買手の意向を強く反映するという、利益相反の問題が指摘されている。

現在は、買収する金額に応じて売手・買手の双方から手数料を集め、かつ最低手数料を高額としているケースも多い。

M&Aを加速させていくため、利益相反構造を軽減する報酬体系の検討や、売手・買手が納得しやすい手数料水準を実現していく方向で具体的な検討を進める。

また、中小・小規模企業が安心してM&Aに取り組めるよう、M&A当事者が確認することができるM&A支援機関データベースにおいて、手数料体系や報酬基準額等のそれぞれの支援機関に関する情報の開示の充実を図る。

②中小・小規模企業への支援の強化

中小・小規模企業が事業譲渡・M&Aを行う際の専門家への手数料支援等について、一層の強化を図る。

また、事業承継・引継ぎ補助金等の支援策について、使い勝手の改善を図る。事業承

継・引継ぎ補助金については、手数料の開示充実や PMI (Post Merger Integration : 買収前後に実施する事業統合作業) の実施等を前提に改善を図るとともに、実績報告の手続等の簡素化を通じ、支払までの期間短縮を検討する。

③PMI の取組の促進

M&A の成功のためには、PMI が適切に実施され、買収前に見込んでいたシナジーが実現することが重要である。中小・小規模企業への PMI の重要性についての啓発や、中小・小規模企業への PMI に対する支援を充実させる。

④経営者保証を見直す枠組みの検討

経営者保証を取らない融資は新規分について一定程度進んでいるものの、既存の債務についてはいまだ経営者保証が残っている場合も多い。M&A の買手・売手双方とも個人保証は残したくないという実態があることに鑑み、メインバンク等が事業再構築や M&A を仲介・支援していく際、経営者保証を見直す枠組みを検討する。

中小・小規模企業の資金調達を強化するためにも、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を引き続き進める。不動産等の有形資産担保に依存しない資金調達の選択肢として、企業のノウハウや顧客基盤等の知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度について、その積極活用に向けて周知に努める。

⑤地方銀行等の金融機関による仲介サービス業務の強化

地域金融機関の中小企業への経営支援強化の一環として、地域金融機関が M&A 仲介、支援にも、より積極的に取り組むことを促す。このため、高度人材の確保を含め、適切な業務運営体制の整備を促すとともに、M&A 支援を積極的に行っている地域金融機関の取組の情報提供やその横展開を通じて、金融機関の取組を後押しする。

⑥M&A の受け皿としての買手の育成

中堅・中小企業の M&A の受け皿としての買手の絶対数がまだ不足している。同業他社への売却を避ける傾向も強いことから、中堅・中小企業の積極的な買手となるプラットフォーマーの育成を図る。

また、買手における M&A 資金の調達が困難という指摘がある。買収に見合った円滑な資金供与が行われるよう、環境整備を図る。

⑦過剰とならないデューデリジェンスの周知

M&A におけるデューデリジェンス（売手側の財務状況等について買手側が行う調査）について、リスク検出のための重要なプロセスである旨を啓発するとともに、当事者の意向を前提として、案件の特徴に応じて、過剰とならず適切なデューデリジェンスとなるよう周知する。

(2) 事業承継支援の多様化

後継者が不在の企業のうち 7 割以上は黒字企業である。事業承継については、承継者

について、現在のストックベースで見ても、同族承継が低下し、企業内部からの昇格やM&Aによる外部からの就任が増加しており、その結果もあり、後継者が不在である企業は低下傾向にある。多様な事業承継を支援するため、金融・税制等の支援措置を検討する。また、経営人材の確保について官民を挙げた広範なマッチングを進める。

①事業承継税制の役員就任要件の検討

事業承継税制については、現行では、その利用のために、役員就任要件（実際の承継時に、後継者が役員に就任して3年以上経過している必要があるという要件）を満たす必要があり、特例措置を利用する場合、本年12月末（実際の税制上の承継期限である2027年12月末の3年前）までに後継者が役員に就任している必要がある。来年以降に事業承継の検討を本格化させる事業者にとって、本年12月までに後継者を役員に就任させることは困難であり、事業承継税制を最大限活用する観点から、役員就任要件の在り方を検討する。

さらに、事業承継税制について、事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体、税理士会とも連携しつつ、制度の周知徹底に取り組むことにより、最大限の活用に取り組む。

親族外・社外の第三者への事業承継を促進するため、マッチングプラットフォームに対し掲載する情報の質の向上等を促すとともに、事業承継円滑化や経営人材確保の観点からサーチファンドの育成に積極的に取り組む。また、有能な人材（経営者）を広く登用し、事業承継を更に促進する観点から、第三者への事業承継を促進する税制の在り方についても検討を深める。

②事業承継・引継ぎ支援センター等の活用促進

M&Aの相手先企業を探す際、事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業庁）や商工会議所・商工会に依頼する比率はまだ低い。事業承継税制も含め、商工団体や金融機関と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターの強化・周知徹底を行う。

③資本性ローンの活用・フォローアップ

日本政策金融公庫等によるコロナ対策として実施された資本性ローンは、民間金融機関からの融資を受けやすくなることが期待されるほか、財務の改善を通じて、経営改善・事業再生に資するものである。資本性ローンについて、その活用状況をフォローアップするとともに、令和6年能登半島地震の被災地域等でも資本性ローンの活用を図る。

④専門家による適切な助言のための制度の周知徹底

中小・小規模企業の経営をサポートする立場にある税理士・顧問弁護士・地域金融機関等の専門家が、事業承継・事業再編、M&Aに関する制度の理解が十分でない場合がある。こうした専門家に対する制度の周知徹底を行い、経営者への適切な助言につなげる。

(3) 私的整理の円滑化

事業再構築については、リーマンショック以降の大きな変化として、債権者との合意により債務整理を行う私的整理が増加してきている。経営者の実情に応じた対応を可能とするため、更なる環境整備を図る。経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるように、諸外国並みに、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出を目指す。

(4) 地方の生活基盤サービス維持のためのグループ化・事業調整の推進

東京都など4都県を除いて大多数の道府県で人手不足率は増加している。地域の生活基盤的サービス維持のため、グループ化、事業調整も含めて措置を検討する。

3. (略)

V～XI. (略)

経済財政運営と改革の基本方針 2024

(令和6年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

1. デフレ完全脱却の実現に向けて

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えており。本年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

岸田内閣は、これまで、「新しい資本主義」を掲げ、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、日本銀行と連携し、適切なマクロ経済運営を行うとともに、官民連携による賃上げや社会課題の解決を成長につなげる投資の促進に向けた取組などを進めてきた。こうした「新しい資本主義」の考え方は、新たな経済ステージへの移行に当たっての基盤となるものである。これらにより、30年間上がらなかつた賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときである。

現状、為替が円安基調で推移しており、また、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。海外経済の下振れによるリスク等も残っているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。

新たなステージへの移行のカギとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。まずは、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させる。安定的な物価上昇の下で、賃上げに支えられた消費の増加及び投資の拡大が、企業収益を押し上げ、その成果が家計に還元され、次の消費の増加につながる。企業はその収益を原資として成長分野に更に投資を行うことによって、企業の生産性と稼ぐ力が強化される。成長分野への円滑な労働移動も可能となり、新たな成長を生み出す好循環が実現する。

あわせて、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民が連携して投資を行う。グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野において、長期的視点に立ち、戦略的な投資を速やかに実行していく。こうして人材や資本等の資源を成長分野に集中投入することによって、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく。

本年の春季労使交渉では、労務費転嫁のための指針が周知されたこと等もあり、労使交渉

の結果、力強い賃上げの流れが生み出された。これに加え、本年6月から実施している定額減税等によって、可処分所得を下支えし、物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する。そして、この流れを来年以降も持続させるため、あらゆる政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく。このため、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化するとともに、企業の稼ぐ力を強化することによって、来年以降、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく。

賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する。あわせて、三位一体の労働市場改革を進め、全世代を対象とするリ・スキリングの強化に取り組む。個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入を促進するとともに、雇用政策の方向性を、雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化へとシフトしていく。

企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。GX、経済安全保障など、社会課題の解決に向けた官民連携の投資、デジタル技術の社会実装、宇宙・海洋等のフロンティアの開拓、海外からの人材・資金の呼び込み等の取組によって、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、経済全体の生産性を向上させる。

日本銀行は、本年3月19日、それまでのマイナス金利政策やイールドカーブ・コントロール等を変更し、金融政策は新しい段階に入った。安定的な物価上昇率の下での民需主導の持続的な経済成長の実現に向け、政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組によって、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させ、デフレからの完全脱却、そして、経済の新たなステージへの移行へとつなげていく。

経済財政諮問会議においては、今後とも、賃金、所得や物価動向を含む経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、経済構造改革の取組状況等について、定期的に検証していく。

2. 豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて

足元の人手不足の大きな要因でもある人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でない

という前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある。これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくことをミッションとして掲げ、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これまでの延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの移行を確かなものとしていかなければいけない。

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保を図るには、人口減少が本格化する2030年代以降も、実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、更にそれよりも高い成長の実現を目指す。このため、今動き始めているDX、GXを始めとする投資の拡大、欧米並みの生産性上昇率への引上げ、高齢者の労働参加率の上昇ペース継続や女性の正規化促進など、我が国の成長力を高める取組が必要である。こうした経済においては、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040年頃に名目1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年度までが、こうした経済構造への変革を起こすラストチャンスである。このため、本基本方針第3章を「経済・財政新生計画」として定め、これに基づき、以下に述べる「新たなステージを目指すための5つのビジョン」からバックキャストしながら、今後3年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていく。

(略)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

(略)

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換の促進、都道府県労働局・労働基準監督署による同一労働同一賃金の更なる徹底を進める。各種手当等の待遇差異に関する調査等を踏まえ、ガイドラインの見直しを検討する。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組む。

(略)

(2) (略)

(3) 価格転嫁対策

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法10の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法11の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

中小企業が、取引・決算データを一括管理し、そのコスト構造を可視化することによって、それを活用する形で価格転嫁を円滑に進め、収益を改善できるよう、2024年度中に、内外におけるそうしたデータの管理・活用の取組に関する実態調査を行う。

官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格制度等の適切な活用を促進する。

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化

日本経済を熱量あふれる新たなステージに移行させるため、地域経済を牽引する中堅企業と、雇用の7割を支える中小企業の稼ぐ力を強化する。

(1) 人手不足への対応

自動化技術等の省力化投資に対する集中的支援を行う。

幅広い業種に対し、簡易で即効性があるカタログ型の省力化投資支援を行う。事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化の取組を促進する。その上で、既存補助事業の

早期執行及び運用改善に取り組む。

運輸業、宿泊業、飲食業を始めとする人手不足感が高い業種において、A I、ロボット等の自動化技術の利用を拡大するため、業界団体による自主行動計画の策定を促す。それらの業種において導入が容易なロボットについて、ハード・ソフト両面の開発を促進する。

自動化技術を用いることができる現場労働者の育成に向けたリ・スキリングを推進する。人手不足の資格職等における「分業」（例えば、教師に対する校務・マネジメントの支援、機械導入によるトラックドライバー業務の軽減等）を推進する。

大企業に対し、中堅・中小企業と協働する新技術・商品開発（オープンイノベーション）や、副業・兼業を通じた中堅・中小企業への人材派遣を奨励する。大企業のDX人材等と地域の中堅・中小企業や地方公共団体とのマッチング支援を行う。地方公共団体や地域の経営支援機関等が連携して行う人材確保・育成・定着に向けた取組を支援する。

（2）中堅・中小企業の稼ぐ力

成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する。サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応を支援する。

中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援を促すため、2024年度中に、企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォームの運用を開始する。

金融支援については、令和6年能登半島地震による被災地域については配慮した上で、2024年7月以降は、支援の水準をコロナ禍以前の水準に戻す。なお、円安等による資材費等の価格高騰の影響を受ける事業者に対する金融支援は継続する。その上で、「資本性劣後ローン」の利用促進、中小企業活性化協議会による再生計画策定支援等を通じた経営改善・再生・再チャレンジの支援に重点を置く。政府系金融機関による資本性資金や中小企業基盤整備機構が出資するファンドの利用を促進し、いわゆるエクイティも活用した成長支援を行う。

不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める。

事業承継及びM & Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。M & Aを円滑化するため、仲介事業者の手数料体系の開示を進める。M & A成立後の成長に向け、実施企業によるPMIや設備投資を促進する。地域金融機関に対し、PMIを含め、M & Aの支援を強化することを促す。経営者保証が事業承継やM & Aの支障とならないよう、金融機関が中小企業に対し事業承継やM & Aに関するコンサルティングを行う際に、経営者保証の解除に向けた方策を提案することを促す。事業再構築、M & A、廃業等について、地域の支援機関が連携する相談支援体制を構築し、その取組の普及広報を行う。中小企業の経営者教育や後継者育成の推進に取り組む。

中堅・中小企業の自律的な成長と良質な雇用創出を促す。地域経済を牽引する中堅企業や売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定

及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。工業用水道や産業用地等のインフラの有効活用・整備・強靭化に取り組む。

小規模事業者の持続的発展に向けて、2024年度中を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出やインパクト投融資の拡大のため、「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を踏まえ、先行事例の実証支援等を行い、事業モデルの整理、支援手法や社会的インパクトの評価手法の確立に取り組む。

(3) (略)

3. (略)

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(1) (略)

(2) 海外活力の取り込み

(略)

(外国人材の受入れ)

(略)

育成就労制度については、必要な体制整備、受入れ見込数・対象分野の設定、監理支援機関等の要件厳格化に関する方針の具体化等を行う。特定技能制度については、受入れ企業と地方公共団体との連携の強化を含め、適正化を図る。最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、適正な労働環境を確保する。

(3) (略)

5～8. (略)

第3～4章 (略)

令和6年7月8日現在

愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表(案)

	令和5年度開催実績			令和6年度開催計画(案)		
	日付	地 賃 等	特定	日付	地 賃 等	特定
4 月						
5 月						
6 月	6.20	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	6.17(月) 13:30	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)
7 月	7.4		特定最賃申出書提出期限	7.5		特定最賃申出書提出期限
	7.6	第1回本審(運営申合せ、地賃改正諮問、地賃専門部会設置等)	第1回本審(必要性諮問、小委員会の設置、小委員会委員の選出等)	7.8(月) 13:30	第1回本審(運営申合せ、地賃改正諮問、地賃専門部会設置等)	第1回本審(必要性諮問、小委員会の設置、小委員会委員の選出等)
	7.14	実地視察(義農味噌株)				
	7.26		第1回小委員会(委員長等選出、審議の公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、必要性審議等)	7.22(月) 13:30		第1回小委員会(委員長等選出、審議の公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、必要性審議等)
8 月	8.1	第1回公益委員会 第2回本審(目安伝達、意見聴取、実地視察状況) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)		7.31(水) 13:00	第1回公益委員会 第2回本審(目安伝達、意見聴取) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)	
	8.4	第2回地賃専門部会(金額審議)			第2回地賃専門部会(金額審議)	
	8.10	第3回地賃専門部会(金額審議、採決) 第3回本審(部会報告・採決、答申)		8.5(月) 10:00	第3回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第3回本審(部会報告)	←結審すれば10月1日発効 ※10月1日発効には、8月5日迄に答申を旨の公示と指定日発効の公示文を作成。
				8.6(火) 10:00	(予備)第3(4)回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第4回本審(部会報告)	
				8.8(木) 13:00	(予備)第3(4)回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第4回本審(部会報告)	
	8.18	第2回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取、結審)		8.9(金) 10:00	(予備)第3(4)回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第4回本審(部会報告)	
				8.13(火) 10:00	(予備)第3(4)回地賃専門部会(金額審議、結審、答申) 第4回本審(部会報告)	
				8.19(月) 10:00		第2回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取等)
	8.28	第4回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)	第4回本審(答申、改正諮問)	8.22(木) 13:30		第3回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取、結審)
				8.21(水) 10:00	第4(5)回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)	第4(5)回本審(必要性答申、改正諮問)
				8.22(木) 10:00	第4(5)回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)	第4(5)回本審(必要性答申、改正諮問)
				8.26(月) 10:00	第4(5)回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)	第4(5)回本審(必要性答申、改正諮問)
				8.27(火) 10:00	第4(5)回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)	第4(5)回本審(必要性答申、改正諮問)
				8.29(木) 10:00	第4(5)回本審(地賃異議諮問、審議、答申、地賃部会廃止)	第4(5)回本審(必要性答申、改正諮問)

**令和6年度愛媛地方最低賃金審議会
特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート（案）**

昭和63年10月13日付け基賃発第24号

2月29日

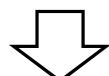
申出の意向表明



法第15条①、則第10条第1項

(7月5日までに)

改正の決定の申出



7月8日

13:30~

第1回最低賃金審議会

改正の必要性諮問、小委員会の設置、小委員会委員の選出



7月22日

13:30~

第1回小委員会

委員長等の決定、公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、業種ごとに必要性有りに異論がないか確認、参考人招致の意向確認と業種ごとに審議日等を検討。



8月19日

10:00~

第2回小委員会

各業種ごとに必要に応じて参考人を招致し審議
必要性の有無について異論がないか確認



8月22日

13:30~

第3回小委員会

各業種ごとに必要に応じて参考人を招致し審議
必要性の有無について結審



法21条、15条②

第4(5)回本審（異議審に併せて）

小委員会報告発表

改正の必要性答申

特定最賃金額改定について調査審議の諮問

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)

2024年5月13日

愛媛労働局長 小宮山 弘樹 殿

日本共産党 愛媛県議会議員 田中克彦

物価高騰の影響が長期に及ぶなかで、地方からの若年者の流出を食い止めることや人材確保の視点からも、物価を上回る賃金引き上げや男女賃金格差是正等の取り組み強化を求める要請書

日頃より、くらしや権利擁護など労働行政に対し、ご尽力に感謝申し上げます。

さて、これまでも指摘してきましたが、内閣府が発表した2020年度の1人当たり県民所得では、愛媛県は247万1千円で、前年度比で9%減の全国43位。順位は、過去30年間で最低となっています。厚労省発表の毎月勤労統計では、24カ月連続、実質賃金減という、リーマン・ショック時をこえ、最長となりました。大手企業の2024年春闇での賃上げは、30数年ぶりといった引き上げとも言われますが、中小企業での賃上げは、その水準にはいたっていないものと考えます。くらしの実感からしても、物価を上回る賃上げにはいたっていません。逆に、異常な円安による、さらなる物価高騰など、懸念される要素もあり、中小企業の倒産や廃業の増加傾向に拍車がかかるとの懸念もあります。

今後、審議会等で議論されるでしょうが、物価を上回る賃上げつまり、生計費を原則とする、都市部と地方との格差を是正する、人材確保のために大手では初任給が大幅に引き上げられたことなどに留意した議論を、期待したいと考えます。

私どもは、時給1,500円、少なくとも手取りで月20万円への引き上げ、そのために時限的に内部留保課税をおこない中小企業を直接支援することを提起してきました。これに加え、派遣やパート労働者等の待遇改善のために、労基法、派遣法、男女雇用機会均等法等関連する法改正の総称として「非正規ワーカー待遇改善法」を提案しております。

物価高騰から、労働者のくらしと地域経済を守るために、貴職のご尽力を要望するものです。

記

1. 最低賃金は、全国一律で時給1,500円への引き上げを。とりわけ、人材確保のために、初任給の引き上げがおこなわれたことや、都市部と地方の格差を是正することに配慮した議論が、おこなわれるようにしていただくこと。
2. 全国一律を視野に、最低賃金法の抜本改正を、本省に求めていただくこと。
3. 業務改善（賃上げ）助成制度をさらに活用しやすいものに抜本的な拡充を。中小企業で助成制度を広げるためにも、社会保険料の減免導入を本省に求めていただくこと。
4. パートや契約社員等非正規労働者の正社員化をはじめとした待遇改善のさらなる促進をはかっていただくこと。「非正規ワーカー待遇改善法」制定を、本省に求めていただくこと。
5. 県内での男女の賃金格差がどう是正されているか、県民に見える化するとともに、男女の賃金格差是正の施策推進や中小企業への奨励金導入等ご検討いただくこと。
6. コロナ禍前まで人の流れが回復するなかで、改めて、学生のブラックバイト対策の周知徹底を、おこなっていただくこと。
7. 中小企業でも、男性の育児休暇等促進するための周知徹底、代替要員等の確保や賃金の保障等、取得を広げるための措置をさらに講じるようご検討いただくこと。
8. 人手不足等のなか、高卒や大卒初任給引き上げ、奨学金一部返還支援など、愛媛出身の若年者の雇用確保・拡大に取り組む事業者へ国の助成金創設について、ご検討いただくこと。
9. 外国人労働者の待遇について、違反や脱法的行為がないよう監督の強化を。

以上

2024年5月23日

愛媛労働局長 小宮山 弘樹 殿
 愛媛地方最低賃金審議会長 森本 明宏 殿

全労連四国地区協議会
 議長 山本 正美

要請書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2023年の改定によって加重平均1004円となりました。しかし、世界ではコロナの感染拡大が始まった2020年以降、最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、米ワシントン2346円、オーストラリア2223円、ドイツ1976円等、欧米ではすでに最低賃金は2000円前後になっています。日本の2023年最低賃金改定は過去最高の引き上げとなりましたが、香川県で918円、愛媛・高知県で897円、徳島県で896円という低さにとどまっているのが実態です。

岸田首相は、「2030年代半ばまでに平均1500円」を政府目標に示しましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京(1113円)と徳島(896円)との差は217円あり、地方から都市部へ人口流出し、地域経済が疲弊していく要因の1つとなっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上(月150時間)、直近の調査では、1700円必要との結果が出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。この問題の解決は、最低賃金の全国一律制度の実現です。

最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料費・人件費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させること、そのための法整備、体制を拡充・強化することが求められています。

このようななかで、最低賃金や審議の在り方等について下記のとおり要請します。

記

- 1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1500円以上とすること。
また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。
- 2) 最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。
- 3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。
- 4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。
- 5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

2024（令和6）年6月10日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本明宏様

愛媛弁護士会
会長 和田資鶴

地域別最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明の送付について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、日本弁護士連合会では、勤労者の地位向上に向けた様々な活動を行っており、当会においても、同様の取り組みを行っているところです。

特に、最低賃金の定めについては、まさに勤労権、生存権保障に直結する労働者のセーフティーネットとして極めて重要な役割を持つことから、日本弁護士連合会は、2020年2月20日付けで「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を、本年4月26日付けで「最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明」をそれぞれ公表し、当会も本年6月10日付けで、別紙の通り思い切った最低賃金額の引上げを要望する「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を公表したところです。

増大する非正規雇用労働者の待遇改善と、賃金の地域間格差の解消、近時の急激な物価上昇に伴う実質賃金の24か月連続の減少に対応するためには、最低賃金の引上げは喫緊の課題であり、増額改定の必要性は疑うべくもありません。

特に愛媛県においては、2023年度の改定によっても東京都との格差が216円、隣県である香川県との格差が21円と、看過し得ない地域間格差が生じている現状に鑑みて、思い切った最低賃金の増額が不可欠であると考えます。

つきましては、日本弁護士連合会会長声明及び当会会長声明を送付いたしますので、よろしくご参照の上、ご審議いただきますよう、お願ひいたします。

敬具

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とするものである（最低賃金法第1条）。賃金上昇率が物価高騰に追いつかず、労働者の実質賃金が24か月連続の減少（厚生労働省「毎月勤労統計」2024年3月）で過去最長となっている状況のもとで、労働者やその家族の生活を守るためにも、賃金の大幅な上昇が急務である。このような現状を踏まえれば、今こそ、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要不可欠である。

現行（2023年（令和5年）10月6日発効）の愛媛県最低賃金は1時間897円であり、全国で3番目に低い金額である。昨年は全国のランク分けが変更され、従前のDランク（4段階の最下位）からBランク（3段階の中位）に引き上げられたことを考慮しても、愛媛はBランクのうち下から2番目であり、Cランクとの優位性はみられない。

ここ3年間は、821円、853円、897円と推移しており、特に昨年は中央最低賃金審議会が示した目安額40円を4円上回る引上げをしたことは評価すべきである。しかしながら、最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約186万5760円（897円×40時間×52週）、月収にすると約15万5480円にしかならない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を依然として下回っている。従前の低い水準での賃金の引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには、はなはだ不十分であって、物価上昇にも対応した大幅な賃金の引上げが必要である。

愛媛県は、全国最高額である東京都の1113円と比べると、216円も低い。ここ3年間の両者の差は、220円、219円、216円とほとんど縮まっていない。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠である。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

昨年から目安区分が従来の4段階（愛媛県はDランク）から3段階（愛媛県はBランク）に変更されたものの、特にCランクでは目安額（39円）を大きく上回る改定が相次ぎ、Cランクとされた山形県・鳥取県（目安プラス7円の900円）、島根県（Bランク、目安プラス7円の904円）など、地域の実相に合わせた大幅な賃上げが相次いでおり、ランク分けを行って目安額に傾斜をつける現行の方式は、その合理性が揺らいでいるといわなければならない。

中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

これらを前提として、当会は、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛県の地域経済の健全な発展を促すためにも、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本

年度の最低賃金額について、実質賃金の上昇を実感できるような大幅な最低賃金額引上げを内容とする答申を愛媛労働局長に行なうことを強く求める。また、中央最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

以上

2024年（令和6年）6月10日

愛媛弁護士会

会長 和田 資彌

最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を求める 会長声明

厚生労働大臣は、本年6月頃、中央最低賃金審議会に対し、2024年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から、本年7月頃、答申が行われる見込みである。昨年、同審議会は、全国加重平均41円の引上げ（全国加重平均1002円）を答申したところ、これに基づき各地の地方最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定され、最終的には、全国加重平均43円の引上げ（全国加重平均1004円）となった。

しかし、時給1004円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約17万4000円、年収約209万円にしかならない。近年の極端な円安やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により、消費者物価の大幅な上昇が続いていることに照らすと、労働者が安定した生活を送るには、ほど遠い水準というほかない。

また、昨年度は、最低賃金額の地域間格差を解消することを目的として、全国各都道府県をAからDの4段階に分け、そのランク毎に引上額の目安を呈示していた方法を改め、これをAからCの3段階とした。しかし、結果としては、地域別最低賃金が最も高い東京都の時給1113円と最も低い岩手県の893円の差は220円となっており、地域間格差は全く解消されていない。

むしろ、東北地方、九州地方を中心にCランクに位置付けられた地方最低賃金審議会において、上記目安を4～8円上回る形の答申が相次いだという特徴がある。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化している。地域経済を維持し、さらに活性化するためには、最低賃金の地域間格差を解消することが急務であることを、地方ほど危機感をもって認識していることの表れである。

さらに、日本の最低賃金が先進各国の最低賃金と比較しても著しく低いことは、従前と変わっておらず、日本の相対的貧困率が15.4%と、先進各国中最悪となっている要因の一つでもある。

ところで、当連合会では、2020年2月20日に「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を公表し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改め、また、一定の猶予期間を設け、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることなく全体の引上げを図るとともに、併せて、充実した中小企業支援策を構築することを求めてきた。

この点、最低賃金の大幅な引上げは、特に地方における中小企業の経営に影響を与える可能性が大きいが、元々中小企業の経営基盤は決して盤石なものではない。したがって、今後、更に最低賃金を引き上げていくに当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにするとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの中小企業支援策を実現することが不可欠である。

当連合会は、最低賃金を取り巻く以上のような実態に鑑み、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、今後予定される中央最低賃金審議会における審議において、地域別最低賃金の格差を少しでも縮小しつつ、最低賃金額の引上げを図り、ひいては、労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展を実現するような方向での答申がなされるよう求めるものである。

2024年（令和6年）4月26日

日本弁護士連合会
会長 淳上玲子

愛媛 労働局

局長 小宮山 弘樹 殿

JAL不当解雇撤回と最賃1500円の実現を求める申入れ

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えた非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

また、JAL 不当解雇撤回を求める JAL 争議団のたたかいも 14 年目を迎え、人道的立場からも早期解決の声が高まっています。四国キャラバン実行委員会としても一刻も早い解決を求めます。

つきましては、私たちの考えを別紙のとおり申し入れますので、交渉日時の設定とともに誠意ある回答および見解を示していただきますよう要請いたします。

記

1、交渉日時 2024年 6月 21 日(金) 13 時 00 分 ~14 時 00 分

2、交渉場所 貴 労働局

3、交渉内容 ①JAL不当解雇撤回に関する要請書について(別紙1)

②最低賃金いつでもどこでも1500円の実現を求める要請書について(別紙2)

4、交渉委員 別途通知します。

2024年 6月 21 日

JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会
 共同代表・谷 英樹(最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員)
 共同代表 中川孝文(JAL闘争支援四国共闘会議・議長)

以上

(別紙1)

愛媛 労働局

労働局長 小宮山 弘樹 殿

「JAL 不当解雇撤回」に関する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回・全国一律最賃 1500 円実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。JAL 不当解雇撤回問題は、資料「日本航空・不当解雇から 14 年目に」のとおり JAL の長年に渡る、もの言う労働組合への敵視政策に大きな問題があると考えています。

例をあげると「JAL 再建管財人による争議権妨害の不当労働行為」「指名解雇に等しい経験者に対する執拗な希望退職強要」、「四度の ILO 勧告と優先雇用を詐った 166 号勧告の無視」「JAL 被解雇者労働組合 (JHU) に対する差別的な対応」などがあります。

JAL は再建後、パイロット約 600 人、客室乗務員は 6700 人以上を採用していますが、争議団からは 1 名も復職させていません。

2018 年 5 月、当時の赤坂社長は「解決に踏み出す」と経営方針を発表しましたが 6 年たった現在も JAL は誠意ある対応をしていません。現在東京都労働委員会で斡旋協議が行われており、JHU から具体的な解決案を提示しているにもかかわらず何ら対応を変えていません。

JAL 日本航空の態度は解雇権の濫用であり、労働組合を敵視し、その破壊を企図したものです。しかし、そういう経営方針は航空の安全に逆行するものであることは JAL の事故の歴史が証明しています。私たちは現在の JAL の安全に危惧を抱かざるを得ません。愚かな歴史を繰り返すことがあってはなりません。

労働行政を統括する貴職として、資料「日本航空・不当解雇から 14 年目に」をご理解の上、下記事項について上申されるとともに貴職の見解を示されるよう要請いたします。

記

- 1、JAL に対し、東京都労働委員会の場で行われている斡旋協議に対し、誠意を尽くし解決するよう厳しく指導すること。
- 2、JAL 再建計画に深くかかわった監督官庁である国土交通省に JHU との話し合いに応じるなど争議の早期解決に積極的な役割を果たすこと。

2024年 6月 21日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文 (JAL闘争支援四国共闘会議議長)

以上

愛媛 労働局

労働局長 小宮山 弘樹 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引き上げが最も有効であると考えています。

さて、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上に昨年来の物価の急騰は実質賃金の低下を招き、彼らにさらに大きな生活苦と困難を強いています。

そこで私たちは「最賃の大幅引き上げ」を貴職に求めてきました。しかし貴職はこれを無視し続けています。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかない、これを無視することは極めて非人道的といわざるを得ません。改めて最低賃金の「大幅引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善と時給 1500 円の実現を求め、以下のように要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。
2. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、生涯 2000 万円にも達する最賃格差や東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象に歯止めをかけること。
3. 最低賃金の地域ランク制を 4 ランクから 3 ランクに改定したが、地域間格差の解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2024 年 6 月 21 日

J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹 (最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員)

以 上

愛媛県最低賃金

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する労働者

前号の地域内の事業場で使用される労働者

3 適用する使用者

前号の労働者を使用する使用者

4 第2号の労働者にかかる最低賃金額

1時間897円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

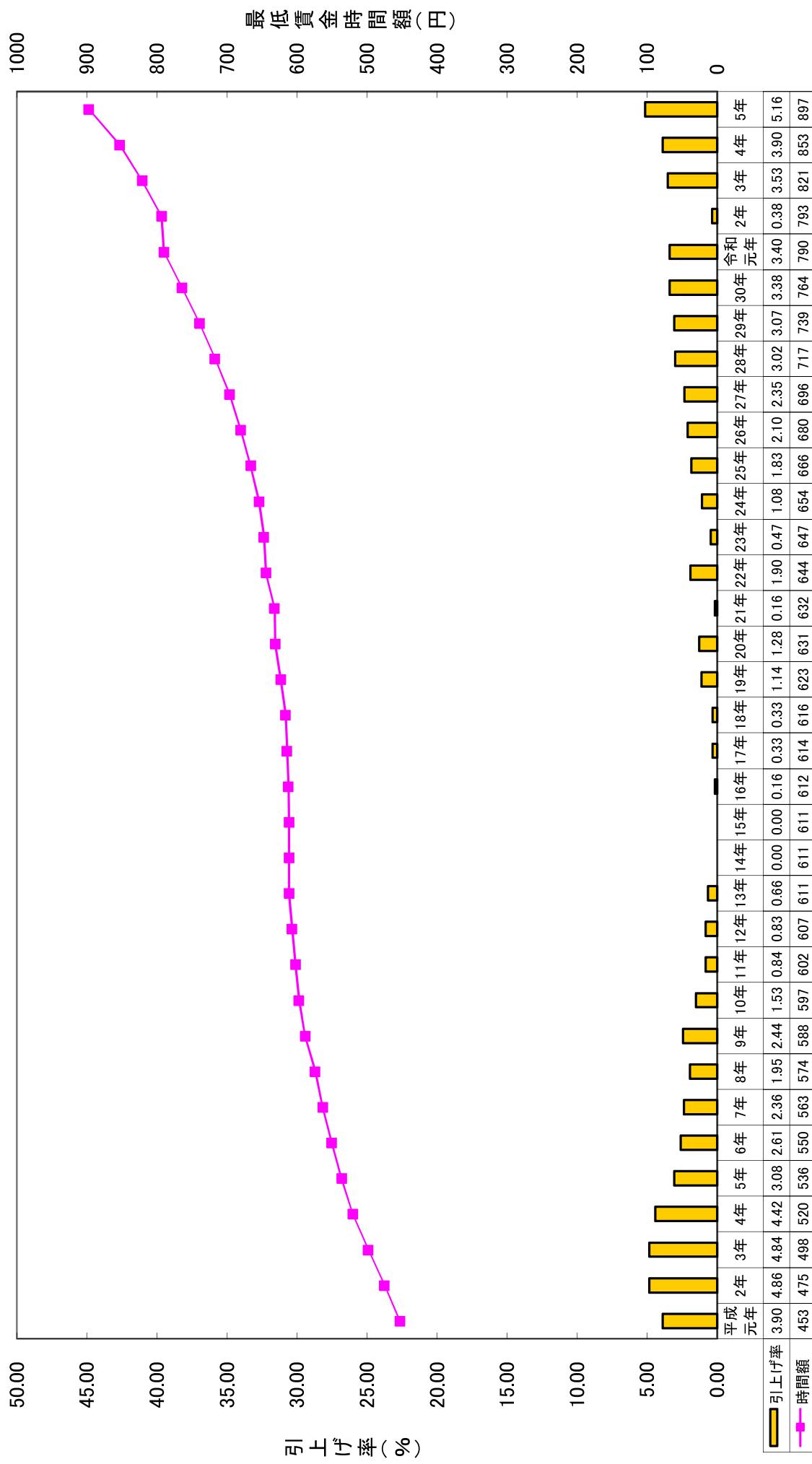
6 効力発生の日

令和5年10月6日

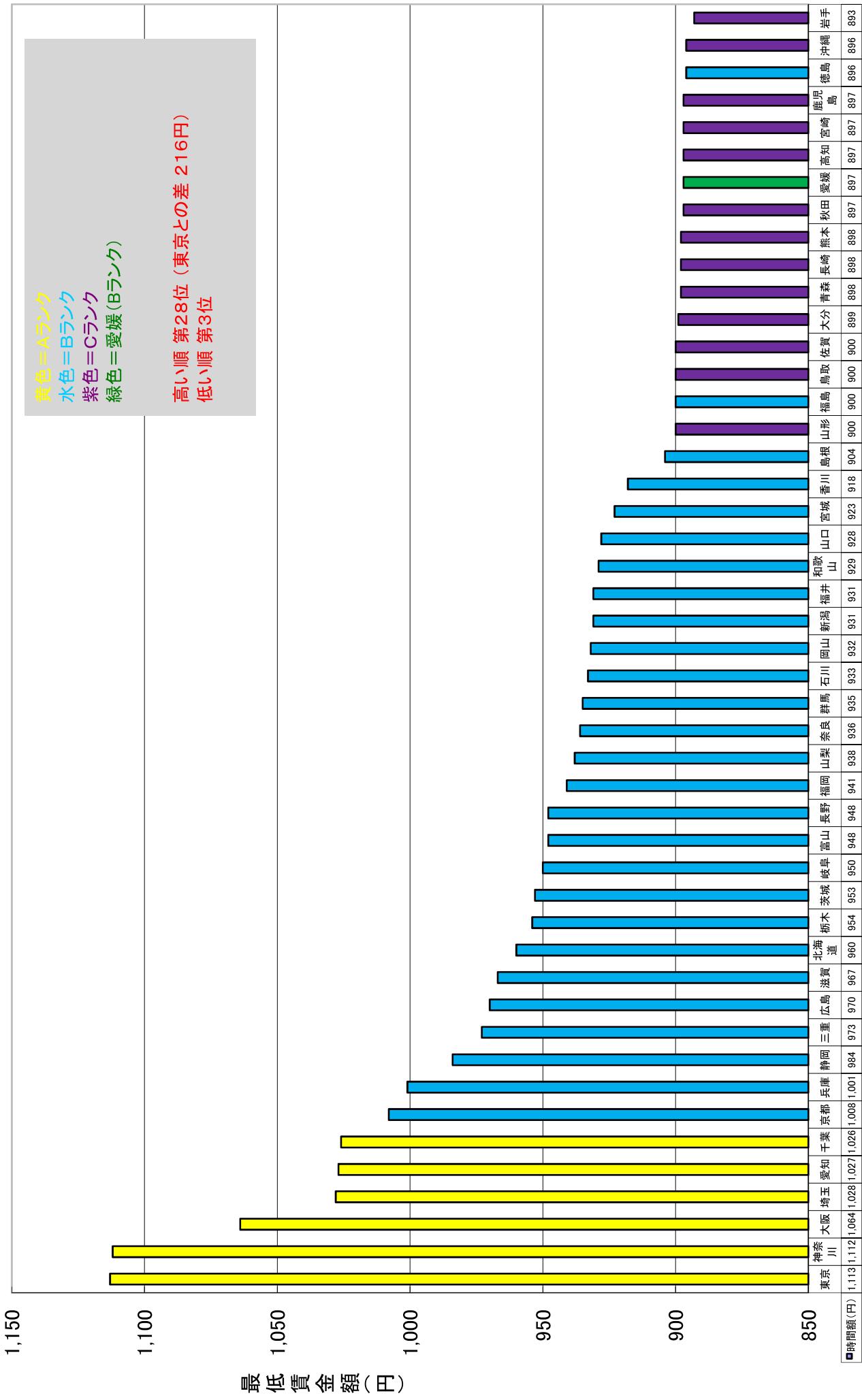
愛媛県最低賃金年次別推移

年 次	改正発効年月日	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
		日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成元年	平成元年10月1日	3,623	140	4.02	453	17	3.90
2年	平成2年10月1日	3,796	173	4.78	475	22	4.86
3年	平成3年10月1日	3,982	186	4.90	498	23	4.84
4年	平成4年10月1日	4,152	170	4.27	520	22	4.42
5年	平成5年10月1日	4,283	131	3.16	536	16	3.08
6年	平成6年10月1日	4,386	103	2.40	550	14	2.61
7年	平成7年10月1日	4,486	100	2.28	563	13	2.36
8年	平成8年10月1日	4,582	96	2.14	574	11	1.95
9年	平成9年10月1日	4,685	103	2.25	588	14	2.44
10年	平成10年10月1日	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	平成11年10月1日	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	平成12年10月1日	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	平成13年10月1日	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	平成14年10月1日	(廃止)			611	0	0.00
15年					611	0	0.00
16年	平成16年10月1日				612	1	0.16
17年	平成17年10月1日				614	2	0.33
18年	平成18年10月1日				616	2	0.33
19年	平成19年10月25日				623	7	1.14
20年	平成20年10月24日				631	8	1.28
21年	平成21年10月1日				632	1	0.16
22年	平成22年10月27日				644	12	1.90
23年	平成23年10月20日				647	3	0.47
24年	平成24年10月24日				654	7	1.08
25年	平成25年10月31日				666	12	1.83
26年	平成26年10月12日				680	14	2.10
27年	平成27年10月3日				696	16	2.35
28年	平成28年10月1日				717	21	3.02
29年	平成29年10月1日				739	22	3.07
30年	平成30年10月1日				764	25	3.38
令和元年	令和元年10月1日				790	26	3.40
2年	令和2年10月3日				793	3	0.38
3年	令和3年10月1日				821	28	3.53
4年	令和4年10月5日				853	32	3.90
5年	令和5年10月6日				897	44	5.16

愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ



全国の地域別最低賃金時間額グラフ(令和5年審議後)



令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	改定後 最低賃金額	改定前 最低賃金額	目安金額	目安比較	採決状況	効力発生日
A	東京	1,113円	1,072円	41円	±0	○	10月1日
A	神奈川	1,112円	1,071円	41円	±0	○	10月1日
A	大阪	1,064円	1,023円	41円	±0	○	10月1日
A	埼玉	1,028円	987円	41円	±0	○	10月1日
A	愛知	1,027円	986円	41円	±0	○	10月1日
A	千葉	1,026円	984円	41円	+1	●	10月1日
B	京都	1,008円	968円	40円	±0	●	10月6日
B	兵庫	1,001円	960円	40円	+1	●	10月1日
B	静岡	984円	944円	40円	±0	●	10月1日
B	三重	973円	933円	40円	±0	○	10月1日
B	広島	970円	930円	40円	±0	○	10月1日
B	滋賀	967円	927円	40円	±0	○	10月1日
B	北海道	960円	920円	40円	±0	●	10月1日
B	栃木	954円	913円	40円	+1	●	10月1日
B	茨城	953円	911円	40円	+2	●	10月1日
B	岐阜	950円	910円	40円	±0	△○	10月1日
B	富山	948円	908円	40円	±0	●	10月1日
B	長野	948円	908円	40円	±0	●	10月1日
B	福岡	941円	900円	40円	+1	●	10月6日
B	山梨	938円	898円	40円	±0	○	10月1日
B	奈良	936円	896円	40円	±0	○	10月1日
B	群馬	935円	895円	40円	±0	○	10月5日
B	石川	933円	891円	40円	+2	○	10月4日
B	岡山	932円	892円	40円	±0	○	10月1日
B	新潟	931円	890円	40円	+1	●	10月1日
B	福井	931円	888円	40円	+3	●	10月1日
B	和歌山	929円	889円	40円	±0	○	10月1日
B	山口	928円	888円	40円	±0	○	10月1日
B	宮城	923円	883円	40円	±0	○	10月1日
B	香川	918円	878円	40円	±0	○	10月1日
B	島根	904円	857円	40円	+7	●	10月6日
B	福島	900円	858円	40円	+2	○	10月1日
C	山形	900円	854円	39円	+7	●	10月14日
C	鳥取	900円	854円	39円	+7	●	10月5日
C	佐賀	900円	853円	39円	+8	●	10月14日
C	大分	899円	854円	39円	+6	●	10月6日
C	青森	898円	853円	39円	+6	●	10月7日
C	長崎	898円	853円	39円	+6	●	10月13日
C	熊本	898円	853円	39円	+6	●	10月8日
C	秋田	897円	853円	39円	+5	●	10月1日
B	愛媛	897円	853円	40円	+4	●	10月6日
C	高知	897円	853円	39円	+5	●	10月8日
C	宮崎	897円	853円	39円	+5	●	10月6日
C	鹿児島	897円	853円	39円	+5	●	10月6日
B	徳島	896円	855円	40円	+1	○	10月1日
C	沖縄	896円	853円	39円	+4	●	10月8日
C	岩手	893円	854円	39円	±0	▲	10月4日

(凡例)

採決状況

○:全会一致

●:使用者側反対

○:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

△:労働者側一部反対

令和6年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画

機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

（設備投資費用×助成率）

450万円
(=助成上限額)

（90円コースの助成上限額）

450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

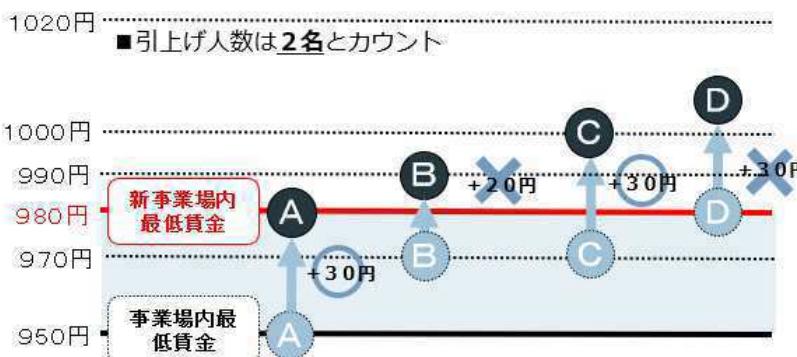
「引き上げる労働者数」の考え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A : 事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B : **申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、**算入不可**
- C : Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D : 既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 • 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 • PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ

▶ PDF 生産性向上のヒント集（令和5年3月作成）[PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

▶ PDF 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成）[PDF形式: 312KB] [7.0MB]

事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができるよう対応した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい（社長）

きらなる工夫 セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・瓶盛機を導入している。

<導入前> <導入後>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に縮減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最高賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならなかった。また、洗濯機では乾燥機能が無いため洗ったたり取り込んだりする手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い物の負担を軽減したい（役員）

<導入前> <導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い物回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い物回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い物、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
 - ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
 - ・ 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。
(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金 (1,000円→1,050円) が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）

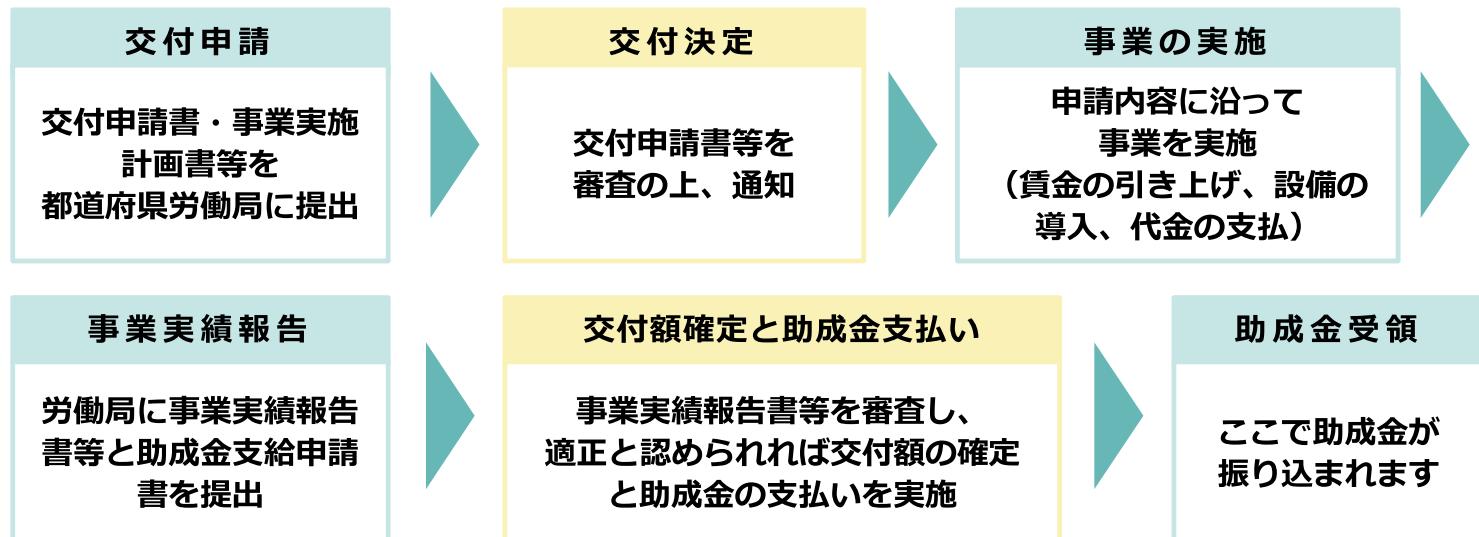


**発効日の当日（10月1日）に
事業場内最低賃金の引き上げ
(1,005円→1,050円)を実施**



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。**
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です



愛媛県内経済情勢報告

令和6年4月



財務事務所
松山省

愛媛県内経済情勢報告

	令和6年1月判断	令和6年4月判断	1月判断 との比較	総括判断の要点
総括判断	持ち直している			個人消費は、百貨店・スーパーで堅調となっているほか、観光で緩やかに回復していることから、全体としては持ち直している。生産活動は、電気機械やパルプ・紙で弱含んでいるものの、汎用・生産用機械で持ち直していることなどから、全体としては一進一退の状況にある。雇用情勢は、持ち直しのテンポが緩やかになっている。

[先行き] **先行きについては、所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直しが続くことが期待される。ただし、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意が必要がある。**

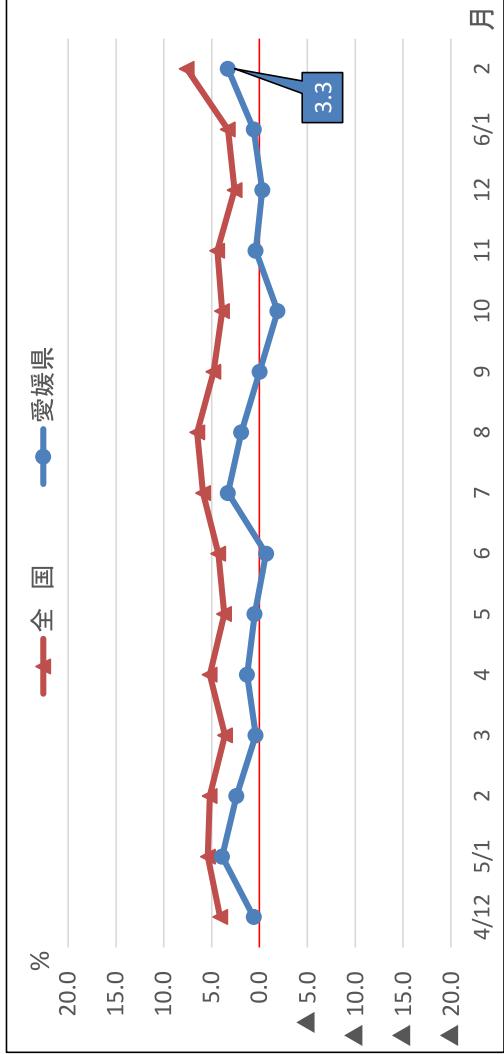
項目	令和6年1月判断	令和6年4月判断	1月判断 との比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	
生産活動	一進一退の状況にある	一進一退の状況にある	
雇用情勢	持ち直しのテンポが緩やかになっている	持ち直しのテンポが緩やかになっている	
公共事業	前年度を上回っている	前年度並みとなっている	
住宅建設	前年並みとなっている	前年を下回っている	
設備投資	5年度は前年度を上回る見込みとなっている	5年度は前年度を上回る見込みとなっている	

※ 6月判断は、前回6年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

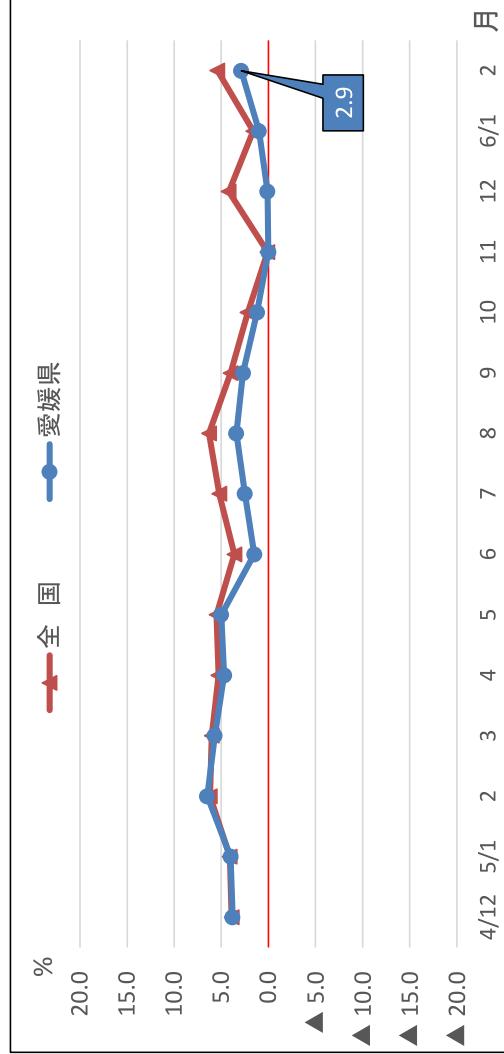
持ち直している

〔百貨店・スーパー販売状況(前年同月比)〕（注）全店舗ベース



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔コンビニエンスストア販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

《百貨店・スーパー》

○百貨店・スーパーは、衣料品に弱さがみられるものの、飲食料品が堅調に推移していることから、全体としては堅調となっている。

○コンビニエンスストアは、冷凍食品や飲料等に動きがみられることがら、全体としては堅調となっている。

《コンビニエンスストア》

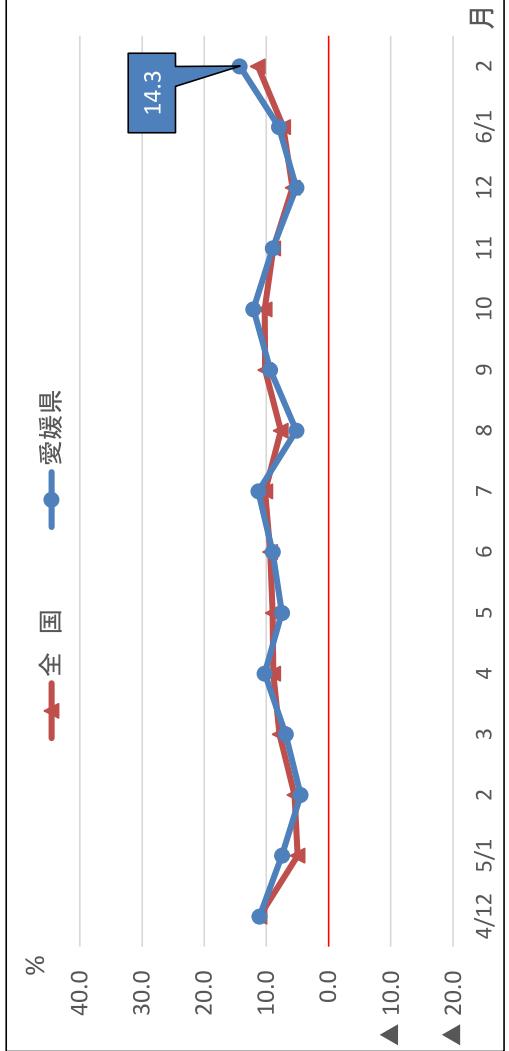
○寒暖の差が激しかったことから、春物衣料が伸び悩んだ。飲食料品は引き続き堅調。観光客の増加に伴つてお土産品が人気を集めたほか、バレンタイン需要により洋菓子が伸びた。

《百貨店・スーパー》

○安価で手軽さや保存性が評価されている冷凍食品や、キャンペーンで販促効果を上げている飲料が引き続き好調。

個人消費

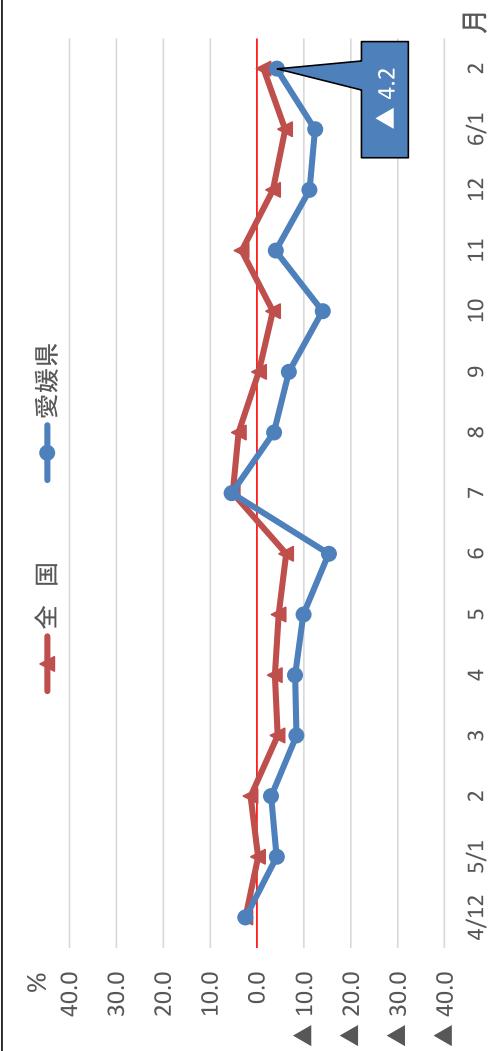
〔ドラッグストア販売状況(前年同月比)〕



- ドラッグストアは、化粧品等に動きがみられるほか、飲食料品が好調であることから、全体としては好調となっている。
- 家電大型専門店は、掃除機に動きがみられるものの、パソコン等の動きが鈍いことから、全体としては弱含んでいる。

【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔家電大型専門店販売状況(前年同月比)〕



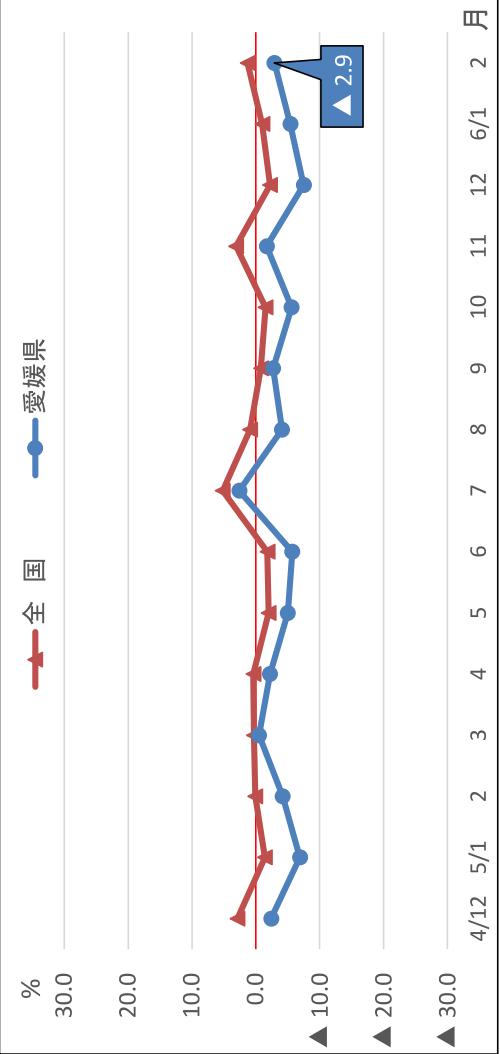
〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

- ドラッグストア》
○引き続き、取扱いを強化している冷凍食品が好調であるほか、外出機会の増加により化粧品の回復がみられる。
- 《家電大型専門店》
○買い替え需要もあって掃除機が伸びている一方で、パソコンやタブレットは前年より大きく売上が落ちた。

個人消費

〔ホームセンター販売状況(前年同月比)〕

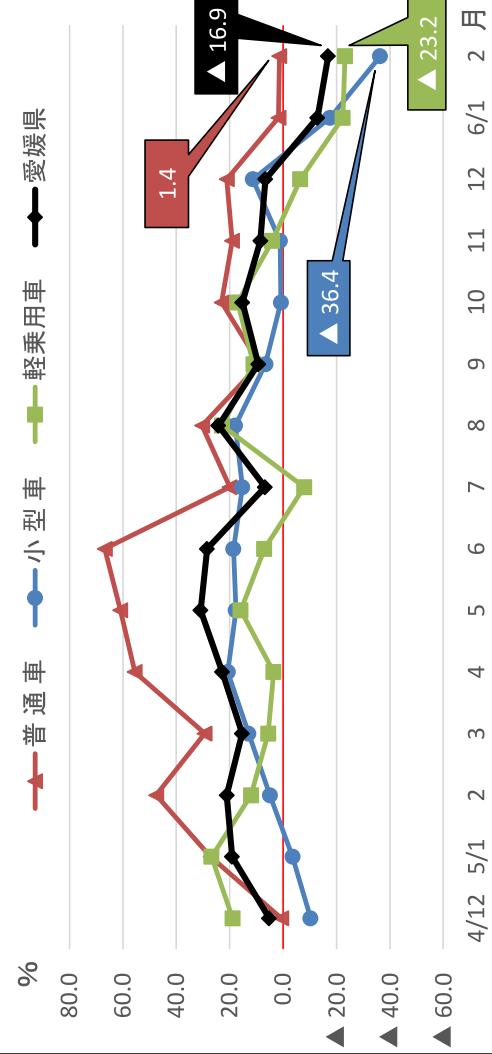
- ホームセンターは、自転車等に動きがみられるものの、園芸用品等の動きが鈍いことから、全体としては弱含んでいる。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、普通車で前年を上回っているものの、小型車、軽乗用車で前年を下回っていることから、全体としては前年を下回っている。
- 観光バスは、国際線の再開による外国人観光客の増加がみられ、緩やかに回復している。
- 旅行バスは、海外旅行は緩やかに持ち直しつつあり、国内旅行は持続直している。



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔愛媛県の乗用車新車登録・届出台数(前年同月比)〕

- 《**ホームセンター**》
○新生活向け商品である自転車が伸びた一方で、肥料や農業用具などの園芸用品は伸び悩んだ。
- 《**乗用車**》
○自動車メーカーの不正問題の影響によって、他車種への乗り換えなどの動きがみられる。
- 《**観光・旅行**》
○国際線の就航や増便により韓国や台湾からの外国人観光客が多くみられるほか、大型テーマパークなどの旅行客が増加している。



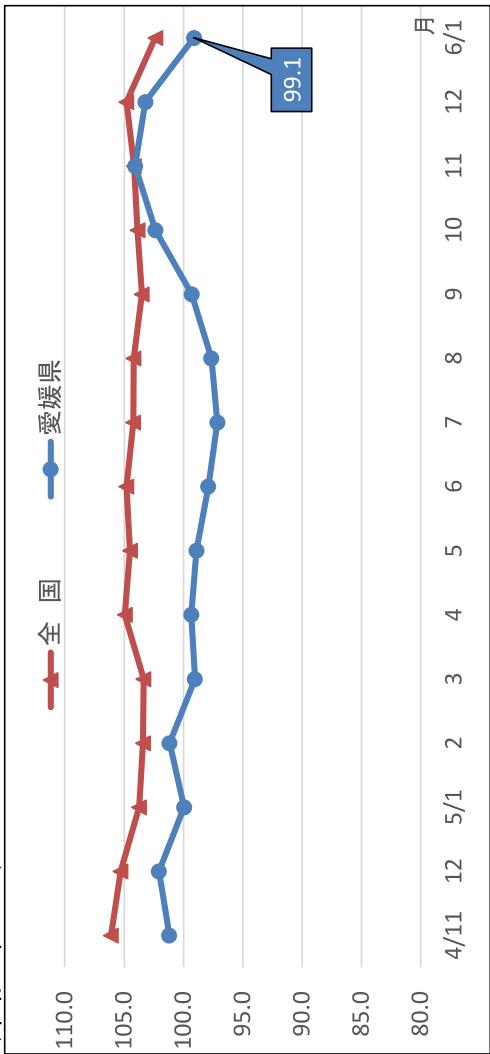
【出所】四国運輸局

生産活動

一進一退の状況にある

〔鉱工業生産指数(3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕

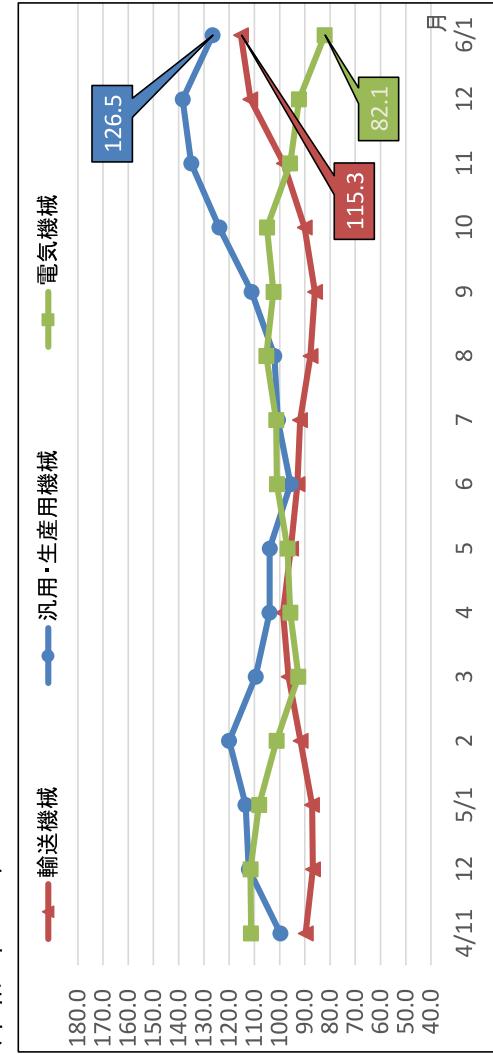
(令和2年=100)



- 輸送機械は、一定量の受注残を維持しており、横ばいの状況にある。
- 汎用・生産用機械は、一定量の受注残を維持していることなどから、持ち直している。
- 電気機械は、需要に引き続き落ち込みがみられるなど、弱含んでいる。

〔愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕

(令和2年=100)



〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

『輸送機械』

- 受注環境に大きな変化ではなく、一定量の受注残を維持している。ドル建ての契約が多いことから、円安による為替差益が発生している。

『電気機械』

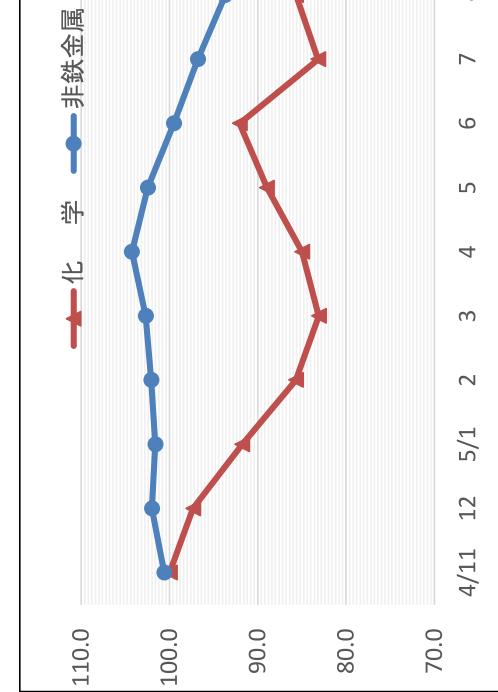
- 中国向けの需要に引き続き落ち込みがみられるほか、自動車メーカー不正の影響により、出荷量を減らす必要が生じている。

生産活動

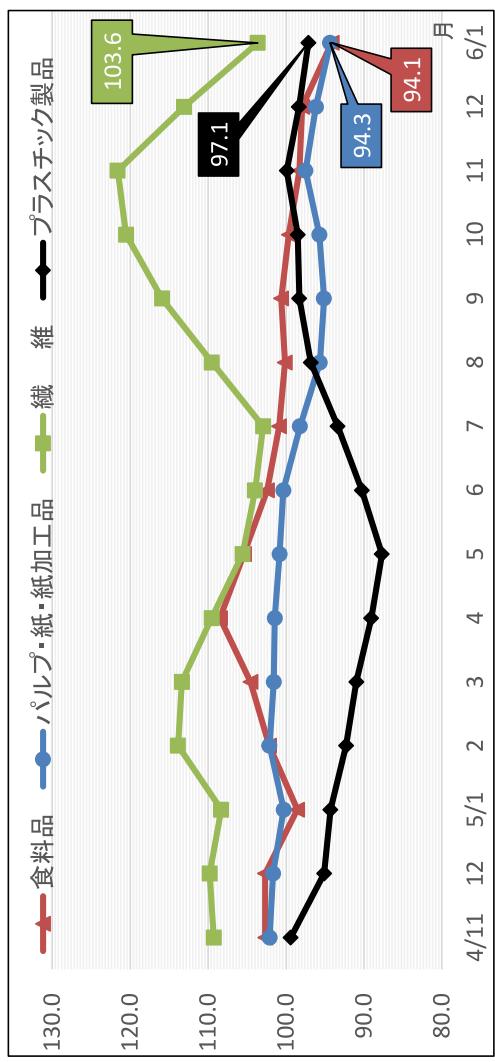
〔愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕 (令和2年=100)

- 化学は、横ばいの状況にある。
- 非鉄金属は、一定の操業が続いている状況にある。
- 食料品は、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。
- パルプ・紙は、印刷用紙などの需要に弱さがみられることから、弱含んでいる。
- 繊維は、一進一退の状況にある。
- プラスチック製品は、受注に弱さがみられる事から、持ち直しに向けた動きに一服感がみられる。

〔愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕 (令和2年=100)



【出所】愛媛県



【出所】愛媛県

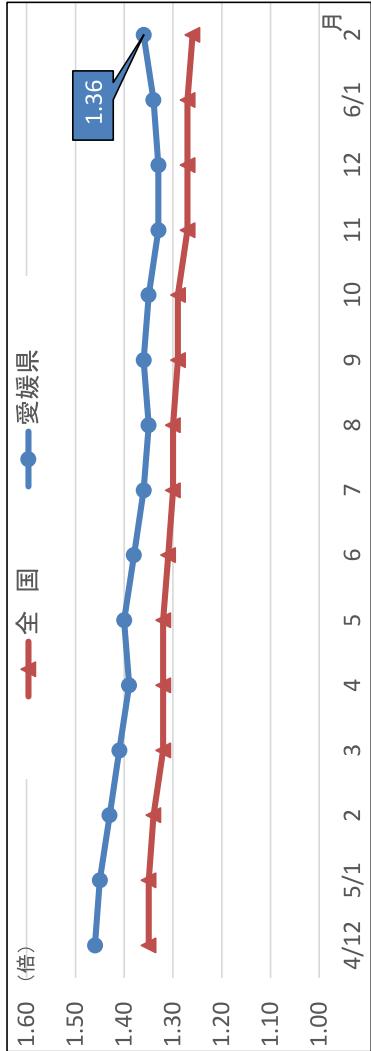
〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

- «パルプ・紙»
- 印刷、情報用紙は、ペーパーレス化など社会の流れにより需要が低下している状況が続いている。原材料価格は高止まりの状況である。
 - «繊維»
 - 中国の景気後退の影響がまだ残るなか、自動車メーカー不正の影響により自動車向けの製品として出荷できない製品を他の用途に転用するなどしている。

雇用情勢

持ち直しのテンポが緩やかになっている

〔有効求人倍率(季節調整値)〕



○有効求人倍率は、「ほぼ横ばい」の状況にある。

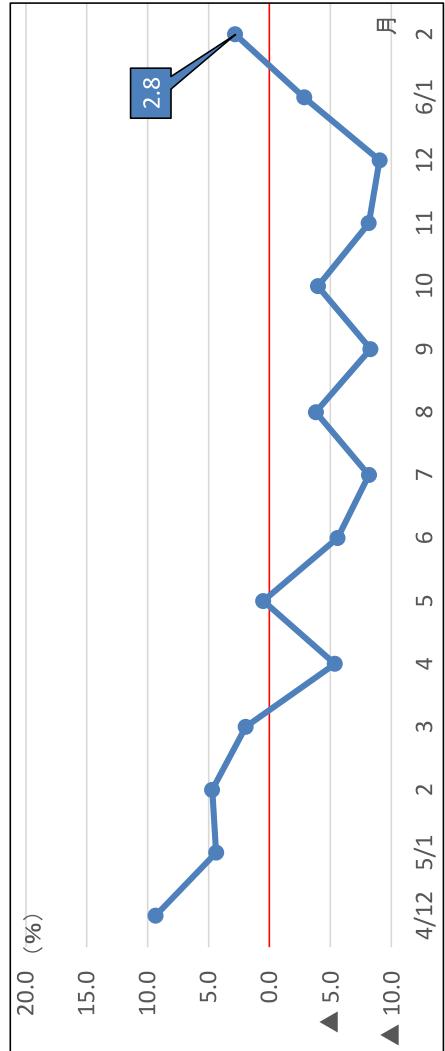
○新規求人件数は、令和6年2月（前年同月比で9か月ぶり）の増加。

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

《労働局》

○物価や人件費の上昇が新規求人件数に影響を与える可能性がある。従来から多くの業種で人手不足感が続くなかったが、新規求人件数は令和6年2月（前年同月比で9か月ぶり）の増加とともに、「製造業」「建設業」などでは新規求人件数が前年同月を下回っている状況が続いている。

〔愛媛県の新規求人件数（原数值・前年同月比）〕

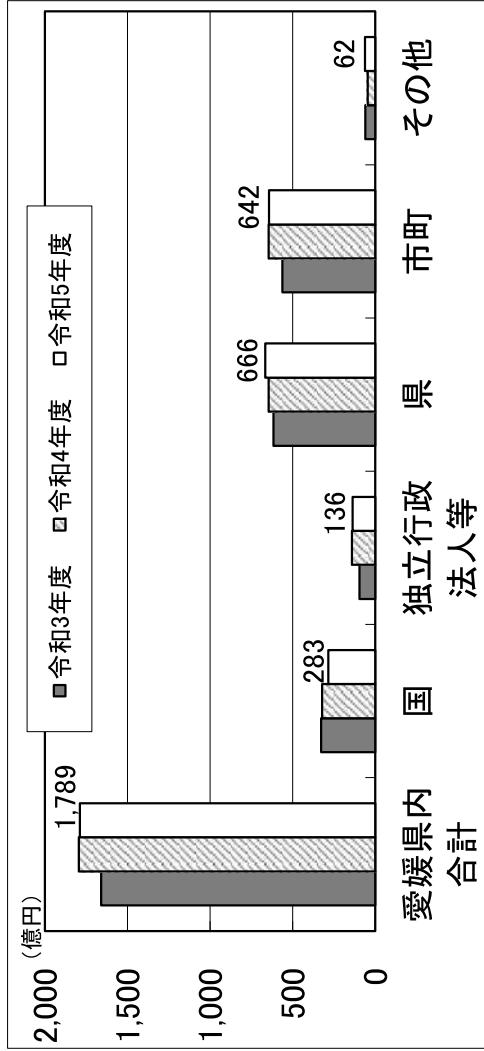


【出所】愛媛労働局

公共事業・住宅建設

前年比並みとなっている

〔愛媛県の公共工事前払金保証請負金額(3月累計額)〕

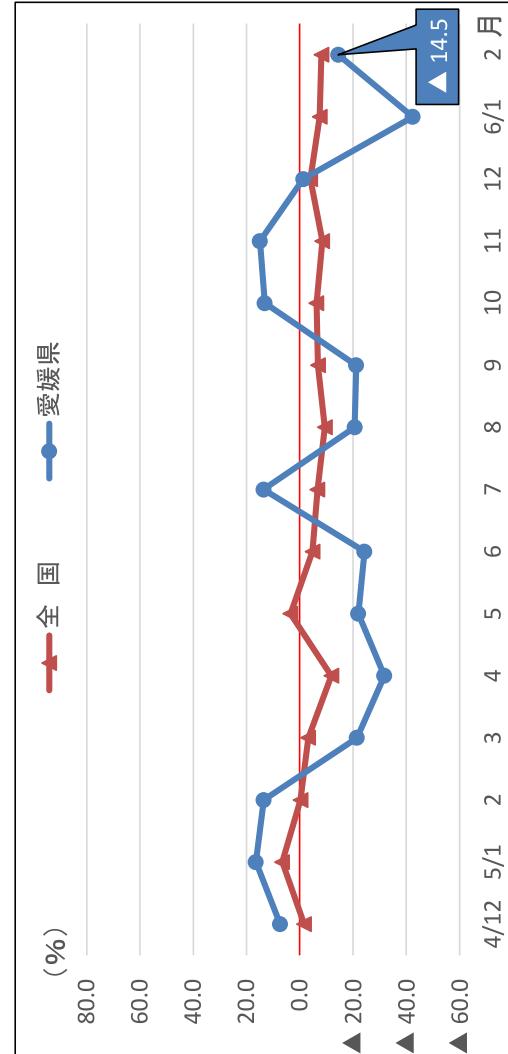


○前払金保証請負金額でみると、県で前年度を上回っているものの、市町で前年度並みとなつており、国及び独立行政法人等で前年度を下回っていることから、全体としては前年度並みとなつている。

住宅建設
前年を下回っている

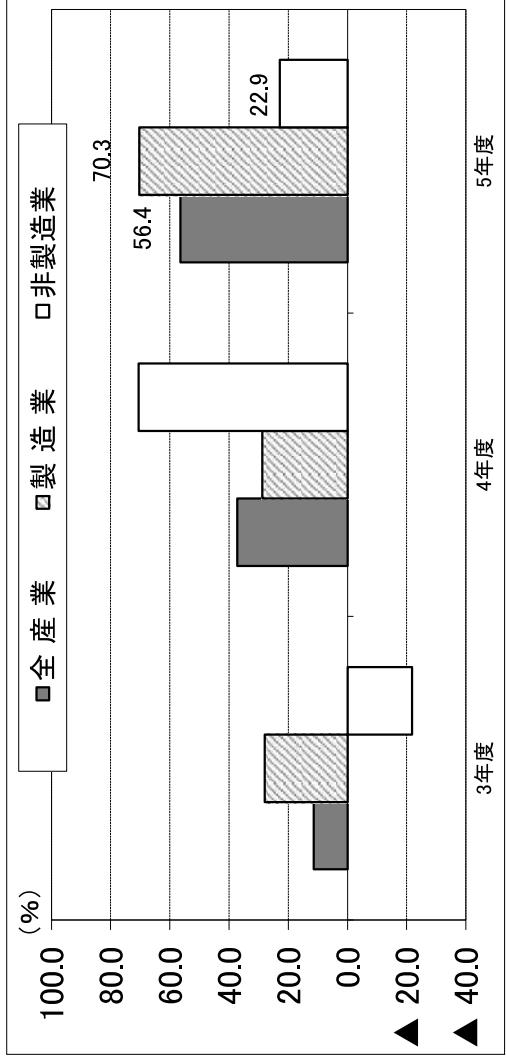
【出所】西日本建設業保証(株)等

〔新設住宅着工戸数(前年同月比)〕



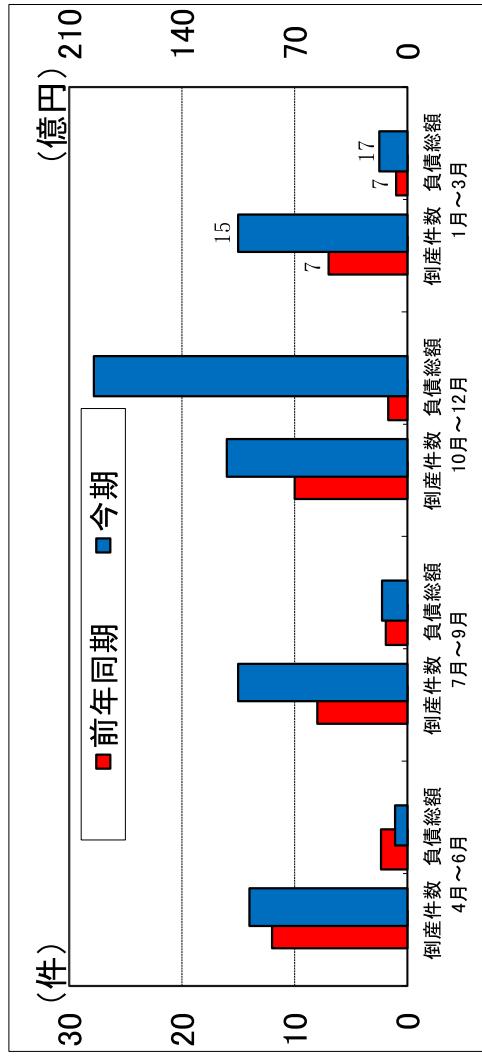
設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

〔設備投資 前年度比（愛媛県）〕



**（消費者物価）
前年を上回っている**

〔倒産件数、負債総額（負債額1,000万円以上、愛媛県）〕



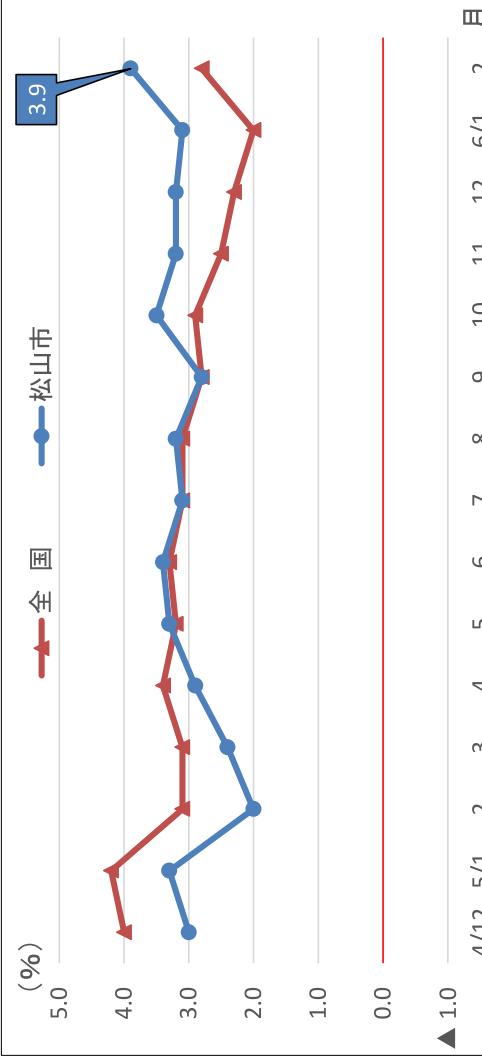
80

【出所】(株)東京商工リサーチ松山支店

※ソフトウェア含む、土地除く
※令和3年度は令和4年1-3月期、令和4年度は令和5年1-3月期、
令和5年度は令和6年1-3月期の法人企業景気予測調査結果

【出所】四国財務局松山財務事務所

〔消費者物価指数（生鮮食品を除く総合：前年同月比）〕



【出所】総務省
9

※ 計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは
TEL (089) 941-7185
総務課(内線610)又は
財務課(内線630)へ

2024年7月1日
日本銀行松山支店

企業短期経済観測調査結果の概要（2024年6月） — 愛媛県分 —

(回答期間) 5月29日～6月28日

(調査対象企業数)

	調査対象企業数		回答率
	うち中堅・中小		
全産業	135社	124社	100.0%
製造業	55社	49社	100.0%
非製造業	80社	75社	100.0%

(注) 回答率は、業況判断の有効回答社数／調査対象企業数×100。

(参考) 事業計画の前提となっている想定為替レート（全産業）

(円／ドル)

	2024年3月調査	2024年6月調査
2023年度	142.13	143.38
2024年度	142.98	148.60

1. 業況判断

(「良い」-「悪い」、%ポイント)

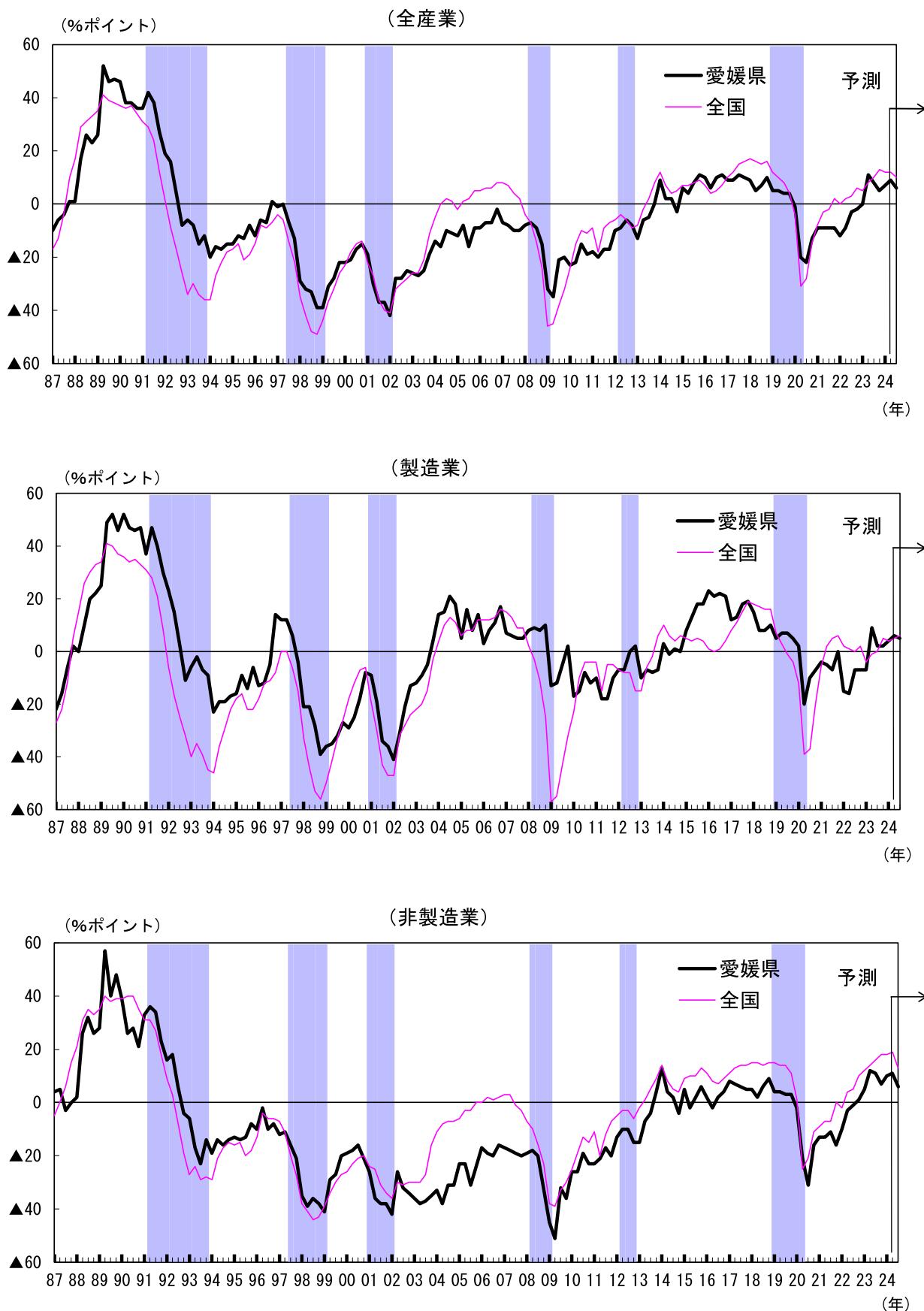
		2024年3月調査		2024年6月調査			
		最近	先行き	最近		先行き	変化幅
				変化幅	変化幅		
愛媛県	全産業	7	4	9	+ 2	6	▲ 3
	製造業	4	5	6	+ 2	5	▲ 1
	食料品	0	▲11	11	+11	0	▲11
	紙・パルプ	0	17	8	+ 8	9	+ 1
	金属製品	0	0	▲25	▲25	0	+25
	はん用・生産用・業務用機械	17	0	16	▲ 1	0	▲16
	輸送用機械	9	8	9	0	17	+ 8
	その他製造業	25	25	25	0	25	0
	非製造業	10	3	11	+ 1	6	▲ 5
	建設	38	14	33	▲ 5	14	▲19
	卸売	0	0	▲12	▲12	▲12	0
	小売	▲12	▲25	▲13	▲ 1	▲13	0
	運輸・郵便	0	0	8	+ 8	8	0
	対事業所サービス	▲40	▲40	▲20	+20	0	+20
	対個人サービス	0	11	11	+11	22	+11

全国	全産業	12	9	12	0	10	▲ 2
	製造業	4	4	5	+ 1	6	+ 1
	非製造業	18	13	19	+ 1	13	▲ 6

(注1) 愛媛県の業種別は、対象企業数が3社以上の業種のみ記載。

(注2) 「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比。以下、同じ。

(参考) 業況判断の推移



(注1) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

(注2) 2004年3月調査の調査対象企業等の見直しにおける前回調査の計数は、見直し後（新ベース）の計数を用いて接続。

(注3) 2004年3月調査以外の調査対象企業見直し時における前回調査の計数は、見直し前（旧ベース）の計数を用いて接続。

2. 事業計画（全規模）

（1）売上高

(前年度比、%)

	22年度	23年度	修正率	24年度	修正率
全産業	+ 0.4	+ 6.5	+ 0.3	+ 3.2	+ 1.8
製造業	+ 3.9	+ 8.6	+ 0.6	+ 4.3	+ 2.0
非製造業	▲ 6.9	+ 0.9	▲ 0.6	+ 0.1	+ 1.1

（2）経常利益

(前年度比、%)

	22年度	23年度	修正率	24年度	修正率
全産業	▲61.9	+77.1	NA	+62.2	+58.6
製造業	▲71.8	+192.8	NA	+83.5	+79.0
非製造業	▲16.2	▲12.3	▲ 4.5	+ 7.1	+ 5.5

（3）設備投資額（含む土地投資額）

(前年度比、%)

	22年度	23年度	修正率	24年度	修正率
全産業	▲13.8	▲ 4.7	▲ 8.5	+24.7	+ 6.9
製造業	▲22.6	+ 0.4	▲ 8.4	+15.9	+11.4
非製造業	+13.6	▲17.2	▲ 8.8	+50.9	▲ 2.2

（4）ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

(前年度比、%)

	22年度	23年度	修正率	24年度	修正率
全産業	▲13.5	▲ 0.4	▲ 5.6	+18.8	+ 5.1
製造業	▲19.6	+ 5.1	▲ 4.7	+ 8.9	+ 8.4
非製造業	+11.7	▲17.3	▲ 8.9	+57.6	▲ 3.0

(注1) 修正率は、前回調査との対比。

(注2) 22年度は、調査対象企業見直し前のベース。

【参考】事業計画（中堅・中小）

(1) 売上高

(前年度比、%)

	22年度	23年度	修正率	24年度	修正率
全産業	+ 5.9	+ 3.5	+ 0.7	+ 1.8	+ 0.5
製造業	+ 5.9	+ 2.5	▲ 0.8	+ 3.7	+ 0.2
非製造業	+ 5.9	+ 4.6	+ 2.5	▲ 0.6	+ 0.7

(2) 経常利益

(前年度比、%)

	22年度	23年度	修正率	24年度	修正率
全産業	▲18.0	+31.9	NA	+ 0.8	+ 0.2
製造業	▲54.1	+94.9	NA	+21.3	▲ 3.5
非製造業	+22.8	+ 3.3	+10.5	▲16.8	+ 5.2

(3) 設備投資額（含む土地投資額）

(前年度比、%)

	22年度	23年度	修正率	24年度	修正率
全産業	▲11.7	+ 9.1	+ 0.1	+14.4	▲ 2.2
製造業	▲16.2	+ 7.4	▲ 3.0	▲10.7	▲ 0.1
非製造業	▲ 1.7	+12.6	+ 6.9	+63.2	▲ 4.2

(4) ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

(前年度比、%)

	22年度	23年度	修正率	24年度	修正率
全産業	▲10.7	+ 9.5	+ 0.2	+11.6	▲ 2.7
製造業	▲12.7	+ 8.4	▲ 2.7	▲15.0	▲ 0.6
非製造業	▲ 5.6	+12.6	+ 8.1	+77.2	▲ 5.1

(注1) 修正率は、前回調査との対比。

(注2) 22年度は、調査対象企業見直し前のベース。

3. その他判断項目

(1) 国内での製商品・サービス需給判断

(「需要超過」－「供給超過」、%ポイント)

	2024年3月調査		2024年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	
全産業	▲9	▲10	▲13	▲4	▲12	+1
製造業	▲11	▲7	▲16	▲5	▲13	+3
非製造業	▲7	▲11	▲10	▲3	▲11	▲1

(2) 製商品在庫水準判断

(「過大」－「不足」、%ポイント)

	2024年3月調査		2024年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	
全産業	1		0	▲1		
製造業	6		4	▲2		
非製造業	▲5		▲5	0		

(3) 仕入価格判断

(「上昇」－「下落」、%ポイント)

	2024年3月調査		2024年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	
全産業	52	57	57	+5	61	+4
製造業	46	50	51	+5	58	+7
非製造業	57	61	62	+5	62	0

(4) 販売価格判断

(「上昇」－「下落」、%ポイント)

	2024年3月調査		2024年6月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	
全産業	28	34	33	+5	37	+4
製造業	31	33	31	0	36	+5
非製造業	26	35	34	+8	36	+2

(5) 生産・営業用設備判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2024年3月調査		2024年6月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
全産業	▲6	▲6	▲6	0	▲10
製造業	▲7	▲7	▲7	0	▲9
非製造業	▲5	▲6	▲5	0	▲10

(6) 雇用人員判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2024年3月調査		2024年6月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
全産業	▲52	▲54	▲53	▲1	▲52
製造業	▲42	▲46	▲47	▲5	▲43
非製造業	▲58	▲59	▲58	0	▲59

(7) 企業金融判断（全産業）

(%ポイント)

	2024年3月調査		2024年6月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
資金繰り （「楽である」-「苦しい」）	16		13	▲3	
金融機関の貸出態度 （「緩い」-「厳しい」）	20		20	0	
借入金利水準 （「上昇」-「低下」）	12	31	26	+14	43

以上



法人企業景気予測調査結果

愛媛県の概要

令和 6 年 4～6 月期調査

目 次

調査要領	1
1. 企業の景況	2
2. 従業員数	3
3. 売上高	4
4. 経常利益	4
5. 設備投資	4
6. 資料編	5
(1) 企業の景況判断（上昇・下降）の決定要因	
(2) 判断調査項目 B S I 表（原数値）	
(3) 今年度における設備投資のスタンス	
(4) 今年度における資金調達方法	

財務省四国財務局
松山財務事務所

調査要領

1. 調査の目的と根拠

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として内閣府と財務省が共管で実施。

2. 調査対象の範囲

愛媛県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人企業（県外に本店の所在する工場を含む）。

ただし、電気・ガス・水道及び金融、保険は資本金1億円以上を対象。

3. 調査対象企業数及び回収状況

愛媛県の調査対象企業数及び回収状況は次のとおり

	調査企業数（社）			回答企業数（社）			回収率（%）		
	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業	中小企業
製造業	45	15	10	20	38	14	9	15	84.4
非製造業	78	15	17	46	66	15	16	35	84.6
合計	123	30	27	66	104	29	25	50	84.6
							93.3	90.0	75.0
							100.0	94.1	76.1
							96.7	92.6	75.8

(注) 本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいう。

4. 調査時点

令和6年5月15日

5. 調査対象期間（時点）

・判断項目：現状（令和6年4～6月期及び6月末）

見通し（令和6年7～9月期及び9月末、令和6年10～12月期及び12月末）

・計数項目：令和6年度

6. 調査方法

調査票による郵送またはオンライン調査（自記記入による）

(注)

判断調査項目については、原則としてBSI（Business Survey Index）による。

BSIは、前期と比較した「上昇」又は「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例 「企業の景況」の場合

前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%

「不变」と回答した企業の構成比・・・25.0%

「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%

「不明」と回答した企業の構成比・・・5.0%

$$\text{BSI} = (\text{「上昇」と回答した企業の構成比} 40.0\%) - (\text{「下降」と回答した企業の構成比} 30.0\%) = 10.0\% \text{ ポイントの「上昇」超}$$

1. 企業の景況…現状4～6月期は「下降」超幅が拡大している

現状4～6月期は、全産業では▲3.8%ポイントとなっており、前期（6年1～3月期）に比べ「下降」超幅が拡大している。

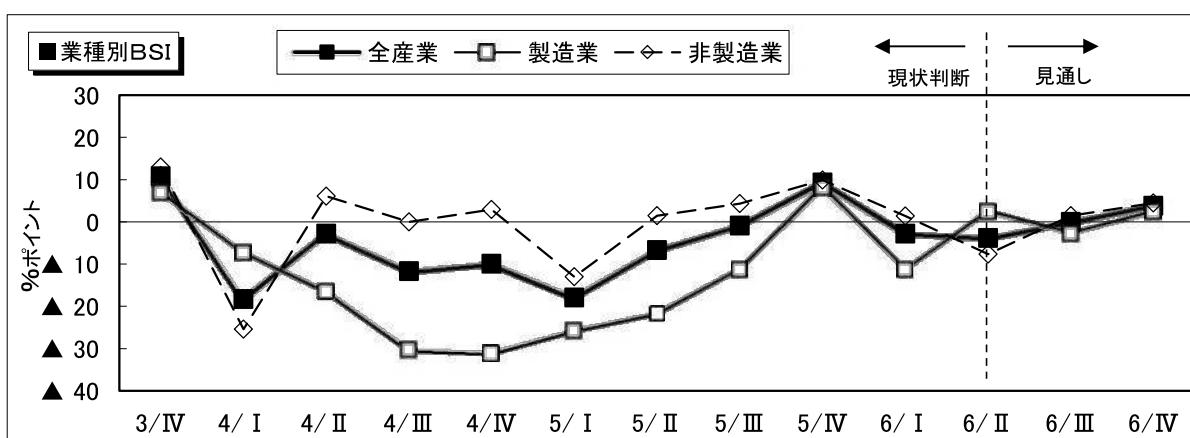
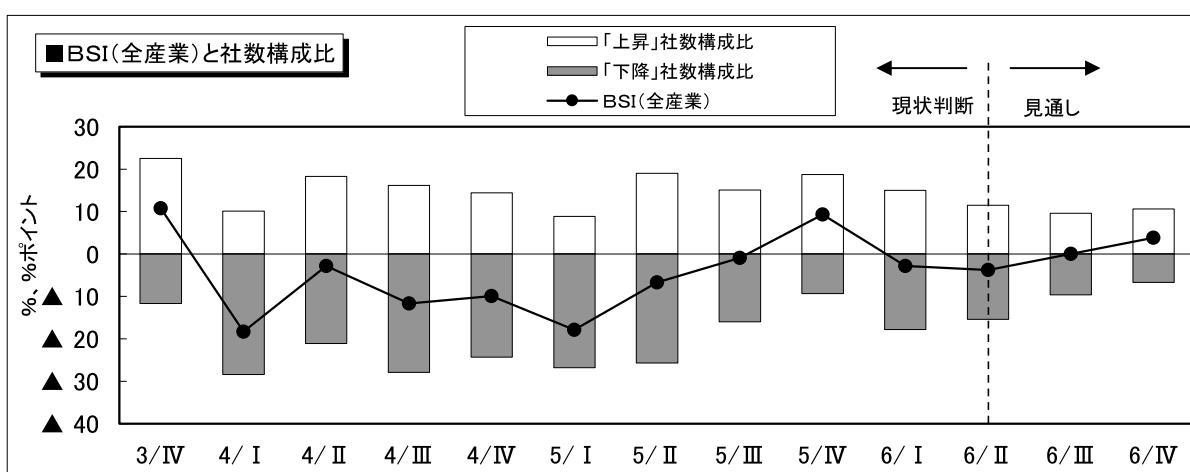
業種別にみると、製造業で「上昇」超に転じるもの、非製造業で「下降」超に転じている。

先行きについて、全産業でみると、7～9月期は「上昇」「下降」が同数となっており、10～12月期は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

企業の景況判断 BSI(前期比「上昇」－「下降」社数構成比) [原数值] (単位:%ポイント)

区分	6年1～3月 前回調査	6年4～6月 現状判断	6年7～9月 見通し	6年10～12月 見通し
全産業	▲ 2.8	(0.9) ▲ 3.8	(▲ 2.8) 0.0	3.8
製造業	▲ 11.1	(0.0) 2.6	(0.0) ▲ 2.6	2.6
非製造業	1.4	(1.4) ▲ 7.6	(▲ 4.2) 1.5	4.5

(注)6年4～6月、6年7～9月の()書きは前回調査時の見通し



2. 従業員数…現状6月末は「不足気味」超幅が縮小

現状6月末は、全産業では「不足気味」超幅が縮小している。

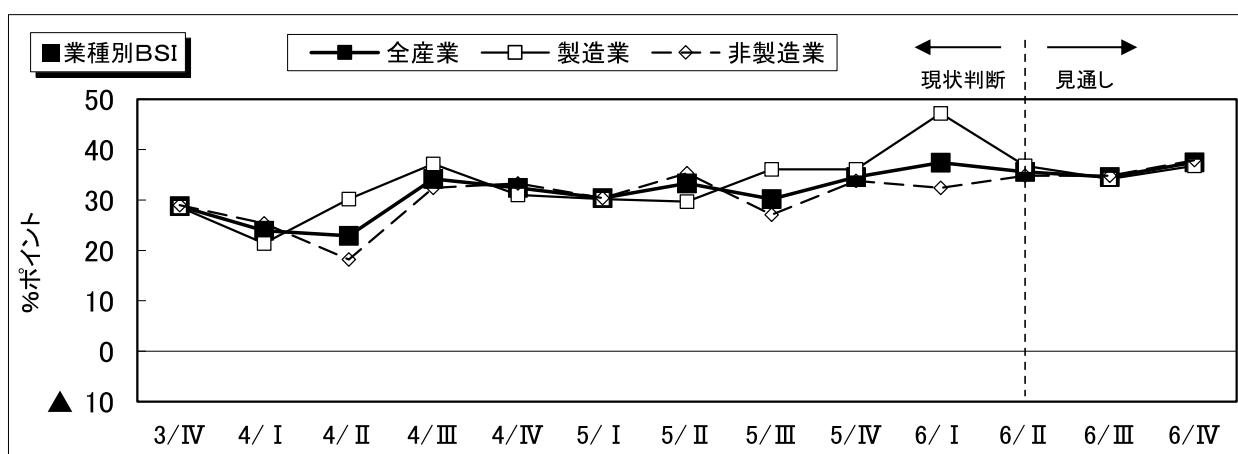
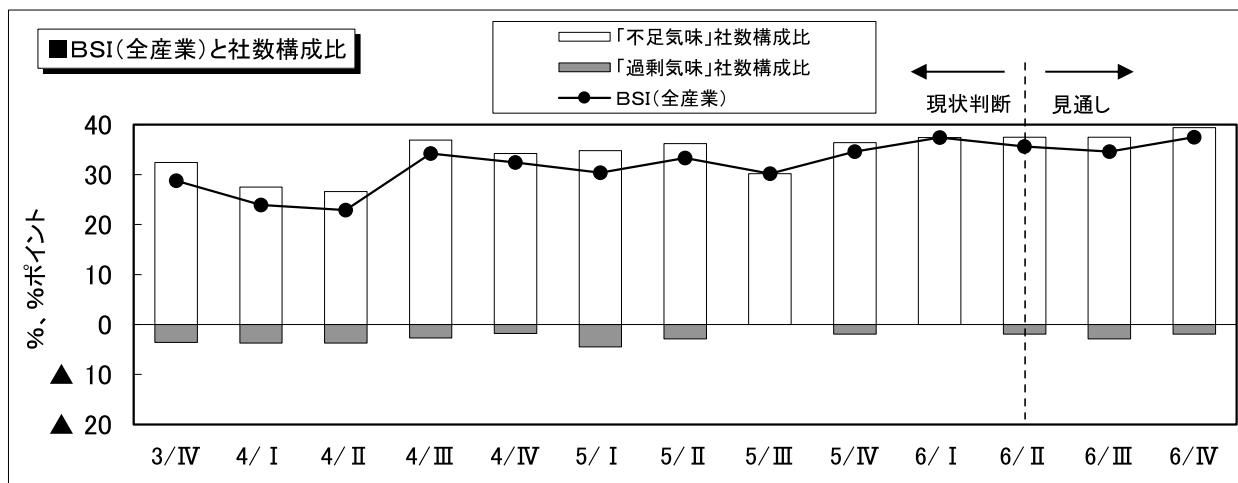
業種別にみると、製造業で「不足気味」超幅が縮小しており、非製造業では「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについて、全産業でみると、9月末は「不足気味」超幅が縮小し、12月末は「不足気味」超幅が拡大する見通しとなっている。

従業員数判断 BSI(期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)〔原数值〕 (単位:%ポイント)

区分	6年3月末 前回調査	6年6月末 現状判断	6年9月末 見通し	6年12月末 見通し
全産業	37.4	(33.6) 35.6	(29.9) 34.6	37.5
製造業	47.2	(44.4) 36.8	(38.9) 34.2	36.8
非製造業	32.4	(28.2) 34.8	(25.4) 34.8	37.9

(注)6年6月末、6年9月末の()書きは前回調査時の見通し



3. 売上高…増収見込み

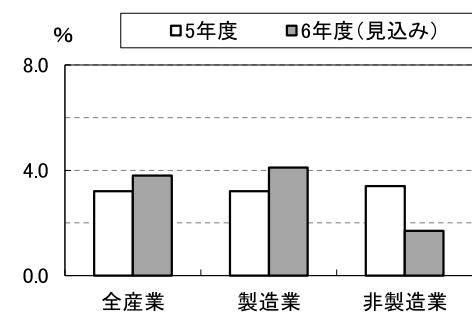
6年度は、全産業では前年度比で3.8%の増収見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で4.1%、非製造業で1.7%の増収見込みとなっている。

売上高(前年度比増減率)

(単位:%)

区分	5年度	6年度
全産業	3.2	3.8
製造業	3.2	4.1
非製造業	3.4	1.7



(注1)県内に本店が所在する企業(「電気・ガス・水道」、「金融、保険」除く)

(注2)5年度は6年1~3月期調査の結果

4. 経常利益…増益見込み

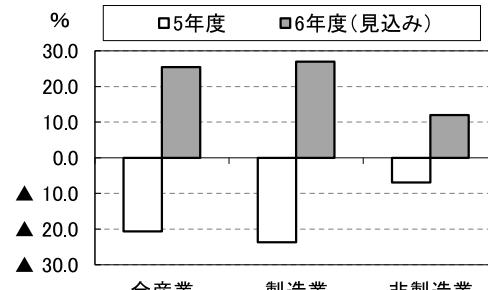
6年度は、全産業では前年度比で25.4%の増益見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で27.0%、非製造業で12.0%の増益見込みとなっている。

経常利益(前年度比増減率)

(単位:%)

区分	5年度	6年度
全産業	▲ 20.6	25.4
製造業	▲ 23.7	27.0
非製造業	▲ 6.9	12.0



(注1)県内に本店が所在する企業(「電気・ガス・水道」、「金融、保険」除く)

(注2)5年度は6年1~3月期調査の結果

5. 設備投資…増加見込み

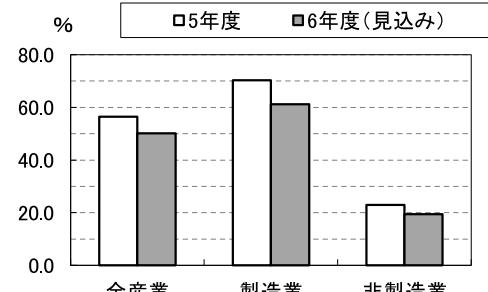
6年度は、全産業では前年度比で50.1%の増加見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で61.2%、非製造業で19.4%の増加見込みとなっている。

設備投資(前年度比増減率)

(単位:%)

区分	5年度	6年度
全産業	56.4	50.1
製造業	70.3	61.2
非製造業	22.9	19.4



(注1)土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

(注2)5年度は6年1~3月期調査の結果

6. 資料編

(1)企業の景況判断(上昇・下降)の決定要因

(単位:%)

要 因	全 産 業			製 造 業			非 製 造 業			
	6年 4~6月	7~9月	10~12月	6年 4~6月	7~9月	10~12月	6年 4~6月	7~9月	10~12月	
上 昇	① 国内需要(売上) の動向	75.0	90.0	100.0	83.3	100.0	100.0	66.7	85.7	100.0
	② 海外需要(売上) の動向	33.3	40.0	20.0	16.7	33.3	33.3	50.0	42.9	14.3
	③ 販売価格の動向	50.0	30.0	20.0	50.0	0.0	0.0	50.0	42.9	28.6
	④ 仕入価格の動向	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0
	⑤ 仕入以外のコスト の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑥ 資金繰り・資金調達 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑦ 株式・不動産等の 資産価格の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧ 為替レートの動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨ 税制・会計制度等 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩ その他の動向	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
下 降	① 国内需要(売上) の動向	78.6	80.0	85.7	80.0	75.0	100.0	77.8	83.3	80.0
	② 海外需要(売上) の動向	14.3	20.0	14.3	0.0	25.0	0.0	22.2	16.7	20.0
	③ 販売価格の動向	21.4	10.0	28.6	40.0	0.0	0.0	11.1	16.7	40.0
	④ 仕入価格の動向	28.6	20.0	28.6	40.0	25.0	0.0	22.2	16.7	40.0
	⑤ 仕入以外のコスト の動向	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0
	⑥ 資金繰り・資金調達 の動向	14.3	10.0	14.3	0.0	0.0	0.0	22.2	16.7	20.0
	⑦ 株式・不動産等の 資産価格の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧ 為替レートの動向	14.3	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
	⑨ 税制・会計制度等 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩ その他の動向	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0

(注)「金融、保険」除く

(2) 判断調査項目BSI表(原数値)

(単位:%ポイント)

項目別 規模別	業種別 期間別	全産業			製造業			非製造業		
		6年 4~6月	7~9月	10~12月	6年 4~6月	7~9月	10~12月	6年 4~6月	7~9月	10~12月
企業の景況 「上昇」「下降」	全規模	▲3.8	0.0	3.8	2.6	▲2.6	2.6	▲7.6	1.5	4.5
	大企業	▲10.3	3.4	13.8	▲14.3	0.0	7.1	▲6.7	6.7	20.0
	中堅企業	0.0	▲8.0	▲4.0	22.2	▲11.1	0.0	▲12.5	▲6.3	▲6.3
	中小企業	▲2.0	2.0	2.0	6.7	0.0	0.0	▲5.7	2.9	2.9
国内の景況 「上昇」「下降」	全規模	▲1.1	▲2.2	▲7.9	0.0	▲3.1	▲3.1	▲1.8	▲1.8	▲10.5
	大企業	3.4	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	13.3	0.0
	中堅企業	4.2	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	0.0	▲6.7	▲6.7
	中小企業	▲8.3	▲11.1	▲19.4	▲11.1	▲22.2	▲22.2	▲7.4	▲7.4	▲18.5
生産・販売などのための設備 「不足」「過大」 (期末判断)	全規模	4.6	4.6	6.9	6.3	3.1	6.3	3.6	5.5	7.3
	大企業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中堅企業	8.3	8.3	8.3	11.1	11.1	11.1	6.7	6.7	6.7
	中小企業	5.6	5.6	11.1	11.1	0.0	11.1	3.7	7.4	11.1
従業員数 「不足気味」「過剰気味」 (期末判断)	全規模	35.6	34.6	37.5	36.8	34.2	36.8	34.8	34.8	37.9
	大企業	34.5	31.0	37.9	42.9	35.7	35.7	26.7	26.7	40.0
	中堅企業	48.0	44.0	48.0	44.4	33.3	44.4	50.0	50.0	50.0
	中小企業	30.0	32.0	32.0	26.7	33.3	33.3	31.4	31.4	31.4

(3) 今年度における設備投資のスタンス

項目別	業種別	全産業		製造業		非製造業	
		構成比	順位	構成比	順位	構成比	順位
生産(販売)能力の拡大		33.7%	3	48.3%	3	25.9%	4
製(商)品・サービスの質的向上		31.3%	4	20.7%	5	37.0%	2
情報化への対応		30.1%	5	27.6%	4	31.5%	3
省力化合理化		34.9%	2	55.2%	2	24.1%	5
環境対策		10.8%	6	13.8%	6	9.3%	6
海外投資		2.4%	10	6.9%	7	0.0%	
研究開発		3.6%	8	6.9%	7	1.9%	9
新事業への進出		7.2%	7	3.4%	9	9.3%	6
維持更新		73.5%	①	75.9%	①	72.2%	①
その他の		3.6%	8	3.4%	9	3.7%	8

(注)3つ以内の複数回答

(4) 今年度における資金調達方法

項目別	業種別	全産業		製造業		非製造業	
		構成比	順位	構成比	順位	構成比	順位
民間金融機関		69.3%	①	71.4%	①	68.1%	①
公的機関		18.7%	3	14.3%	4	21.3%	3
株式の発行		2.7%	9	0.0%		4.3%	7
社債の発行		0.0%		0.0%		0.0%	
リース		12.0%	4	7.1%	7	14.9%	4
企業間信用		12.0%	4	25.0%	3	4.3%	7
資産の売却		8.0%	6	3.6%	8	10.6%	5
資産の流动化・証券化		8.0%	6	10.7%	5	6.4%	6
内部資金		53.3%	2	60.7%	2	48.9%	2
その他の		6.7%	8	10.7%	5	4.3%	7

(注)3つ以内の複数回答

お問い合わせ先

T E L (089) 941-7185

総務課 (内線 610) 又は
財務課 (内線 630) ~

2024年6月19日
日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。すなわち、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。設備投資は、増加している。公共投資は、高水準で推移している。こうした中、生産は、弱含んでいる。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、一部に弱い動きがみられる。

設備投資は、増加している。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。

業態・品目別の需要動向

大型小売店販売 (百貨店、スーパー、ドラッグストア等)	持ち直している。
コンビニエンスストア販売	増勢が鈍化している。
家電販売	弱めの動きとなっている。
乗用車販売	持ち直しの動きが一服している。
宿泊・観光施設の入込み	回復している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

(2) 生産

生産は、弱含んでいる。

業種別の生産動向

繊 維	弱含んでいる。
紙 ・ パ ル プ	減少している。
化 学	弱い動きとなっている。
プラスチック製品	低調に推移している。
非 鉄 金 属	堅調に推移している。
食 料 品	一部に弱い動きがみられる。
はん用・生産用機械	一頃に比べると生産水準が切り下がっている。
電 气 機 械	低調に推移している。
輸送機械（造船）	高操業となっている。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、前年を上回って推移している。

(6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

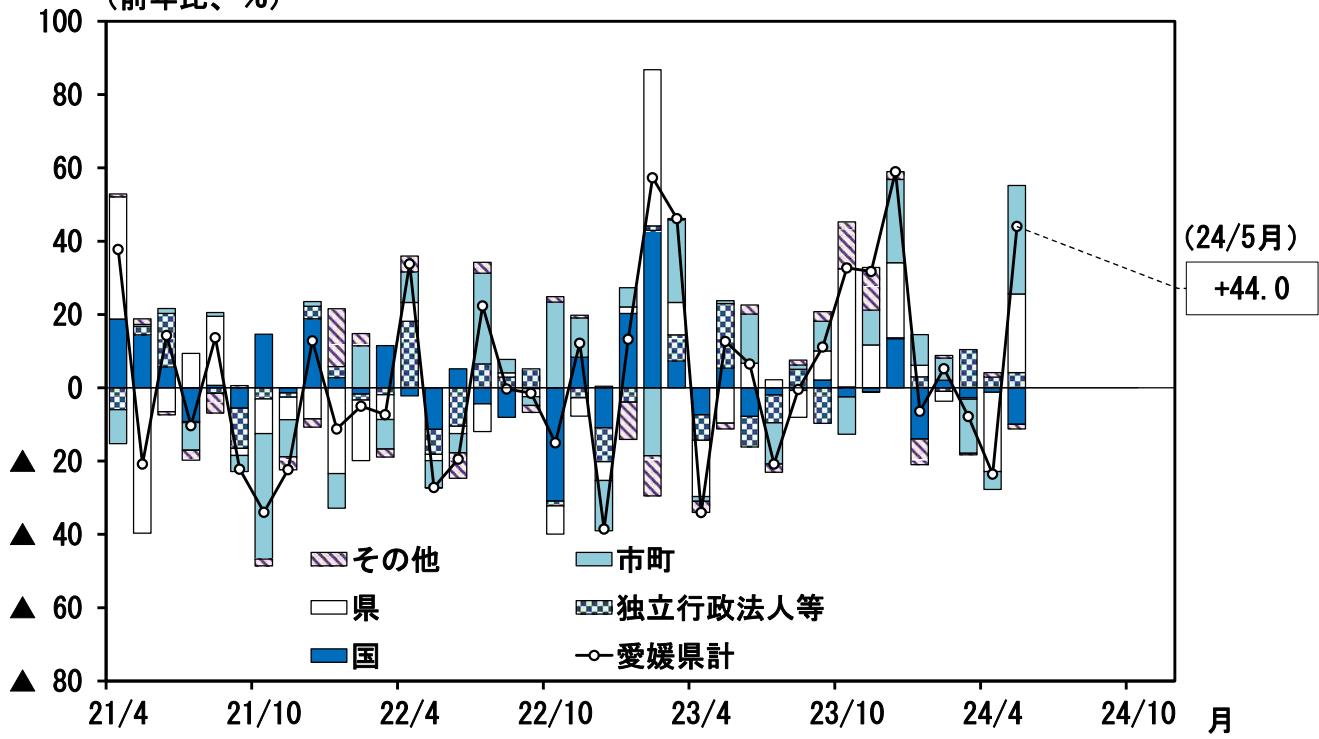
以 上

愛媛県金融経済概況

参考図表

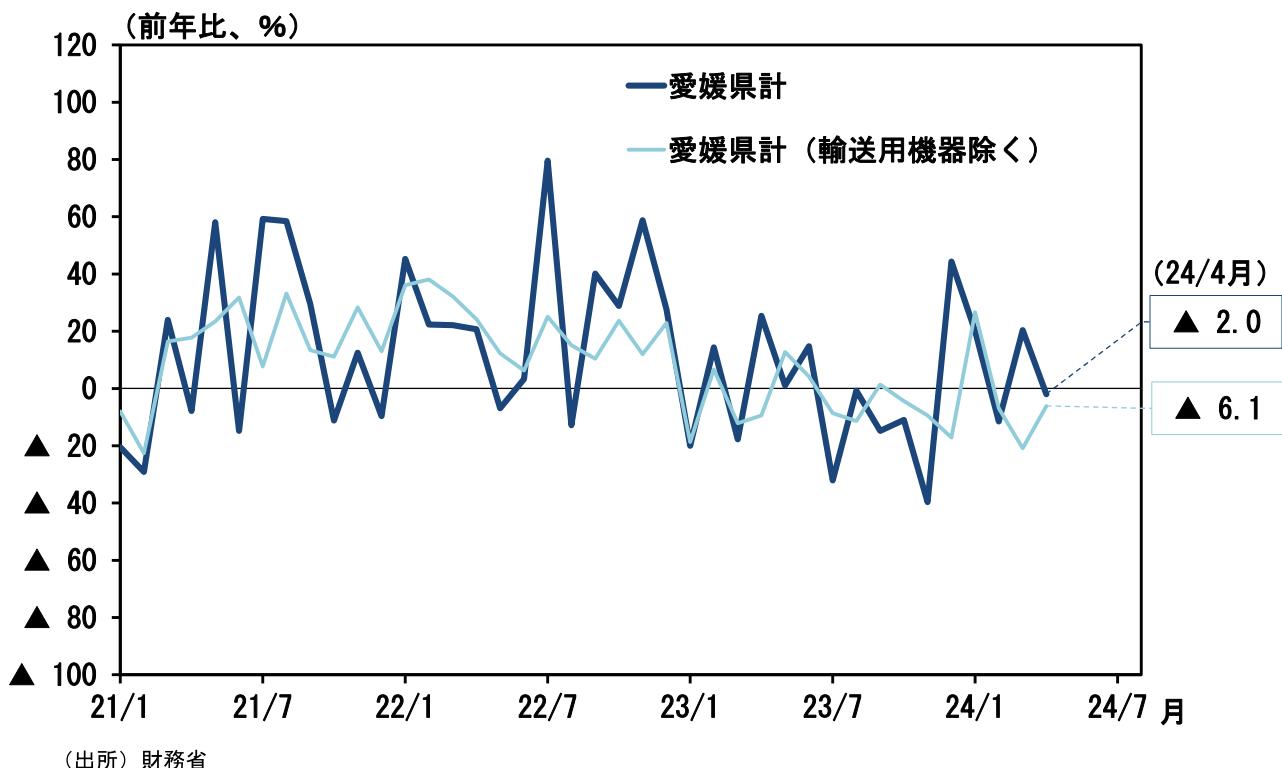
▽公共工事請負額

(前年比、%)



(出所) 西日本建設業保証株式会社

▽輸出額

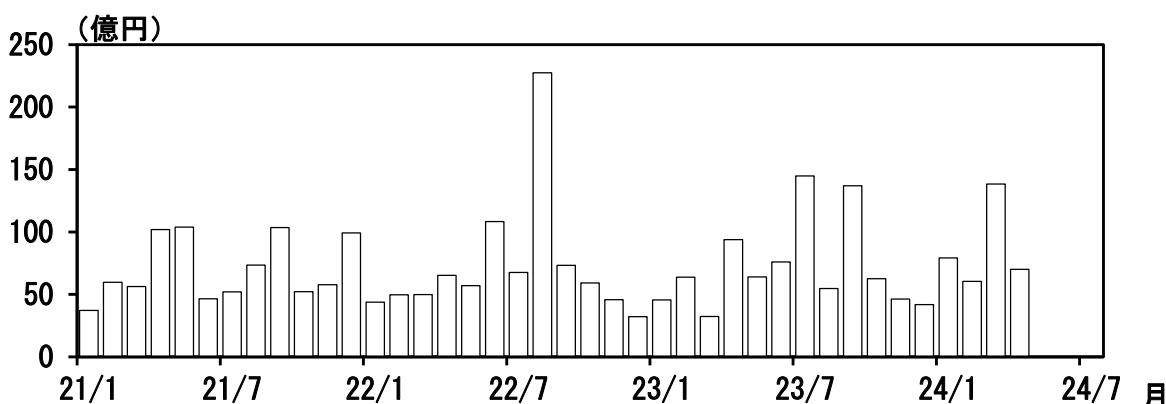


▽設備投資

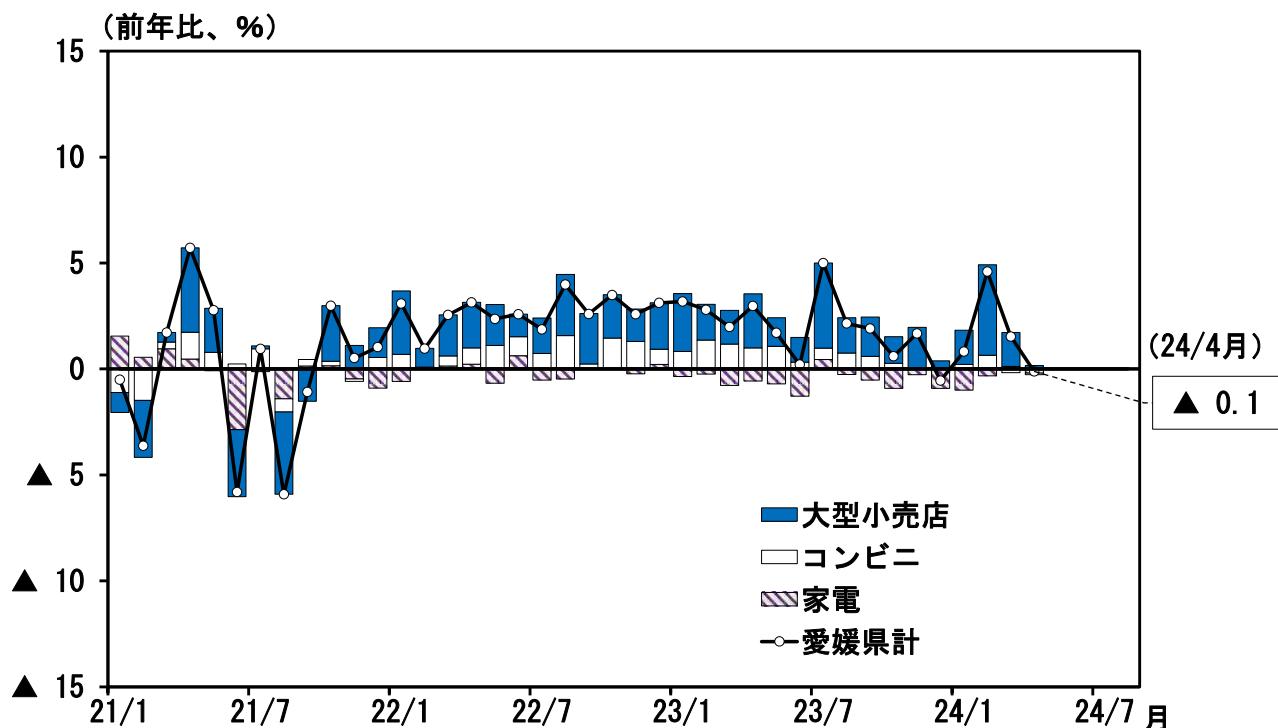
愛媛県短観(設備投資額<含む土地投資額>) (前年度比、%)

全規模	全産業	22年度	23年度	24年度
		▲13.8	+ 4.1	+ 6.8
	製造業	▲22.6	+ 9.6	▲ 4.6
	非製造業	+13.6	▲ 9.3	+40.8

建築着工統計(工事費予定額<非居住用>)



▽大型小売店等の販売額

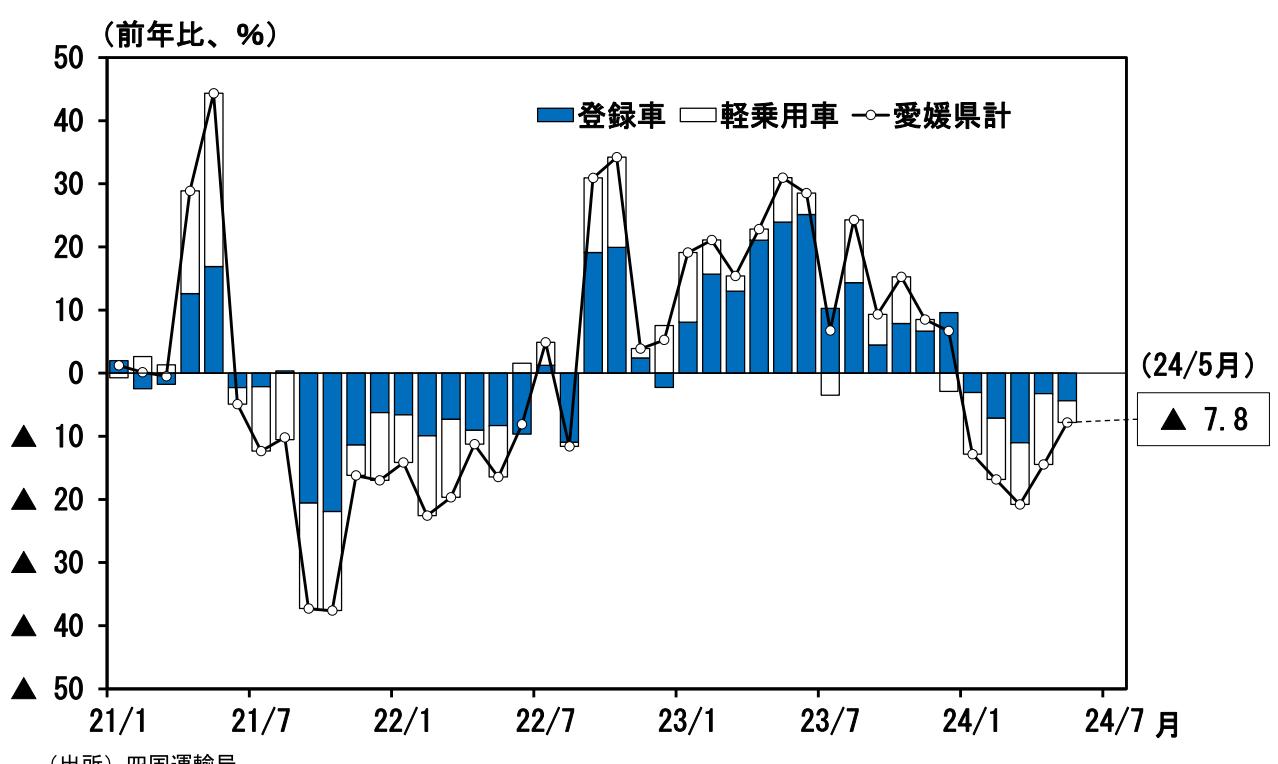


(注1) 大型小売店は百貨店、スーパー、ドラッグストア等。リンク係数を用いて当店算出。

(注2) 百貨店およびスーパーの2023年計数は年間補正前、その他の2023年計数は年間補正後で算出。

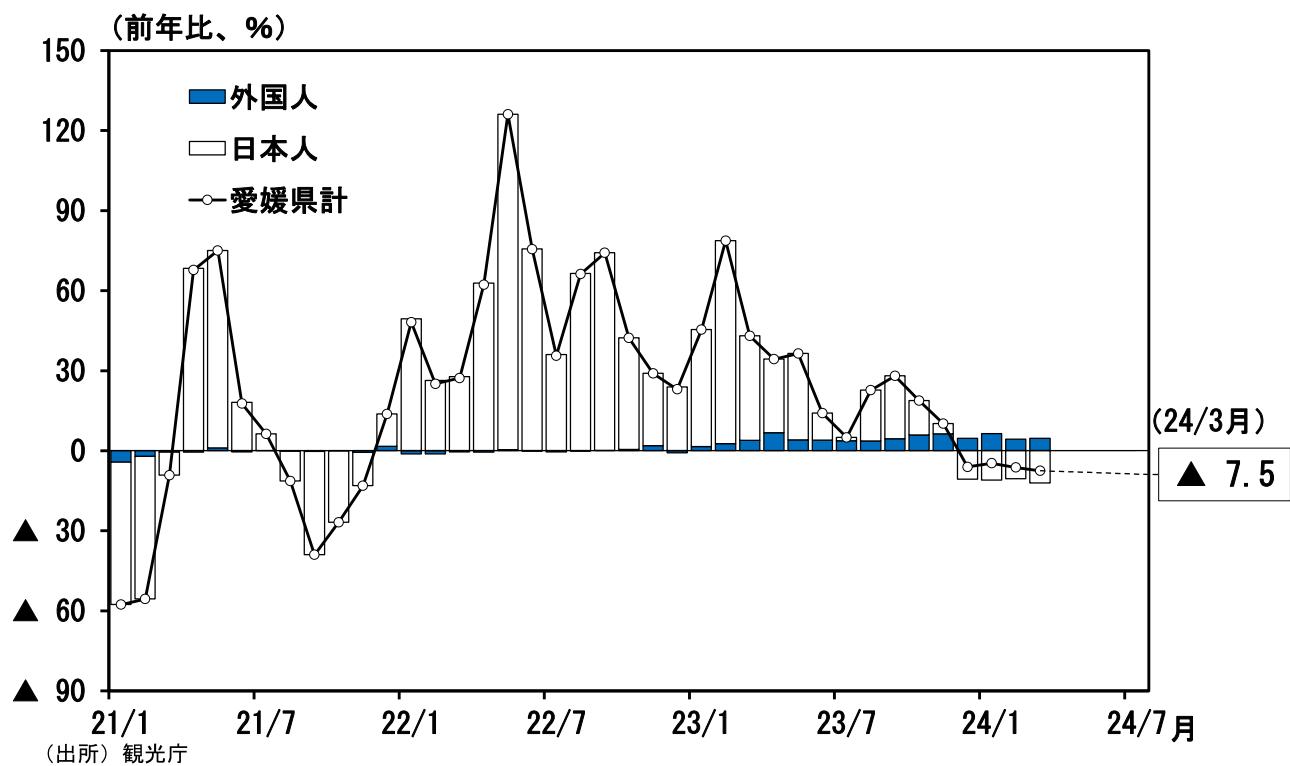
(出所) 経済産業省

▽新車登録・届出台数

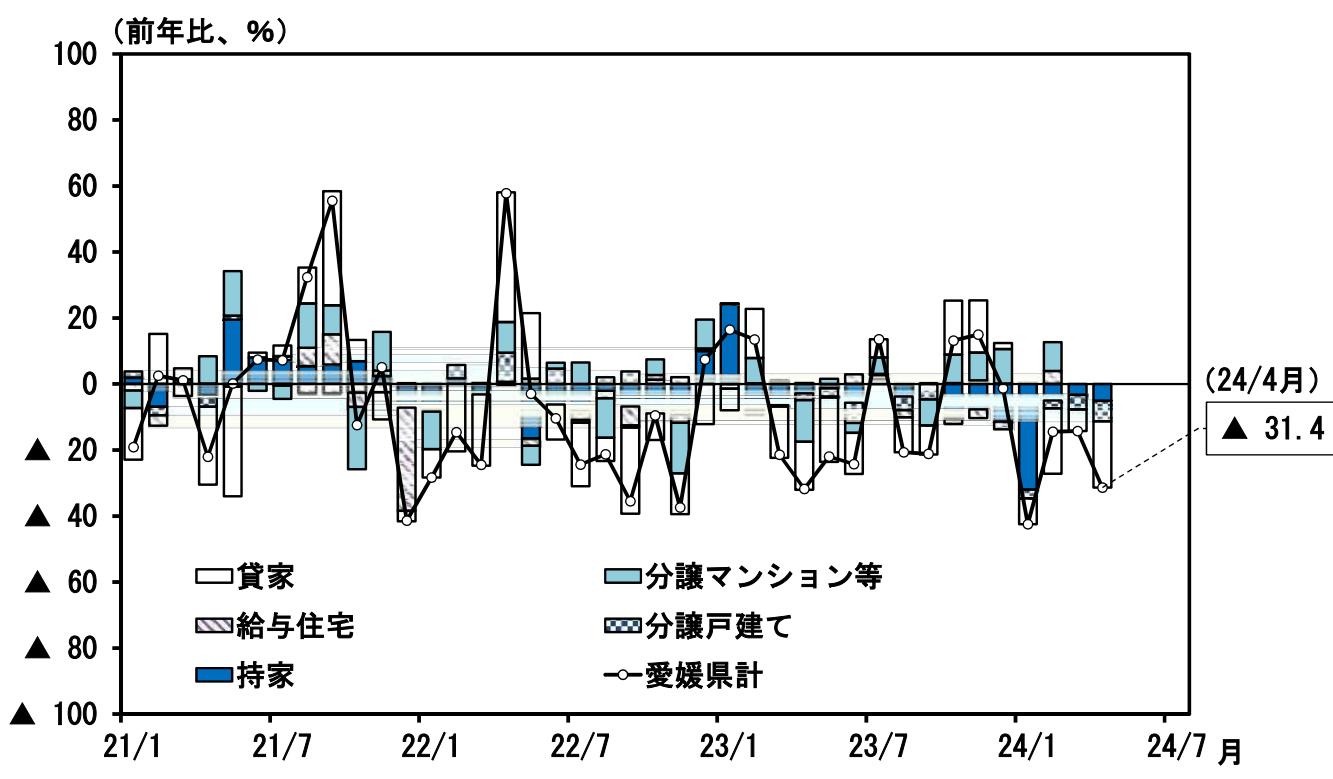


(出所) 四国運輸局

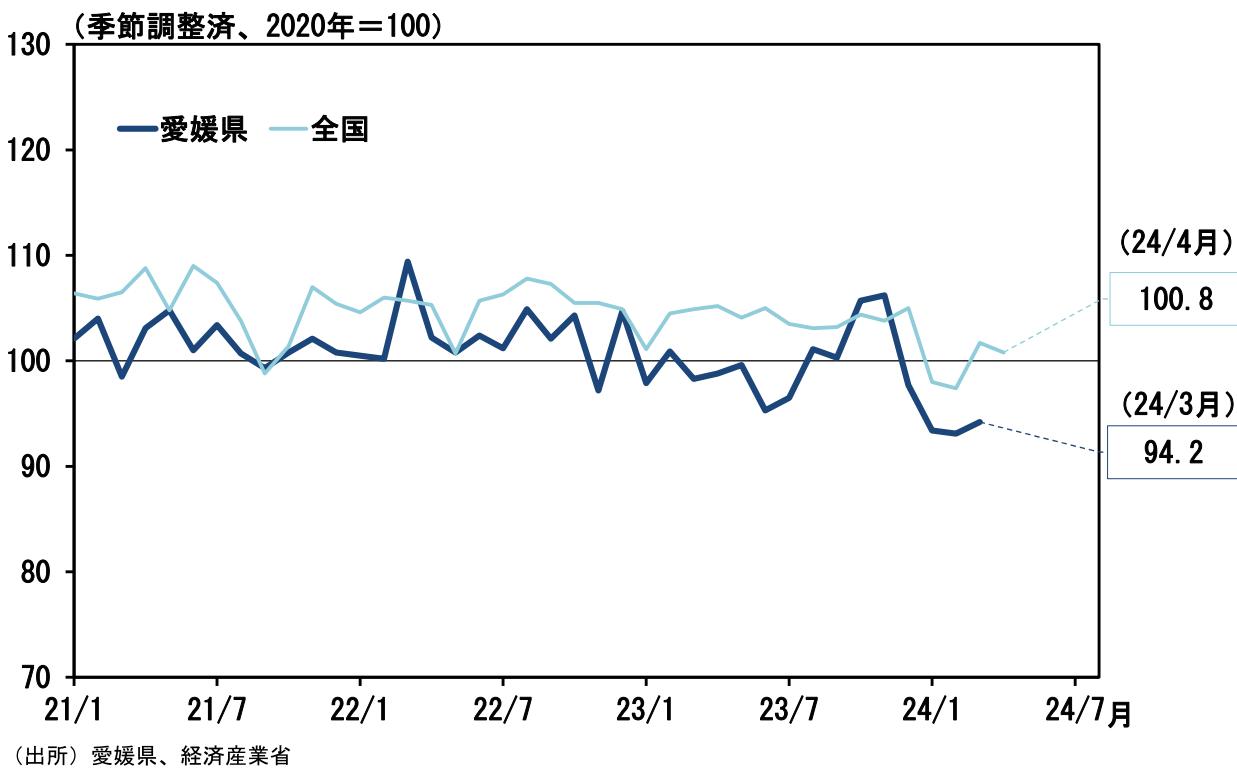
▽延べ宿泊者数



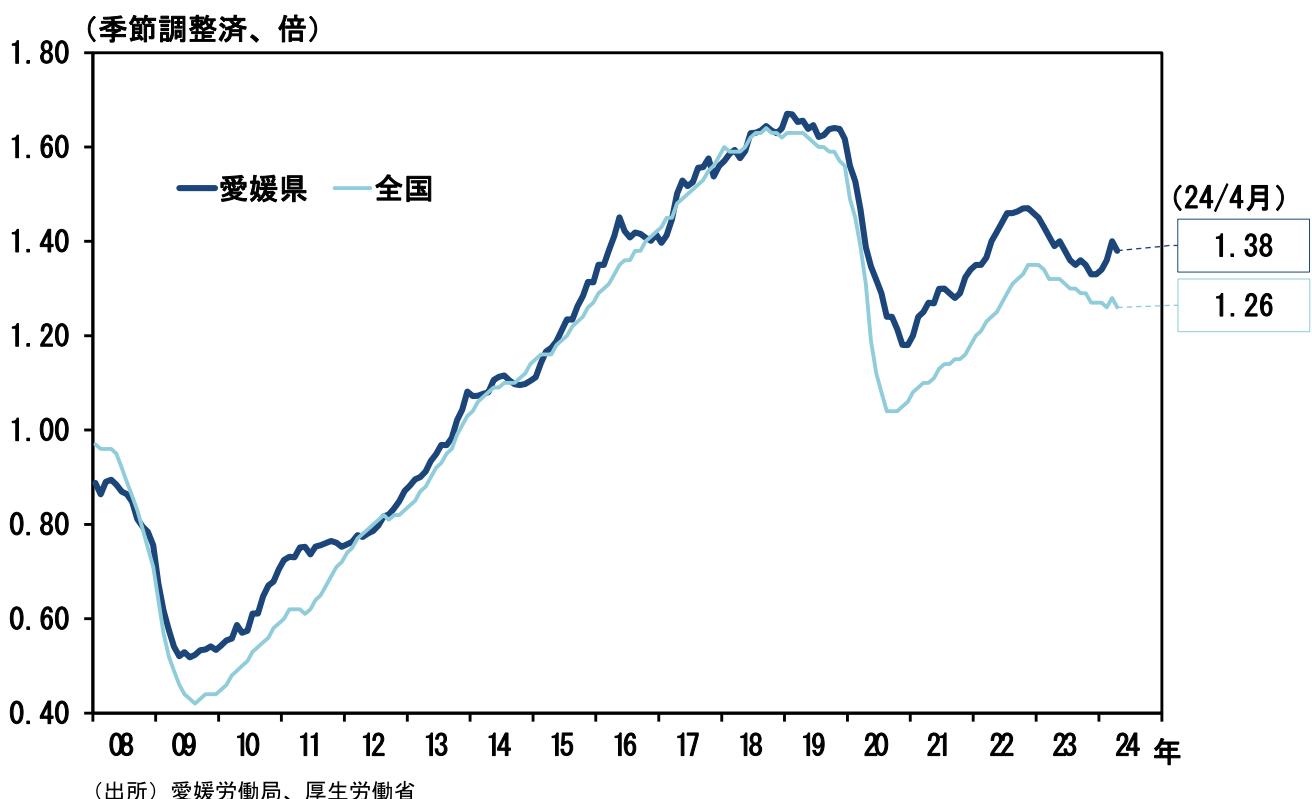
▽新設住宅着工戸数



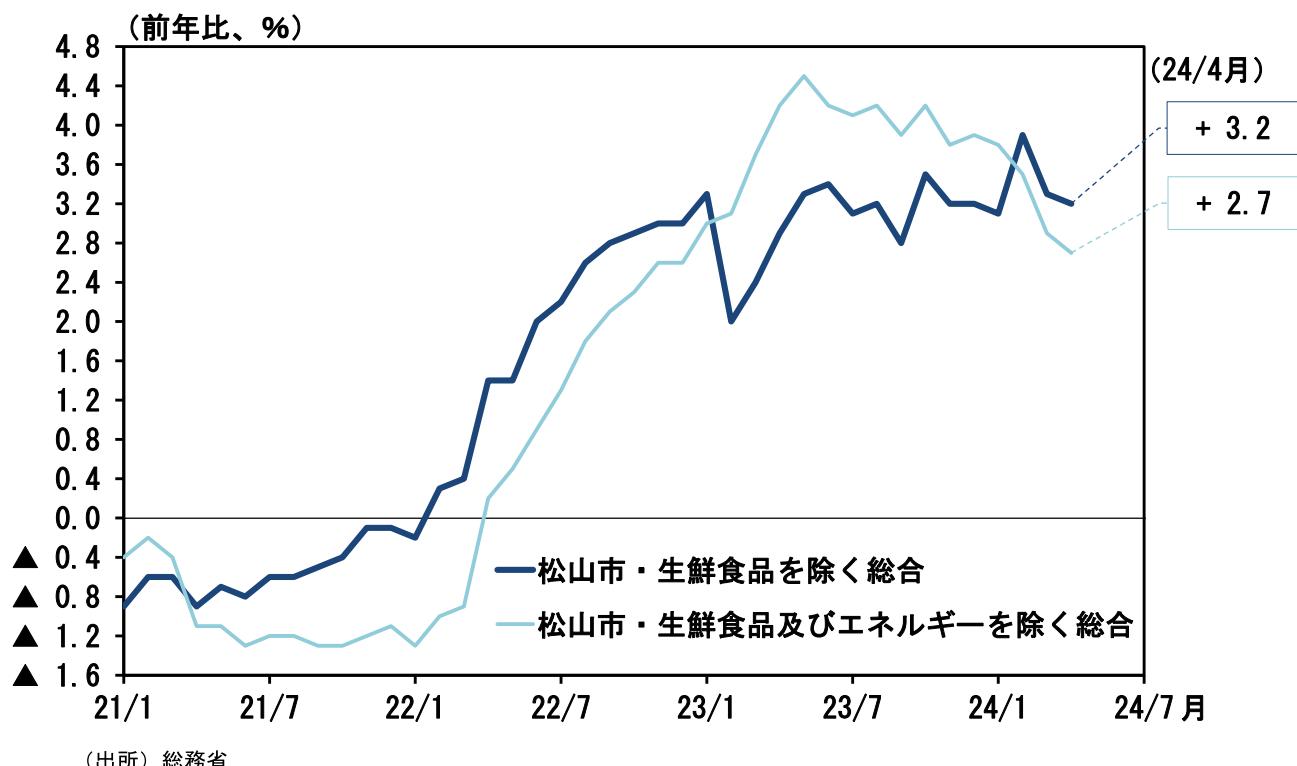
▽鉱工業生産指数



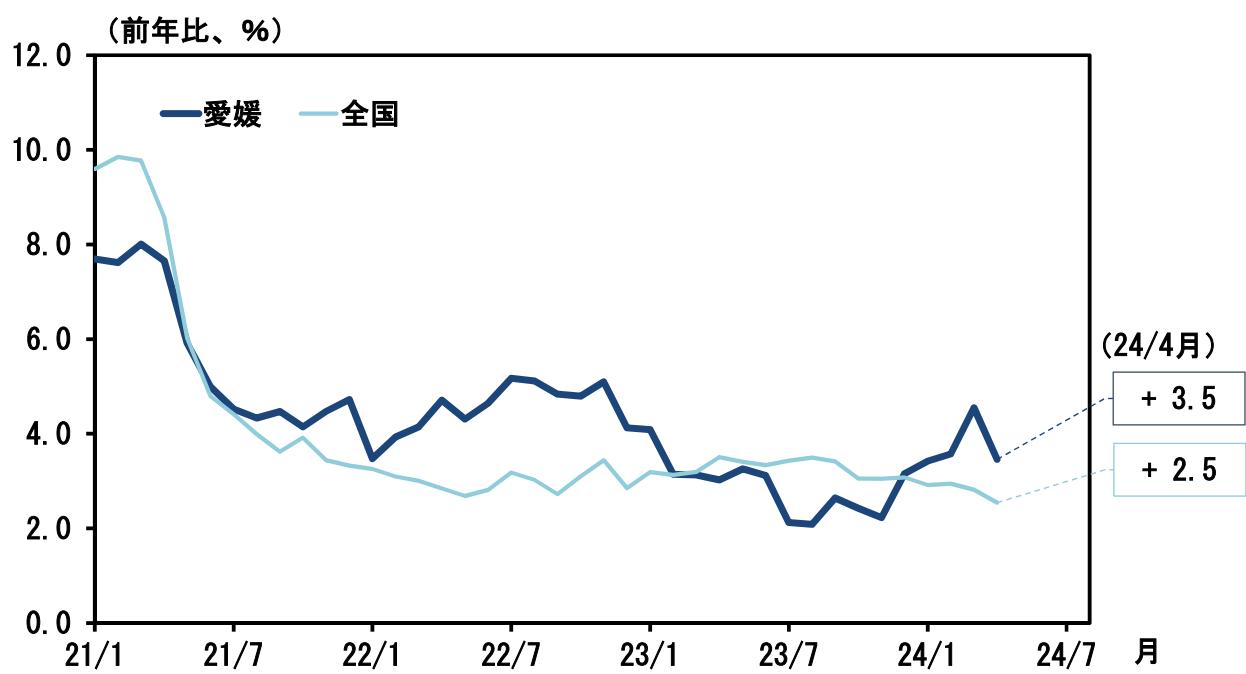
▽有効求人倍率



▽消費者物価指数

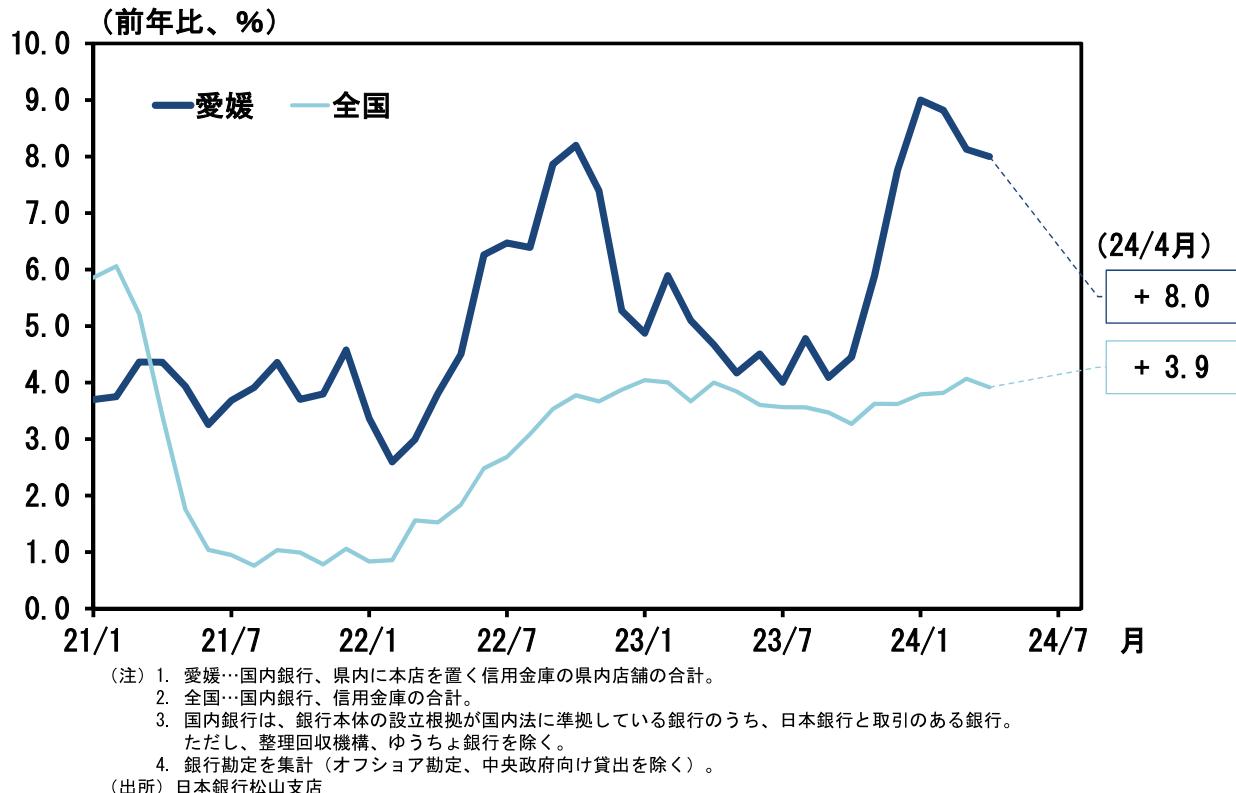


▽実質預金(月末残高)

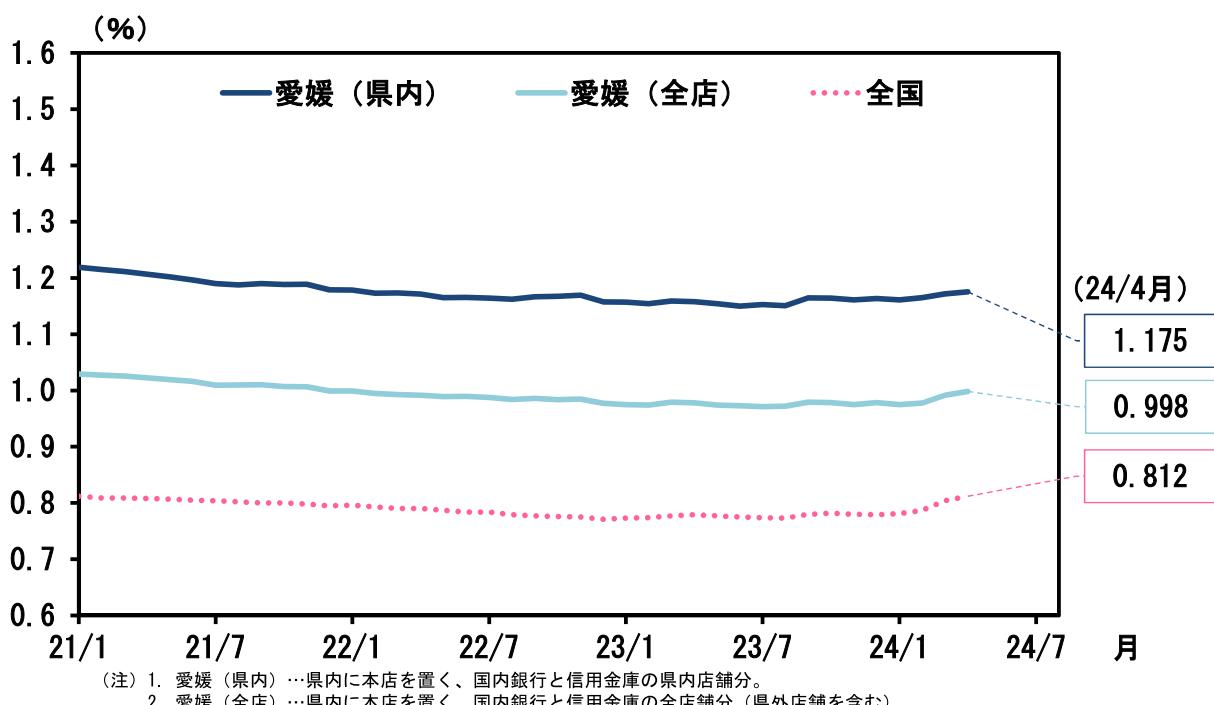


(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出金(月末残高)



▽貸出約定平均金利(ストック)



(注) 1. 愛媛（県内）…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の県内店舗分。
2. 愛媛（全店）…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分（県外店舗を含む）。
3. 全国…国内銀行分。
4. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
5. 貸出額平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。

(出所) 日本銀行、日本銀行松山支店



愛 媛 労 働 局 発 表
令 和 6 年 6 月 28 日 (金)

担 当	愛媛労働局職業安定部職業安定課		
	課 長	和 田 雅 裕	
	課 長 補 佐	神 尾 学	
	地方労働市場情報官	戸 田 希 和	

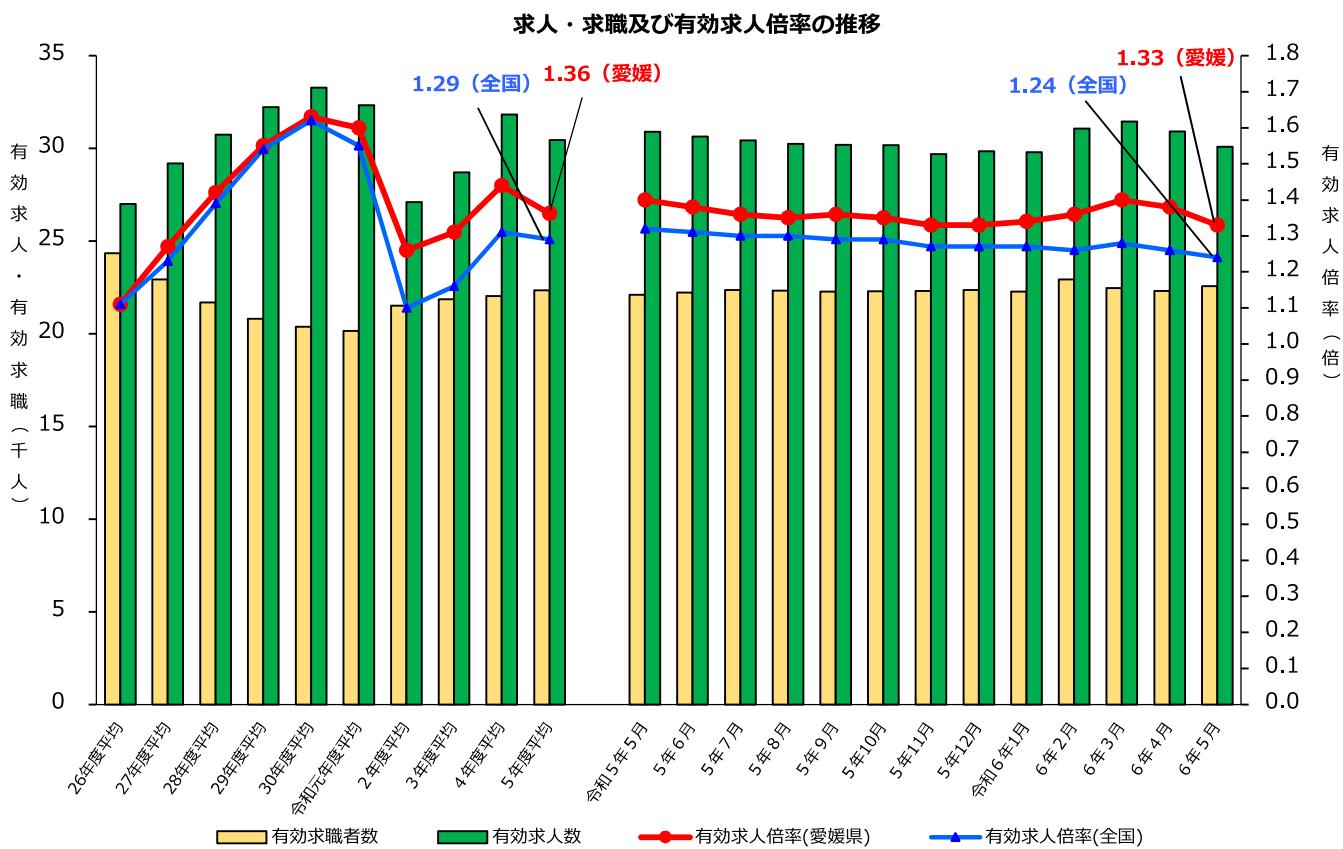
電 話 089-943-5221

管内の雇用失業情勢（令和6年5月分）について
— 有効求人倍率は1.33倍(季節調整値) —
前月差で0.05ポイント低下

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

«ポイント»

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.33倍で前月差で0.05ポイント低下した。
正社員求人倍率（原数値）は、1.10倍で前年同月差で0.01ポイント上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東・中予の地域で前年同月を下回ったが、南予の地域で前年同月を上回った。東予地域は1.31倍、中予地域は1.14倍、南予地域は1.33倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で2か月ぶり減少した。
主な産業別では、「サービス業」（5.9%増）、「医療・福祉」（3.7%増）、「建設業」（0.5%増）で前年同月を上回ったが、「宿泊業、飲食サービス業」（30.9%減）、「運輸業、郵便業」（19.4%減）、「製造業」（11.3%減）、「卸売業、小売業」（1.4%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で2か月連続増加した。



- (注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和5年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和6年5月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料P11.13]

項目	令和6年5月	前月差(比)	ポイント	(前月差)
有効求人倍率	1.33倍	▲ 0.05 p	前月差で2か月連続低下	
有効求人	30,104	▲ 2.6 %	前月比で2か月連続減少	▲ 796
有効求職	22,560	1.1 %	前月比で3か月ぶり増加	240
新規求人倍率	2.29倍	▲ 0.13 p	前月差で2か月連続低下	
新規求人	10,293	▲ 1.6 %	前月比で3か月連続減少	▲ 172
新規求職	4,493	3.7 %	前月比で2か月連続増加	162

(注) 数値は季節調整値

【正社員求人】 [資料P7]

項目	令和6年5月	前年同月差	ポイント
正社員有効求人倍率	1.10倍	0.01 p	前年同月差で3か月連続上昇

【地域別】 [資料P8]

項目	令和6年5月	前年同月差	ポイント
東 予	1.31倍	▲ 0.03 p	前年同月差で3か月ぶり低下
中 予	1.14倍	▲ 0.12 p	前年同月差で12か月連続低下
南 予	1.33倍	0.08 p	前年同月差で3か月連続上昇

2 求人 [資料P4.5.10]

項目	令和6年5月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求人	29,264	▲ 2.6 %	前年同月比2か月ぶり減少	▲ 789
新規求人	10,563	▲ 2.2 %	前年同月比で2か月ぶり減少	▲ 241
建設業	808	0.5 %		4
主な産業	1,216	▲ 11.3 %		▲ 155
運輸業、郵便業	458	▲ 19.4 %		▲ 110
卸売業、小売業	1,509	▲ 1.4 %		▲ 21
宿泊業、飲食サービス業	441	▲ 30.9 %		▲ 197
医療、福祉	3,251	3.7 %		117
サービス業	1,573	5.9 %		87

【一般・パート別(有効求人)状況】

一般求人は前年同月比1.0%増加、パート求人は前年同月比8.7%減少となった。

3 求職 [資料 P 9.10]

項目	令和6年5月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
有効求職	23,956	2.4 %	前年同月比で12か月連続増加 564
新規求職	4,758	2.0 %	前年同月比で2か月連続増加 94

[態様別(常用新規求職者(パートを除く))状況] [資料 P 6]

項目	令和6年5月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
在職者	831	5.3 %	前年同月比で3か月ぶり増加 42
離職者	1,733	▲ 1.4 %	前年同月比で2か月ぶり減少 ▲ 25
事業主都合離職者	389	30.5 %	前年同月比で3か月ぶり増加 91
自己都合離職者	1,258	▲ 8.4 %	前年同月比で2か月ぶり減少 ▲ 115
無業者	212	▲ 18.8 %	前年同月比で2か月連続減少 ▲ 49

[一般・パート別(有効求職)状況]

一般求職者は前年同月比 1.5 %増加、パート求職者は前年同月比 3.7 %増加となった。

4 就職 [資料 P 9.10]

項目	令和6年5月	前年同月(期)比	ポイント (前年同月(期)差)
当月	就職件数	1,547	▲ 1.2 % 前年同月比で3か月連続減少 ▲ 18
	就職率	32.5 %	▲ 1.1 p 前年同月比で3か月連続低下
累計 (4~5月)	就職件数	3,041	▲ 3.3 % 前年同月比で減少 ▲ 103
	就職率	28.0 %	▲ 1.4 p 前年同期比で低下

5 雇用保険関係

項目	令和6年5月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※1,965	▲ 0.3 % 前年同月比で2か月ぶり減少 ▲ 5	
受給者実人員	4,714	2.9 % 前年同月比で14か月連続増加 131	
月末現在雇用保険被保険者数	395,203	▲ 1.7 % 前年同月比で44か月連続減少 ▲ 6,983	

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

愛媛労働局では、多くの産業において人手不足感が高まっている状況を踏まえ、雇用のミスマッチの解消に取り組むとともに、リスキリングによる能力向上、人材育成支援等を進めている。

とりわけ、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、多様な人材がその能力を最大限生かして活躍できる社会を実現するために、就業環境の整備や再就職支援を強化する。

※ 令和6年6月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 7月30日(火) ・全国分(厚生労働省取りまとめ) - 7月30日(火)

産業別新規求人の動向

令和6年5月

産業分類	5年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年	1月	2月	3月	4月	5月	年度合計 (対前年度比)
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
農、林、漁業	82	102	51	110	186	119	55	64	69	84	81	62	67		129
	6.5	▲ 1.9	▲ 44.6	13.4	12.7	▲ 11.2	▲ 57.7	▲ 27.3	7.8	▲ 28.2	▲ 11.0	▲ 3.1	▲ 18.3		▲ 11.6
鉱業、碎石業、砂利採取業	2	3	8	0	7	5	7	0	4	6	0	3	5		8
	▲ 33.3	0.0	33.3	▲ 100.0	▲ 30.0	▲ 16.7	▲ 12.5	▲ 100.0	▲ 63.6	0.0	▲ 100.0	▲ 62.5	150.0		▲ 20.0
建設業	804	1,050	777	799	1,008	754	827	808	841	812	809	735	808		1,543
	▲ 13.0	▲ 7.2	3.5	▲ 6.8	▲ 0.4	▲ 10.8	▲ 13.5	▲ 16.6	▲ 2.3	▲ 12.4	▲ 13.8	1.7	0.5		1.0
製造業	1,371	1,199	1,266	1,263	1,339	1,455	1,363	1,084	1,315	1,470	1,341	1,208	1,216		2,424
	0.6	▲ 16.1	▲ 6.6	▲ 19.2	▲ 5.0	▲ 9.0	▲ 6.8	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 4.0	6.7	▲ 5.9	▲ 11.3		▲ 8.7
食料品製造業	184	221	259	228	290	311	267	214	253	319	317	200	231		431
	▲ 20.0	▲ 29.2	▲ 10.7	▲ 13.6	▲ 19.2	▲ 15.0	12.2	0.9	▲ 19.2	22.2	33.8	▲ 28.1	25.5		▲ 6.7
織維工業	156	118	187	133	142	169	152	132	161	168	128	150	134		284
	6.1	▲ 23.9	6.3	▲ 3.6	▲ 9.6	▲ 2.9	▲ 0.7	32.0	▲ 24.8	▲ 9.2	17.4	▲ 14.3	▲ 14.1		▲ 14.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	117	142	166	173	147	140	255	138	162	215	171	158	192		350
	8.3	▲ 28.3	23.0	54.5	▲ 10.9	▲ 10.3	140.6	▲ 18.8	12.5	65.4	14.0	15.3	64.1		37.8
金属製品製造業	108	127	91	100	101	139	89	89	127	133	108	120	126		246
	▲ 1.8	11.4	▲ 6.2	▲ 15.3	▲ 2.9	36.3	▲ 28.8	▲ 16.0	15.5	▲ 16.9	8.0	22.4	16.7		19.4
はん用機械器具製造業	184	90	69	92	90	196	62	63	82	74	76	71	79		150
	114.0	▲ 15.1	▲ 31.7	▲ 50.0	▲ 10.0	6.5	▲ 68.7	▲ 25.0	6.5	▲ 59.8	8.6	▲ 11.3	▲ 57.1		▲ 43.2
生産用機械器具製造業	69	95	59	54	127	55	59	92	62	91	72	67	63		130
	21.1	▲ 9.5	▲ 34.4	▲ 37.2	38.0	▲ 35.3	▲ 47.8	5.7	3.3	7.1	▲ 20.0	26.4	▲ 8.7		6.6
電気機械器具製造業	111	10	41	102	24	47	107	54	60	36	81	46	22		68
	▲ 38.7	▲ 78.7	20.6	▲ 31.5	▲ 36.8	▲ 9.6	1.9	86.2	46.3	▲ 73.3	62.0	2.2	▲ 80.2		▲ 56.4
輸送用機械器具製造業	183	141	190	175	135	177	163	121	157	214	165	165	186		351
	9.6	▲ 28.8	16.6	▲ 7.4	▲ 16.7	▲ 18.4	▲ 12.8	▲ 18.8	▲ 27.6	25.1	0.0	8.6	1.6		4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	4	5	12	5	4	6	12	1	6	15	12	9	9		18
	33.3	0.0	20.0	150.0	300.0	200.0	9.1	▲ 50.0	▲ 57.1	114.3	50.0	(50.0)	(125.0)		(80.0)
情報通信業	74	107	75	86	83	97	58	111	124	65	114	111	73		184
	0.0	10.3	▲ 41.4	14.7	▲ 10.8	▲ 17.1	▲ 41.4	▲ 33.9	36.3	1.6	▲ 12.3	6.7	▲ 1.4		3.4
運輸業、郵便業	568	465	435	469	475	600	417	528	585	472	531	597	458		1,055
	13.8	▲ 4.9	▲ 19.7	▲ 10.8	▲ 22.3	▲ 11.1	▲ 24.6	28.8	5.8	▲ 18.5	32.8	(29.8)	(▲ 19.4)		(2.6)
卸売業、小売業	1,530	1,395	1,435	1,623	1,453	1,600	1,439	1,245	1,612	1,659	1,432	1,389	1,509		2,898
	▲ 0.6	2.7	▲ 3.0	2.8	▲ 8.3	1.3	▲ 6.2	▲ 7.3	▲ 6.6	19.0	▲ 8.3	(▲ 8.3)	(▲ 1.4)		(▲ 4.8)
金融業、保険業	71	58	94	63	63	105	75	54	94	71	64	100	71		171
	▲ 12.3	▲ 29.3	5.6	▲ 13.7	▲ 25.9	12.9	8.7	▲ 28.0	0.0	9.2	16.4	0.0	0.0		0.0
不動産業、物品販賣業	91	80	116	125	77	108	122	51	113	85	87	58	88		146
	4.6	1.3	58.9	20.2	40.0	9.1	17.3	▲ 20.3	15.3	▲ 8.6	33.8	▲ 40.2	▲ 3.3		▲ 22.3
学術研究、専門・技術サービス業	234	179	201	206	188	192	182	218	174	193	220	191	204		395
	▲ 10.3	▲ 6.8	▲ 6.9	▲ 30.2	20.5	▲ 34.2	▲ 39.7	51.4	▲ 37.6	▲ 27.7	27.9	▲ 26.3	▲ 12.8		▲ 19.9
宿泊業、飲食サービス業	638	621	565	578	561	764	557	408	758	564	527	625	441		1,066
	▲ 0.6	0.2	▲ 3.3	▲ 18.8	▲ 17.5	13.0	▲ 20.8	▲ 25.5	12.8	▲ 7.1	▲ 11.3	▲ 0.5	▲ 30.9		▲ 15.8
宿泊業	237	205	153	214	219	186	199	173	222	178	177	178	167		345
	34.7	▲ 13.1	▲ 13.1	▲ 6.1	▲ 12.0	▲ 10.1	▲ 7.0	▲ 3.4	16.2	2.9	▲ 18.8	9.9	▲ 29.5		▲ 13.5
飲食サービス業	401	416	412	364	342	578	358	235	536	386	350	447	274		721
	▲ 13.9	8.3	1.0	▲ 24.8	▲ 20.6	23.2	▲ 26.8	▲ 36.3	11.4	▲ 11.1	▲ 6.9	▲ 4.1	▲ 31.7		▲ 16.8
生活関連サービス業、娯楽業	333	394	383	288	417	339	313	358	363	478	459	376	411		787
	18.9	0.3	▲ 5.2	▲ 12.5	7.8	▲ 25.3	24.2	0.8	▲ 11.2	38.6	18.9	▲ 0.3	23.4		10.8
教育、学習支援業	131	130	85	131	92	105	103	107	130	147	121	109	119		228
	47.2	1.6	▲ 38.4	32.3	▲ 25.2	▲ 8.7	▲ 8.8	27.4	▲ 16.7	▲ 11.4	▲ 17.7	21.1	▲ 9.2		3.2
医療、福祉	3,134	3,174	2,802	3,226	2,870	3,300	3,340	2,962	3,197	3,680	2,967	2,803	3,251		6,054
	6.0	3.7	▲ 5.0	4.3	▲ 3.0	5.9	▲ 3.0	▲ 7.9	▲ 7.5	7.6	▲ 4.8	(▲ 3.3)	(3.7)		(0.4)
医療業	1,141	1,081	1,039	1,116	1,003	1,143	1,113	1,041	1,151	1,392	1,043	1,018	1,206		2,224
	20.2	10.8	▲ 3.0	12.4	4.2	5.2	▲ 14.4	▲ 0.8	▲ 3.4	15.8	▲ 4.4	(6.6)	(5.7)		(6.1)
社会保険・社会福祉・介護事業	1,967	2,064	1,738	2,093	1,838	2,128	2,211	1,877	2,017	2,254	1,889	1,766	2,021		3,787
	▲ 1.5	▲ 0.7	▲ 5.7	1.7	▲ 7.2	7.0	4.1	▲ 11.5	▲ 9.5	2.9	▲ 5.6	(▲ 7.6)	(2.7)		(▲ 2.3)
複合サービス事業	57	68	157	162	69	105	78	42	132	55	88	174	118		292
	▲ 59.0	▲ 16.0	51.0	70.5	▲ 48.5	▲ 48.0	6.8	▲ 28.8	51.7	▲ 45.5	11.4	62.6	107.0		78.0
サービス業(他に分類されないもの)	1,486	1,602	1,244	1,423	1,351	1,646	1,557	1,333	1,557	1,632	1,461	1,517	1,573		3,090
	▲ 3.7	▲ 17.8	▲ 24.4	▲ 5.2	▲ 24.3	▲ 0.1	9.2	▲ 20.3	16.5	15.4	▲ 19.0	(19.8)	(5.9)		(12.3)
職業紹介・労働者派遣業	605	556	551	648	533	815	863	596	731	799	567	674	714		1,388
	▲ 9.6	▲ 33.0	▲ 24.3	▲ 6.0	▲ 30.1	11.8	36.6	▲ 23.1	33.9	38.0	▲ 13.7	32.4	18.0		24.6
公務(他に分類されるものを除く)その他	194	128	129	196	228	155	270	495	474	453	191	153	142		295
	2.6	▲ 33.7	▲ 9.2	14.6	34.9	▲ 44.2	▲ 45.3	11.5	▲ 16.7	▲ 11.2	▲ 46.9	▲ 26.8	▲ 26.8		▲ 26.8
合計	10,804	10,750	9,835	10,753	10,471	11,455	10,775	9,869	11,548	11,941	10,505	10,220	10,563		20,783
	0.5	▲ 5.6	▲ 8.2	▲ 3.8	▲ 8.3	▲ 4.0	▲ 8.2	▲ 9.0	▲ 2.9	2.8	▲ 5.9	0.2	▲ 2.2		▲ 1.0

(注) 1 上段 : 新規求人数 (原数値、パートを含む。) 、下段 : 新規求人の対前年度比。

2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

（ 安定所別・主要産業別新規求人動向 年前年増減数対照月別 令和6年5月）

業種	松山					今治					新居浜					西条					四国中央					八幡浜					宇和島					大洲					県計				
	6年 5月		5年 5月		増減	6年 5月		5年 5月		増減	6年 5月		5年 5月		増減	6年 5月		5年 5月		増減	6年 5月		5年 5月		増減	6年 5月		5年 5月		増減	6年 5月		5年 5月		増減										
農、林、漁業	9	5	4	5	3	2	3	2	1	4	24	▲20	4	3	1	5	5	0	35	33	2	2	7	▲5	67	82	▲15	6年 5月	5年 5月	増減															
鉱業、石炭業	5	0	5	0	2	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	3	6年 5月	5年 5月	増減															
建設業	470	460	10	68	55	13	94	98	▲4	59	74	▲15	31	39	▲8	13	18	▲5	27	37	▲10	46	23	808	804	4	6年 5月	5年 5月	増減																
製造業	322	432	▲110	310	330	▲20	103	89	14	129	153	▲24	212	171	41	64	59	5	28	44	▲16	48	93	▲45	1,216	1,371	▲155	6年 5月	5年 5月	増減															
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	(2)	0	0	(0)	0	1	(▲1)	0	0	(0)	5	1	(4)	0	0	(0)	0	1	(▲1)	1	0	(1)	9	4	(5)	6年 5月	5年 5月	増減															
情報通信業	60	64	▲4	1	1	0	3	6	▲3	0	0	0	9	2	7	0	0	0	1	▲1	0	0	0	73	74	▲1	6年 5月	5年 5月	増減																
運輸業、郵便業	176	265	(▲89)	70	48	(22)	45	85	(▲40)	29	21	(8)	65	85	(▲20)	9	12	(▲3)	22	25	(▲3)	42	27	(15)	458	568	(▲110)	6年 5月	5年 5月	増減															
卸売業、小売業	931	917	(14)	153	219	(▲66)	38	75	(▲37)	111	84	(27)	50	50	(0)	64	60	(4)	113	107	(6)	49	18	(31)	1,509	1,530	(▲21)	6年 5月	5年 5月	増減															
金融業、保険業	54	42	12	9	11	▲2	0	2	▲2	0	0	0	3	5	▲2	0	0	0	6	▲6	5	5	0	71	71	0	6年 5月	5年 5月	増減																
不動産業、物品販賣業	48	71	▲23	5	4	1	13	3	10	3	4	▲1	1	4	▲3	0	0	0	8	1	7	10	4	6	88	91	▲3	6年 5月	5年 5月	増減															
学術研究、専門・技術サービス業	106	153	▲47	10	15	▲5	13	14	▲1	3	6	▲3	6	2	4	20	4	16	45	34	11	1	6	▲5	204	234	▲30	6年 5月	5年 5月	増減															
宿泊業、飲食サービス業	205	379	▲174	62	34	28	17	39	▲22	10	44	▲34	49	46	3	28	23	5	32	40	▲8	38	33	5	441	638	▲197	6年 5月	5年 5月	増減															
生活関連サービス業、娯楽業	212	163	49	17	19	▲2	103	68	35	12	21	▲9	5	12	▲7	37	26	11	17	17	0	8	7	1	411	333	78	6年 5月	5年 5月	増減															
教育、学習支援業	78	76	2	11	6	5	17	9	8	4	20	▲16	5	5	0	3	1	2	0	9	▲9	1	5	▲4	119	131	▲12	6年 5月	5年 5月	増減															
医療、福祉	1,786	1,860	(▲74)	346	325	(21)	357	352	(5)	170	162	(8)	91	75	(16)	207	151	(56)	195	127	(68)	99	82	(17)	3,251	3,134	(117)	6年 5月	5年 5月	増減															
医療業	626	614	(12)	172	194	(▲22)	98	99	(▲1)	60	64	(▲4)	29	34	(▲5)	94	64	(30)	72	39	(33)	55	33	(22)	1,206	1,141	(65)	6年 5月	5年 5月	増減															
社会保険・社会福利・介護事業	1,146	1,228	(▲82)	174	131	(43)	257	253	(4)	110	98	(12)	55	41	(14)	113	87	(26)	122	80	(42)	44	49	(▲5)	2,021	1,967	(54)	6年 5月	5年 5月	増減															
複合サービス事業	78	21	57	6	10	▲4	9	5	4	2	6	▲4	5	3	2	5	3	2	8	4	4	5	5	0	118	57	61	6年 5月	5年 5月	増減															
サービス業(他のに分類されるものも含む)のうち、その他のものを除く	63	65	▲2	8	19	▲11	12	1	11	11	13	▲2	10	22	▲12	12	29	▲17	9	21	▲12	17	24	▲7	142	194	▲52	6年 5月	5年 5月	増減															
合 計	5,631	5,974	▲343	1,170	1,169	1	1,063	1,075	▲12	646	709	▲63	595	563	32	480	410	70	591	559	32	387	345	42	10,563	10,804	▲241	6年 5月	5年 5月	増減															

卷之三

日本標準産業分類に基づく区分、令和6年3月以前については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以後については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表したもの。

常用新規求職者離職理由別の推移

(パートを除く)

令和6年5月

愛媛労働局

	求職者計	① 在職者	② 離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	③ 無業者	家事	その他
【月平均】 令和元年度	【2,966】 35,591	【910】 10,923	【1,807】 21,688	【56】 673	【374】 4,484	【1,344】 16,133	【31】 368	【228】 2,737	【32】 380	【196】 2,357
	▲ 6.7	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 7.0	▲ 9.7	▲ 3.6	▲ 15.4	▲ 15.1	▲ 13.8	▲ 15.3
【月平均】 令和2年度	【2,761】 33,136	【804】 9,644	【1,748】 20,972	【50】 605	【449】 5,383	【1,219】 14,627	【27】 327	【197】 2,368	【33】 392	【165】 1,976
	▲ 6.9	▲ 11.7	▲ 3.3	▲ 10.1	20.0	▲ 9.3	▲ 11.1	▲ 13.5	3.2	▲ 16.2
【月平均】 令和3年度	【2,776】 33,314	【868】 10,413	【1,678】 20,131	【45】 541	【334】 4,008	【1,258】 15,091	【38】 452	【231】 2,770	【33】 400	【198】 2,370
	0.5	8.0	▲ 4.0	▲ 10.6	▲ 25.5	3.2	38.2	17.0	2.0	19.9
【月平均】 令和4年度	【2,714】 32,573	【849】 10,192	【1,654】 19,850	【47】 564	【299】 3,583	【1,275】 15,294	【31】 375	【211】 2,531	【32】 385	【179】 2,146
	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 1.4	4.3	▲ 10.6	1.3	▲ 17.0	▲ 8.6	▲ 3.8	▲ 9.5
【月平均】 令和5年度	【2,739】 32,871	【865】 10,385	【1,645】 19,745	【45】 544	【303】 3,640	【1,265】 15,183	【28】 334	【228】 2,741	【27】 324	【201】 2,417
	0.9	1.9	▲ 0.5	▲ 3.5	1.6	▲ 0.7	▲ 10.9	8.3	▲ 15.8	12.6
令和4年5月	2,708	796	1,677	56	314	1,277	29	235	39	196
	9.0	20.8	3.5	21.7	▲ 8.2	6.3	3.6	14.1	▲ 11.4	21.0
6月	2,744	870	1,660	50	290	1,287	29	214	26	188
	1.7	1.8	2.6	22.0	▲ 14.5	7.5	▲ 25.6	▲ 5.3	4.0	▲ 6.5
7月	2,574	784	1,609	37	304	1,237	29	181	19	162
	▲ 5.8	▲ 11.8	▲ 0.6	8.8	▲ 10.9	3.3	▲ 32.6	▲ 19.9	▲ 36.7	▲ 17.3
8月	2,716	858	1,663	42	275	1,308	32	195	30	165
	▲ 1.4	▲ 5.8	1.5	5.0	▲ 10.7	4.1	0.0	▲ 4.4	▲ 9.1	▲ 3.5
9月	2,625	825	1,581	38	249	1,263	31	219	27	192
	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 0.4	15.2	▲ 10.1	3.9	▲ 43.6	▲ 8.0	▲ 12.9	▲ 7.2
10月	2,630	758	1,676	44	331	1,275	24	196	27	169
	▲ 3.8	▲ 6.5	▲ 1.1	▲ 17.0	3.4	▲ 0.9	▲ 25.0	▲ 14.4	▲ 10.0	▲ 15.1
11月	2,343	770	1,387	23	278	1,049	37	186	36	150
	▲ 4.4	1.3	▲ 5.2	0.0	13.0	▲ 8.8	▲ 7.5	▲ 18.1	12.5	▲ 23.1
12月	2,002	737	1,126	20	178	903	24	139	27	112
	▲ 6.4	▲ 2.1	▲ 8.8	▲ 33.3	▲ 27.3	▲ 2.4	▲ 27.3	▲ 7.3	8.0	▲ 10.4
令和5年1月	2,900	982	1,744	38	257	1,407	40	174	33	141
	▲ 9.1	▲ 8.3	▲ 6.5	▲ 17.4	▲ 24.0	▲ 1.3	▲ 23.1	▲ 31.2	▲ 5.7	▲ 35.3
2月	2,919	1,102	1,604	32	246	1,280	42	213	46	167
	2.9	5.2	2.2	▲ 15.8	▲ 9.6	4.7	23.5	▲ 3.6	70.4	▲ 13.9
3月	2,946	970	1,700	49	301	1,321	26	276	33	243
	▲ 6.6	▲ 11.1	▲ 2.4	28.9	▲ 1.6	▲ 2.7	▲ 21.2	▲ 14.3	▲ 19.5	▲ 13.5
令和5年4月	3,416	772	2,347	140	587	1,578	35	297	25	272
	▲ 1.4	4.3	▲ 3.1	3.7	4.8	▲ 6.5	9.4	▲ 2.0	▲ 40.5	4.2
5月	2,808	789	1,758	57	298	1,373	29	261	35	226
	3.7	▲ 0.9	4.8	1.8	▲ 5.1	7.5	0.0	11.1	▲ 10.3	15.3
6月	2,849	966	1,680	35	292	1,320	32	203	21	182
	3.8	11.0	1.2	▲ 30.0	0.7	2.6	10.3	▲ 5.1	▲ 19.2	▲ 3.2
7月	2,673	814	1,646	34	327	1,266	18	213	25	188
	3.8	3.8	2.3	▲ 8.1	7.6	2.3	▲ 37.9	17.7	31.6	16.0
8月	2,679	881	1,605	39	264	1,278	20	193	29	164
	▲ 1.4	2.7	▲ 3.5	▲ 7.1	▲ 4.0	▲ 2.3	▲ 37.5	▲ 1.0	▲ 3.3	▲ 0.6
9月	2,676	855	1,580	24	238	1,289	25	241	31	210
	1.9	3.6	▲ 0.1	▲ 36.8	▲ 4.4	2.1	▲ 19.4	10.0	14.8	9.4
10月	2,698	814	1,658	39	280	1,310	26	226	24	202
	2.6	7.4	▲ 1.1	▲ 11.4	▲ 15.4	2.7	8.3	15.3	▲ 11.1	19.5
11月	2,345	754	1,373	25	220	1,096	29	218	28	190
	0.1	▲ 2.1	▲ 1.0	8.7	▲ 20.9	4.5	▲ 21.6	17.2	▲ 22.2	26.7
12月	1,994	724	1,114	27	208	853	23	156	21	135
	▲ 0.4	▲ 1.8	▲ 1.1	35.0	16.9	▲ 5.5	▲ 4.2	12.2	▲ 22.2	20.5
令和6年1月	2,944	971	1,730	44	316	1,324	40	243	31	212
	1.5	▲ 1.1	▲ 0.8	15.8	23.0	▲ 5.9	0.0	39.7	▲ 6.1	50.4
2月	3,048	1,126	1,720	46	314	1,328	27	202	27	175
	4.4	2.2	7.2	43.8	27.6	3.8	▲ 35.7	▲ 5.2	▲ 41.3	4.8
3月	2,741	919	1,534	34	296	1,168	30	288	27	261
	▲ 7.0	▲ 5.3	▲ 9.8	▲ 30.6	▲ 1.7	▲ 11.6	15.4	4.3	▲ 18.2	7.4
令和6年4月	3,460	763	2,430	111	577	1,702	26	267	31	236
	1.3	▲ 1.2	3.5	▲ 20.7	▲ 1.7	7.9	▲ 25.7	▲ 10.1	24.0	▲ 13.2
5月	2,776	831	1,733	52	389	1,258	32	212	28	184
	▲ 1.1	5.3	▲ 1.4	▲ 8.8	30.5	▲ 8.4	10.3	▲ 18.8	▲ 20.0	▲ 18.6
【月平均】 当年度累計	【3,118】 6,236	【797】 1,594	【2,082】 4,163	【82】 163	【483】 966	【1,480】 2,960	【29】 58	【240】 479	【30】 59	【210】 420
前年同期	6,224	1,561	4,105	197	885	2,951	64	558	60	498
前年同期比	0.2	2.1	1.4	▲ 17.3	9.2	0.3	▲ 9.4	▲ 14.2	▲ 1.7	▲ 15.7

(注) 網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。

ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は、令和5年度4月以降（令和3年9月～令和5年3月は含まれない。）は含む。

【資料出所】 愛媛労働局「職業安定業務統計」

正社員職業紹介状況(原数値)

愛媛労働局

項目	令和6年 5月	令和5年 5月	前年同月比 (差)
正社員	① 月間有効求職者数 (人) (パートタイムを除く常用)	13,669	13,469 1.5%
	② 月間有効求人数 (人)	14,974	14,655 2.2%
	③ 新規求人数 (人)	5,241	5,188 1.0%
	④ 就職件数 (件)	712	685 3.9%
	⑤ 有効求人倍率 (倍) (②／①) (原数値)	1.10	1.09 0.01 p

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用的月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用的月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和6年5月	令和5年5月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率	東予	1.31	1.34	▲ 0.03p
	中予	1.14	1.26	▲ 0.12p
	南予	1.33	1.25	0.08p
	県計	1.22	1.28	▲ 0.06p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	7,503	7,247	3.5%
	中予	13,277	12,901	2.9%
	南予	3,176	3,244	▲ 2.1%
	県計	23,956	23,392	2.4%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	9,825	9,742	0.9%
	中予	15,202	16,268	▲ 6.6%
	南予	4,237	4,043	4.8%
	県計	29,264	30,053	▲ 2.6%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

年齢別常用職業紹介状況

令和6年5月

項目	月間有効求職者数		新規求職者数		就職件数	就職率(%)		
		構成比(%)		構成比(%)				
全 数	19歳以下	260	1.1	70	1.4	21	30.0	
		5.3	0.0	34.6	▲ 0.6	▲ 30.0	▲ 27.7	
	20~24歳	1,703	7.1	389	7.0	102	26.2	
		▲ 1.3	▲ 0.3	2.4	0.1	0.0	▲ 0.6	
	25~29歳	2,330	9.8	477	10.3	150	31.4	
		1.7	▲ 0.1	10.9	2.3	27.1	4.0	
	30~34歳	2,074	8.7	430	9.2	134	31.2	
		▲ 0.9	▲ 0.3	8.0	▲ 0.3	▲ 3.6	▲ 3.8	
	35~39歳	1,938	8.1	405	9.7	142	35.1	
		▲ 2.0	▲ 0.4	5.2	0.3	2.2	▲ 1.0	
	40~44歳	1,909	8.0	332	10.6	155	46.7	
		▲ 3.3	▲ 0.5	▲ 18.6	0.1	0.0	8.7	
	45~49歳	2,335	9.8	437	12.0	175	40.0	
		▲ 4.5	▲ 0.7	▲ 7.0	▲ 0.5	▲ 4.9	0.9	
	50~54歳	2,506	10.5	478	11.0	160	33.5	
		6.8	0.4	0.6	▲ 0.4	▲ 4.2	▲ 1.7	
	55~59歳	2,235	9.4	373	9.1	133	35.7	
		6.6	0.4	▲ 12.4	▲ 0.4	▲ 5.0	2.8	
	60~64歳	2,860	12.0	510	9.7	141	27.6	
		3.4	0.1	9.0	▲ 0.7	▲ 7.2	▲ 4.8	
	65歳以上	3,738	15.6	836	9.9	145	17.3	
		11.6	1.3	12.8	0.1	0.7	▲ 2.1	
合 計		23,888	-	4,737	-	1,458	30.8	
		2.5	-	2.2	-	▲ 0.8	▲ 0.9	

(年齢別新規求職者数の推移)

項目	24歳以下	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55歳~64歳	65歳以上	計
令和元年度	6,050	12,093	11,304	10,635	9,147	6,468	55,697
	▲ 7.5	▲ 8.1	▲ 10.0	▲ 2.9	▲ 0.6	6.2	▲ 4.8
令和2年度	5,391	10,819	10,054	10,148	8,754	6,959	52,125
	▲ 10.9	▲ 10.5	▲ 11.1	▲ 4.6	▲ 4.3	7.6	▲ 6.4
令和3年度	5,654	10,730	9,751	10,863	9,157	7,756	53,911
	4.9	▲ 0.8	▲ 3.0	7.0	4.6	11.5	3.4
令和4年度	5,403	10,350	9,290	10,456	9,069	7,765	52,333
	▲ 4.4	▲ 3.5	▲ 4.7	▲ 3.7	▲ 1.0	0.1	▲ 2.9
令和5年度	5,045	9,955	9,105	10,608	9,570	8,162	52,445
	▲ 6.6	▲ 3.8	▲ 2.0	1.5	5.5	5.1	0.2
令和6年5月	459	907	737	915	883	836	4,737
	6.3	9.5	▲ 7.1	▲ 3.2	▲ 1.2	12.8	2.2

(注) 1 上段: パートを含む常用、下段: 対前年度比(差)、就職率=就職件数÷新規求職者数

2 ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は、令和5年度4月以降(令和3年9月～令和5年3月は含まれない。)は含む。

況 狀 介 紹 業 職 般

令和6年5月

課定安職業安定期局勞動愛媛

項目	年度・月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人件数			D 月間有效求人件数			E 就職件数			F 充足度			採用率(季節調整値)			就職率			充足率				
		常用		う ち <small>(異)</small>	中 高 年		常用		う ち <small>(異)</small>	中 高 年		常用		う ち <small>(異)</small>	中 高 年		常用		新規	有効	求人倍率		新規		有効	求人倍率		E/A (%)		F/C (%)
		常	用	う ち <small>(異)</small>	中 高 年	常	用	う ち <small>(異)</small>	中 高 年	常	用	う ち <small>(異)</small>	中 高 年	常	用	う ち <small>(異)</small>	中 高 年	D/B	C/A	新規	有効	求人倍率	新規	有効	求人倍率	E/A (%)	F/C (%)			
令和5年度	52,704	52,445	13,305	28,511	268,078	267,042	89,932	147,075	128,901	114,060	365,478	325,498	17,322	16,020	5,256	9,140	16,968	15,818	2,45	1,36	*	*	*	*	*	32.9	32.9	13.2		
月平均	4,392	4,370	1,109	2,376	22,340	22,254	7,496	12,256	10,742	9,505	30,457	27,125	1,444	1,335	438	762	1,414	1,318	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
令和5年5月	4,664	4,633	1,297	2,599	23,392	23,312	7,449	13,056	10,804	9,668	30,053	27,100	1,565	1,470	424	839	1,560	1,482	2,32	1,28	2.49	1.40	33.6	14.4	33.6	14.4	33.6			
6月	4,544	4,481	1,219	2,418	23,274	23,140	8,169	12,833	10,750	9,589	29,746	26,840	1,478	1,386	463	791	1,470	1,390	2,37	1.28	2.43	1.38	32.5	32.5	13.7	13.7	32.5			
7月	4,058	4,069	1,141	2,126	22,557	22,428	8,262	12,278	9,835	8,864	29,359	26,521	1,387	1,310	445	707	1,358	1,287	2,41	1.30	2.39	1.36	33.9	33.9	13.8	13.8	33.9			
8月	4,149	4,129	1,092	2,160	22,497	22,376	8,256	12,196	10,753	9,583	29,606	26,664	1,256	1,181	440	638	1,211	1,154	2,59	1.32	2.43	1.35	30.3	30.3	11.3	11.3	30.3			
9月	4,330	4,311	1,100	2,178	22,471	22,391	8,055	12,157	10,471	9,523	29,751	26,847	1,464	1,380	474	769	1,438	1,364	2,42	1.32	2.41	1.36	33.8	33.8	13.7	13.7	33.8			
10月	4,277	4,251	1,085	2,293	22,521	22,431	7,881	12,192	11,455	10,092	30,986	27,860	1,525	1,413	474	772	1,496	1,388	2,38	1.38	2.48	1.35	35.7	35.7	13.1	13.1	35.7			
11月	3,682	3,669	911	1,886	21,773	21,689	7,416	11,825	10,775	9,465	30,708	27,431	1,384	1,286	429	725	1,332	1,248	2,93	1.41	2.41	1.33	37.6	37.6	12.4	12.4	37.6			
12月	3,145	3,135	735	1,683	20,514	20,437	6,872	11,193	9,869	8,929	30,118	26,785	1,237	1,078	377	658	1,198	1,056	3,14	1.47	2.47	1.33	39.3	39.3	12.1	12.1	39.3			
令和6年1月	4,623	4,606	1,159	2,639	21,068	21,007	6,982	11,632	11,548	9,761	30,805	26,861	1,134	1,014	334	631	1,103	1,001	2,50	1,46	2.50	1.34	24.5	24.5	9.6	9.6	24.5			
2月	4,840	4,828	1,016	2,608	22,147	22,091	6,741	12,251	11,941	10,235	31,889	27,562	1,545	1,420	458	837	1,503	1,386	2,47	1.44	2.32	1.36	31.9	31.9	12.6	12.6	31.9			
3月	4,326	4,316	931	2,337	22,499	22,445	6,688	12,478	10,505	9,365	32,066	27,894	1,768	1,641	506	970	1,747	1,629	2,43	1.43	2.65	1.40	40.9	40.9	16.6	16.6	40.9			
4月	6,110	6,093	1,691	3,710	23,722	23,668	7,176	13,505	10,220	9,082	30,424	26,924	1,494	1,413	410	804	1,480	1,404	1,67	1.28	2.42	1.38	24.5	24.5	14.5	14.5	24.5			
5月	4,758	4,737	1,372	2,649	23,956	23,888	7,664	13,720	10,563	9,430	29,264	26,327	1,547	1,458	491	809	1,538	1,452	2,22	1.22	2.29	1.33	32.5	32.5	14.6	14.6	32.5			
前年同月比	2.0	2.2	5.8	1.9	2.4	2.5	2.9	5.1	2.2	2.5	2.6	2.2	2.5	2.6	2.9	1.2	0.8	15.8	▲ 1.4	▲ 2.0	▲ 0.10p	▲ 0.06p	▲ 0.13	▲ 0.05	▲ 1.1p	0.2p	0.2p			

(注)・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月比の数値である。

(公共職業安定所別)

(公井賸業中字面別)

卷之三

(注) 公共職業安定所別上段は前年同月比、下段は原数値である。

一般職業紹介状況(全数)前年比

令和6年5月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数值 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数值 対前年 同月比	季節 調整値	原数值	季調値 対前月 増減比	原数值 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数值 対前年 同月比	季節 調整値	原数值	
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成29年度	-	▲ 4.1	-	4.8	-	1.55	-	▲ 5.7	-	3.3	-	2.30	▲ 5.8
平成30年度	-	▲ 2.0	-	3.2	-	1.63	-	▲ 2.7	-	3.0	-	2.44	▲ 4.6
令和元年度	-	▲ 1.2	-	▲ 2.8	-	1.60	-	▲ 4.7	-	▲ 4.4	-	2.45	▲ 9.1
令和2年度	-	6.8	-	▲ 16.2	-	1.26	-	▲ 6.3	-	▲ 14.7	-	2.23	▲ 15.0
令和3年度	-	1.7	-	6.0	-	1.31	-	4.4	-	6.2	-	2.27	2.7
令和4年度	-	0.8	-	10.8	-	1.44	-	▲ 2.1	-	9.1	-	2.52	0.3
令和5年度	-	1.3	-	▲ 4.4	-	1.36	-	▲ 1.7	-	▲ 4.8	-	2.45	▲ 1.5
令和4年度													
令和4年4月	▲ 0.3	2.4	2.2	13.1	1.40	1.31	▲ 3.9	▲ 1.2	2.8	12.8	2.48	1.75	▲ 1.0
5月	0.2	4.1	1.1	16.2	1.42	1.30	2.1	11.8	0.3	16.2	2.44	2.28	5.9
6月	▲ 0.6	4.5	1.1	15.7	1.44	1.34	▲ 3.0	3.6	1.6	11.6	2.55	2.50	7.3
7月	▲ 0.7	1.9	0.6	13.8	1.46	1.38	▲ 1.2	▲ 9.3	1.1	10.3	2.61	2.62	▲ 0.1
8月	▲ 0.6	0.3	▲ 0.1	13.7	1.46	1.42	▲ 1.7	▲ 3.6	▲ 1.9	16.1	2.60	2.66	4.2
9月	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.6	12.9	1.46	1.43	0.6	▲ 1.9	0.1	11.0	2.59	2.66	▲ 4.9
10月	0.1	▲ 1.0	0.4	12.7	1.47	1.49	1.5	▲ 5.2	0.0	7.5	2.55	2.79	▲ 4.6
11月	0.1	▲ 0.7	0.2	9.4	1.47	1.55	▲ 0.2	▲ 3.8	0.6	6.1	2.57	3.03	▲ 6.1
12月	0.2	▲ 0.5	0.0	8.5	1.46	1.61	▲ 4.8	▲ 7.2	0.2	9.3	2.71	3.45	▲ 9.9
令和5年1月	0.1	▲ 1.3	▲ 0.5	6.9	1.45	1.59	5.1	▲ 7.7	▲ 1.8	4.4	2.53	2.53	▲ 6.6
2月	0.9	0.3	▲ 0.6	6.0	1.43	1.52	2.7	4.3	▲ 2.6	4.7	2.40	2.44	3.0
3月	0.3	▲ 0.4	▲ 1.0	3.4	1.41	1.45	▲ 1.8	▲ 4.9	1.7	2.0	2.49	2.31	11.5
令和5年度													
令和5年4月	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 1.3	▲ 1.1	1.39	1.30	0.1	▲ 2.1	▲ 3.4	▲ 5.4	2.40	1.69	▲ 4.4
5月	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 1.6	1.40	1.28	▲ 2.4	▲ 0.9	1.2	0.5	2.49	2.32	▲ 0.9
6月	0.6	0.3	▲ 0.8	▲ 4.0	1.38	1.28	2.0	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 5.6	2.43	2.37	▲ 8.6
7月	0.6	1.6	▲ 0.7	▲ 4.5	1.36	1.30	▲ 1.1	0.1	▲ 2.5	▲ 8.2	2.39	2.41	2.4
8月	▲ 0.1	2.0	▲ 0.6	▲ 5.8	1.35	1.32	0.1	▲ 1.3	1.7	▲ 3.8	2.43	2.59	▲ 3.5
9月	▲ 0.3	1.9	▲ 0.2	▲ 5.9	1.36	1.32	▲ 1.2	0.8	▲ 1.9	▲ 8.3	2.41	2.42	2.1
10月	0.1	2.6	▲ 0.1	▲ 5.2	1.35	1.38	▲ 1.3	0.0	1.6	▲ 4.0	2.48	2.68	7.4
11月	0.0	1.7	▲ 1.6	▲ 7.2	1.33	1.41	▲ 0.3	▲ 5.0	▲ 3.0	▲ 8.2	2.41	2.93	1.3
12月	0.2	1.8	0.5	▲ 7.0	1.33	1.47	0.6	▲ 0.1	2.8	▲ 9.0	2.47	3.14	7.5
令和6年1月	▲ 0.3	1.6	▲ 0.2	▲ 6.3	1.34	1.46	▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 0.1	▲ 2.9	2.50	2.50	▲ 4.1
2月	2.9	3.5	4.3	▲ 2.2	1.36	1.44	14.4	1.6	6.1	2.8	2.32	2.47	7.1
3月	▲ 2.0	0.3	1.2	▲ 1.2	1.40	1.43	▲ 13.6	▲ 10.7	▲ 1.2	▲ 5.9	2.65	2.43	▲ 15.4
令和6年度													
4月	▲ 0.7	1.5	▲ 1.7	0.3	1.38	1.28	3.0	1.2	▲ 6.2	0.2	2.42	1.67	▲ 5.4
5月	1.1	2.4	▲ 2.6	▲ 2.6	1.33	1.22	3.7	2.0	▲ 1.6	▲ 2.2	2.29	2.22	▲ 1.2
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
令和7年1月													
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

2 令和5年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

令和6年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和6年5月

愛媛労働局

主要 安定所	就職件数 (一般)		充足件数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	5月実績	年間目標	5月実績	年間目標	4月実績	年間目標
	令和6年度実績累計	進捗率	令和6年度実績累計	進捗率	令和6年度実績累計	進捗率
松山	617	7,130	676	7,610	—	2,585
	1,162	16.3%	1,288	16.9%	—	—
今治	186	2,220	162	2,060	—	634
	378	17.0%	341	16.6%	—	—
八幡浜	98	1,070	89	925	—	233
	206	19.3%	174	18.8%	—	—
宇和島	125	1,540	116	1,360	—	360
	260	16.9%	236	17.4%	—	—
新居浜	150	1,730	171	1,690	—	497
	315	18.2%	349	20.7%	—	—
西条	149	1,490	112	1,230	—	467
	298	20.0%	228	18.5%	—	—
四国中央	129	1,470	133	1,430	—	417
	233	15.9%	251	17.6%	—	—
大洲	92	1,040	79	920	—	255
	187	18.0%	151	16.4%	—	—
合計	1,546	17,690	1,538	17,225	—	5,448
	3,039	17.2%	3,018	17.5%	—	—

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになる。

有効求人倍率の推移（季節調整値）

(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

愛媛労働局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.40	1.42	1.45	1.49	1.53	1.51	1.52	1.56	1.55	1.57	1.54	1.57	1.51	1.55
30年	1.57	1.59	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和 元年	1.67	1.67	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.64	1.64	1.62	1.64	1.60
2年	1.56	1.53	1.47	1.39	1.35	1.32	1.29	1.24	1.24	1.21	1.18	1.18	1.33	1.26
3年	1.20	1.24	1.25	1.27	1.27	1.30	1.30	1.29	1.28	1.29	1.32	1.34	1.28	1.31
4年	1.35	1.35	1.37	1.40	1.42	1.44	1.46	1.46	1.46	1.47	1.47	1.46	1.42	1.44
5年	1.45	1.43	1.41	1.39	1.40	1.38	1.36	1.35	1.36	1.35	1.33	1.33	1.38	1.36
6年	1.34	1.36	1.40	1.38	1.33									

※ 1 季節調整法はセンサス局法II(X-12-ARIMA)による。
 なお、令和5年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
 2 年計及び年度計は原数値。

参 考

用語	解説
季節調整値	求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数值)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値=原数值 ÷ 季節指数 × 100)
新規求人数	期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。
月間有効求人数	前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。
新規求職申込件数	期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。
月間有効求職者数	前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。
新規求人倍率	新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。
有効求人倍率	有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。
正社員	雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。